

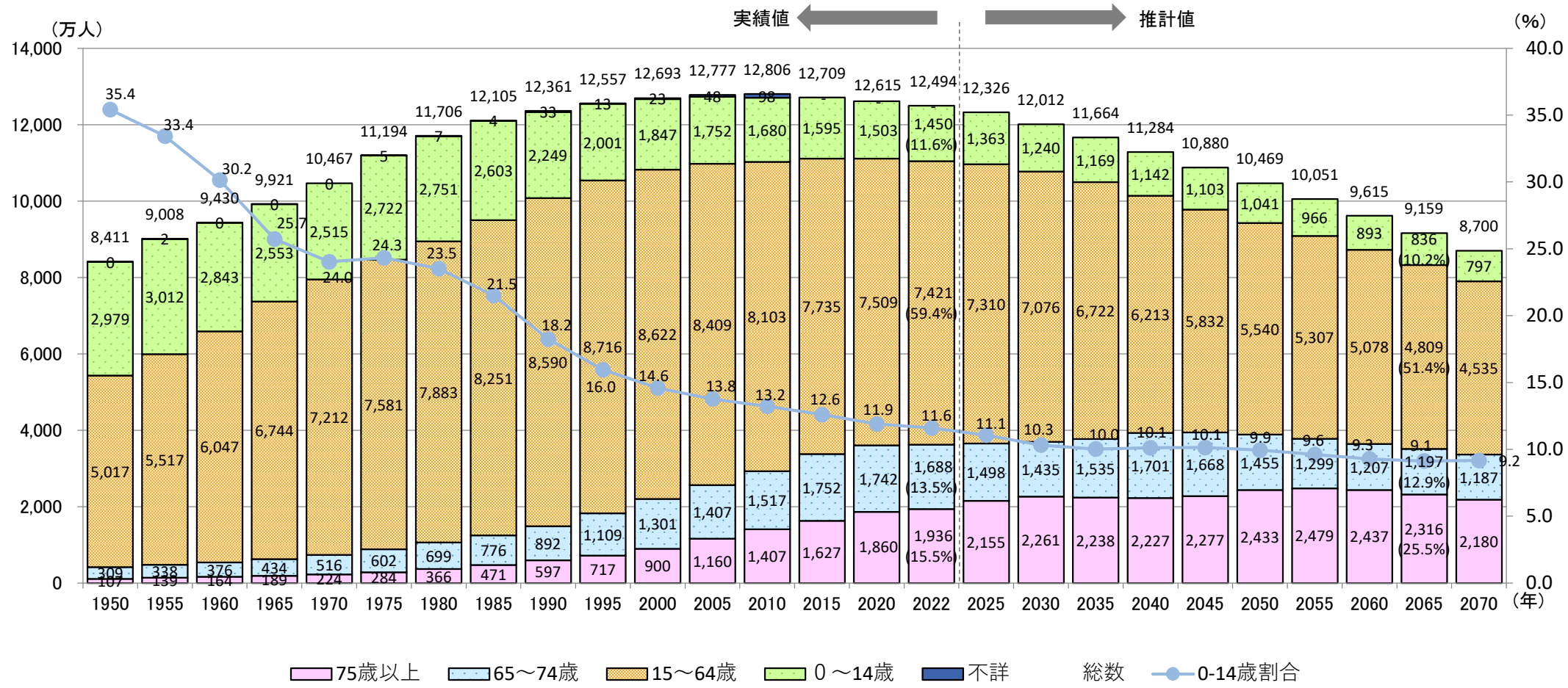
こども・若者、子育て家庭を 取り巻く状況について

※本資料は、白書等から主たるデータを抜粋したものであり、こども・若者に関するデータすべてを網羅するものではない。

①人口構造、こども・若者の数

日本の人口構造

◆ 社会全体の中で、年少人口割合（0-14歳割合）は年々低下。2050年以降、10%未満の水準になる。



資料：2020年までは総務省「国勢調査」（2015、2020年は不詳補完値による。）、2022年は総務省「人口推計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果から作成。

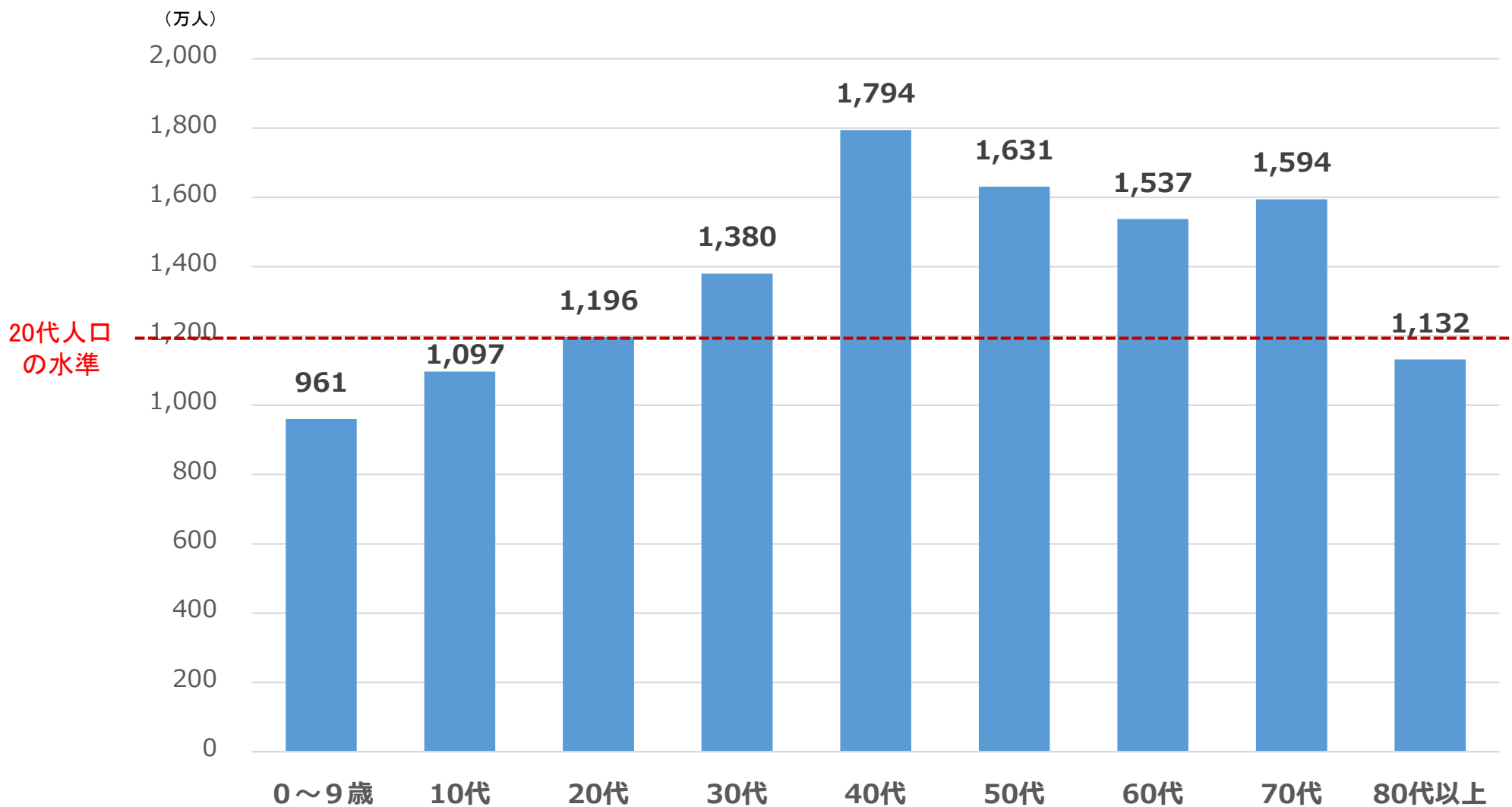
注：1. 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は総務省統計局「令和2年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950～2010年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、下記の注釈における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

2. 沖縄県の1950年75歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び1955年75歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

3. 百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数第1位までを表示した。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。

日本の年代別人口

◆ 2020年10月時点で、20代人口は40代人口の3分の2程度となっている。

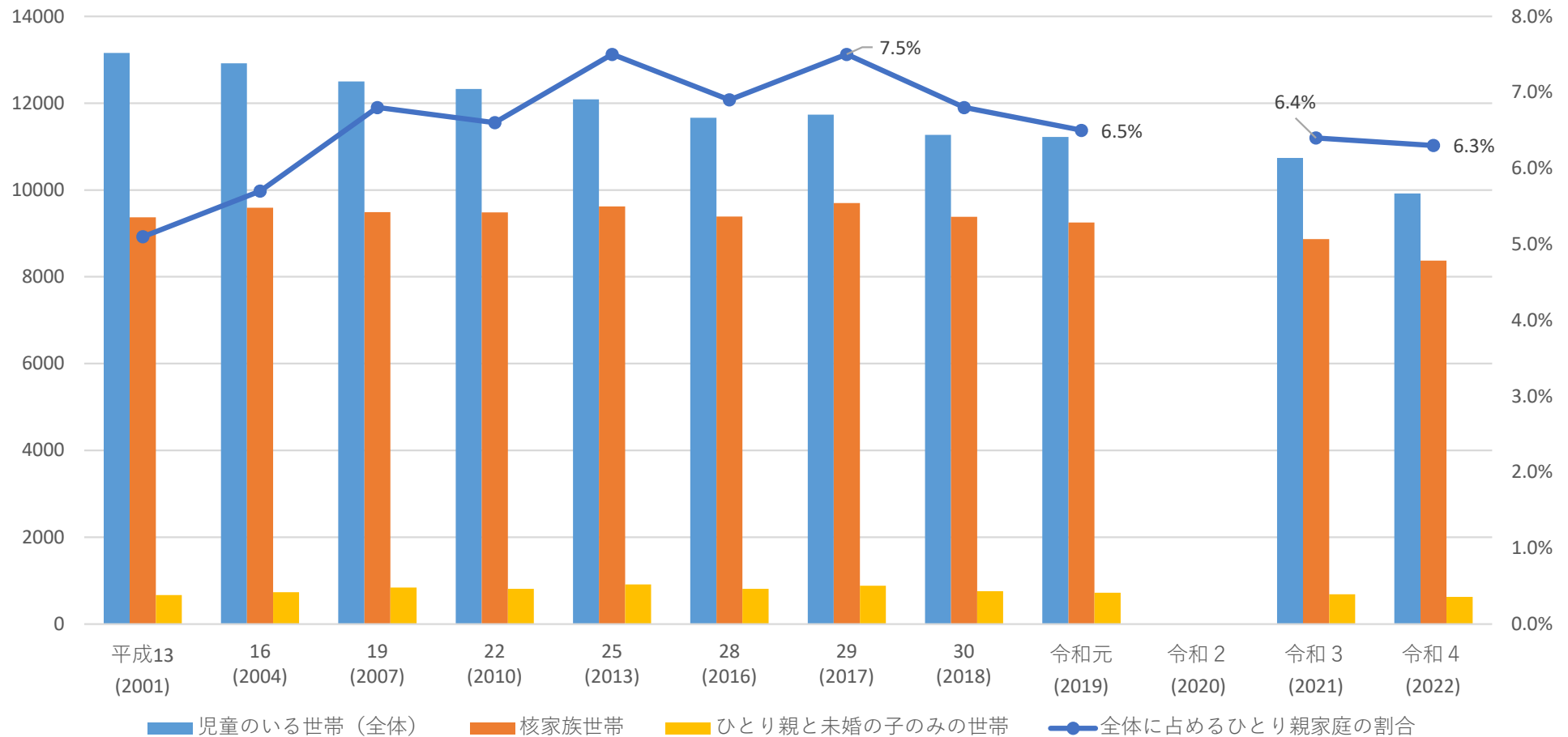


資料:総務省「令和2年国勢調査」(2020年10月時点)を元に内閣府作成。

こどものいる世帯の状況

◆ こどものいる世帯の数は、令和4年で約992万世帯。(全世帯の18.3%)

(千世帯)



(出典)厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注)1.平成28年の数値は、熊本県を除いたものである。

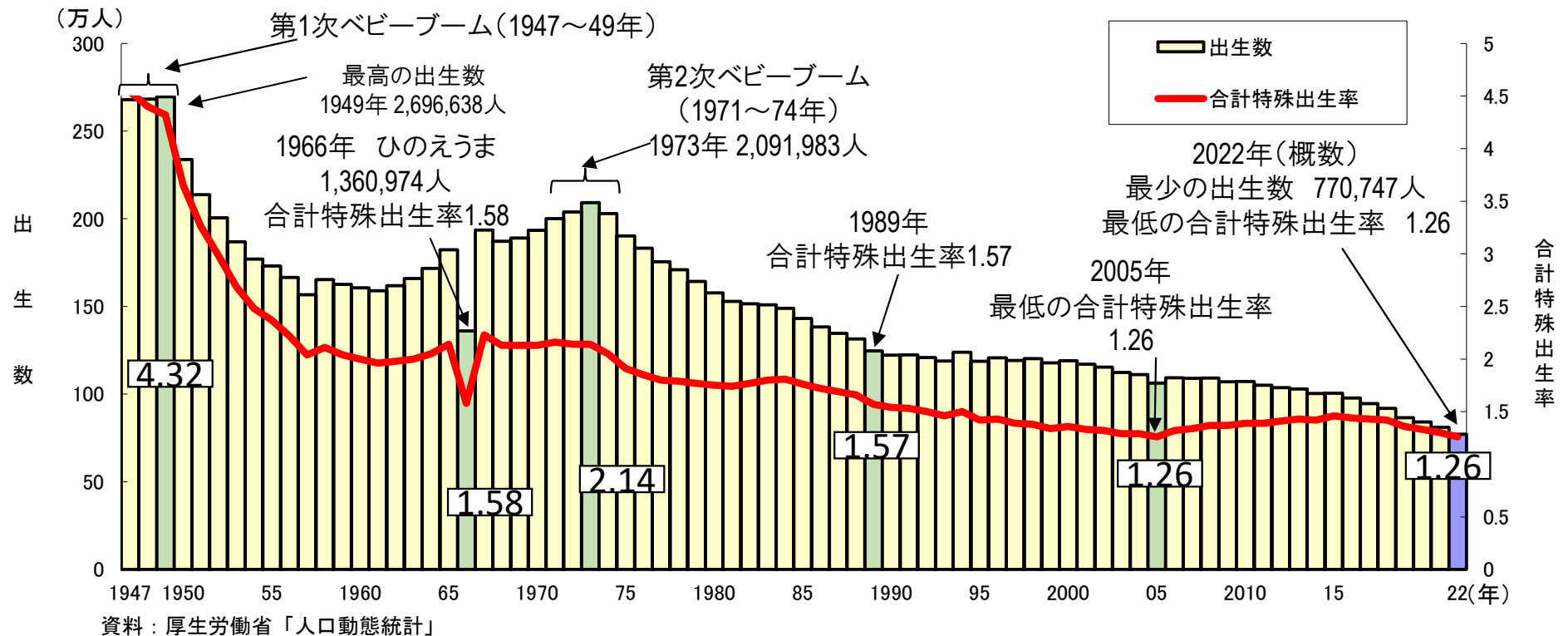
2.「児童」は18歳未満の未婚の者をいう。

3.令和2年は調査を実施していない。

出生数と合計特殊出生率の推移

- ◆ 2022年の出生数（概数）は77万747人。
- ◆ 対前年比▲5.0%となり、初めて80万人を下回った。

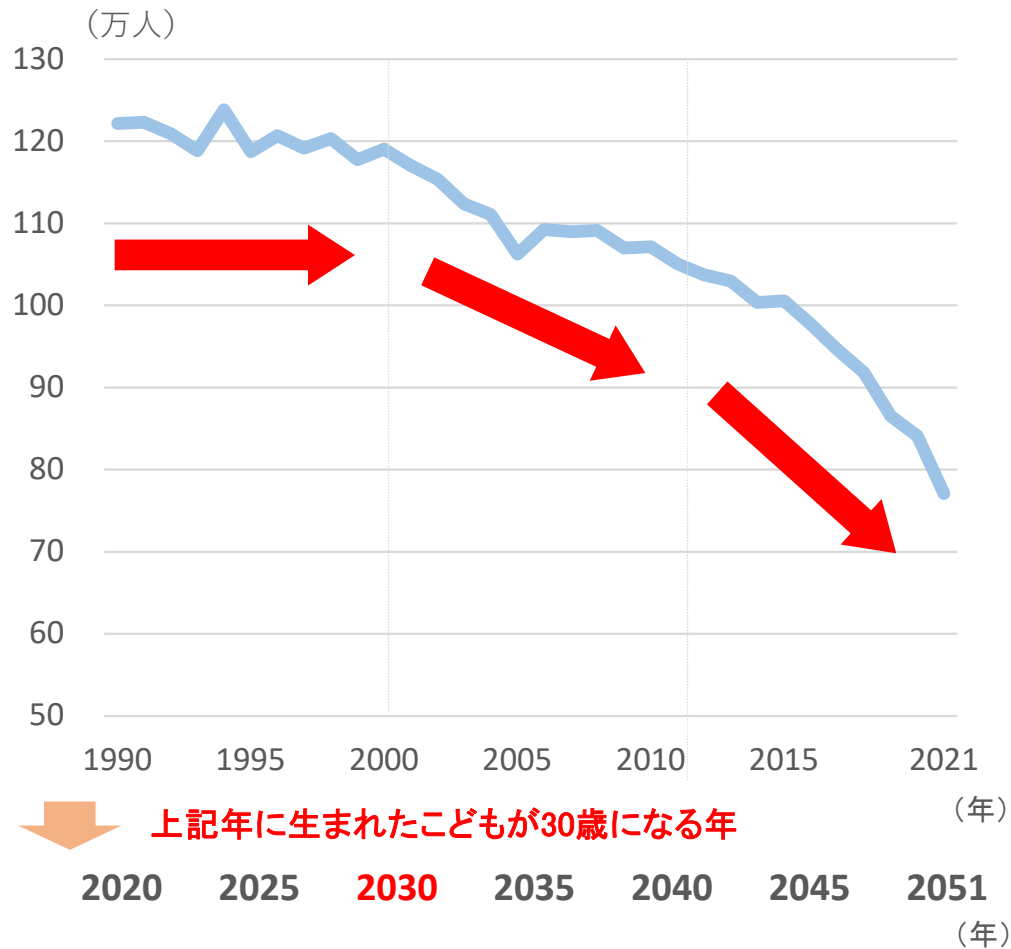
年	1949年	...	1973年	...	1989年	...	2005年	...	2021年	2022年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万 6,802人	...	106万 2,530人	...	81万 1,622人	77万747人 (概数)
合計特殊出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.30	1.26 (概数)



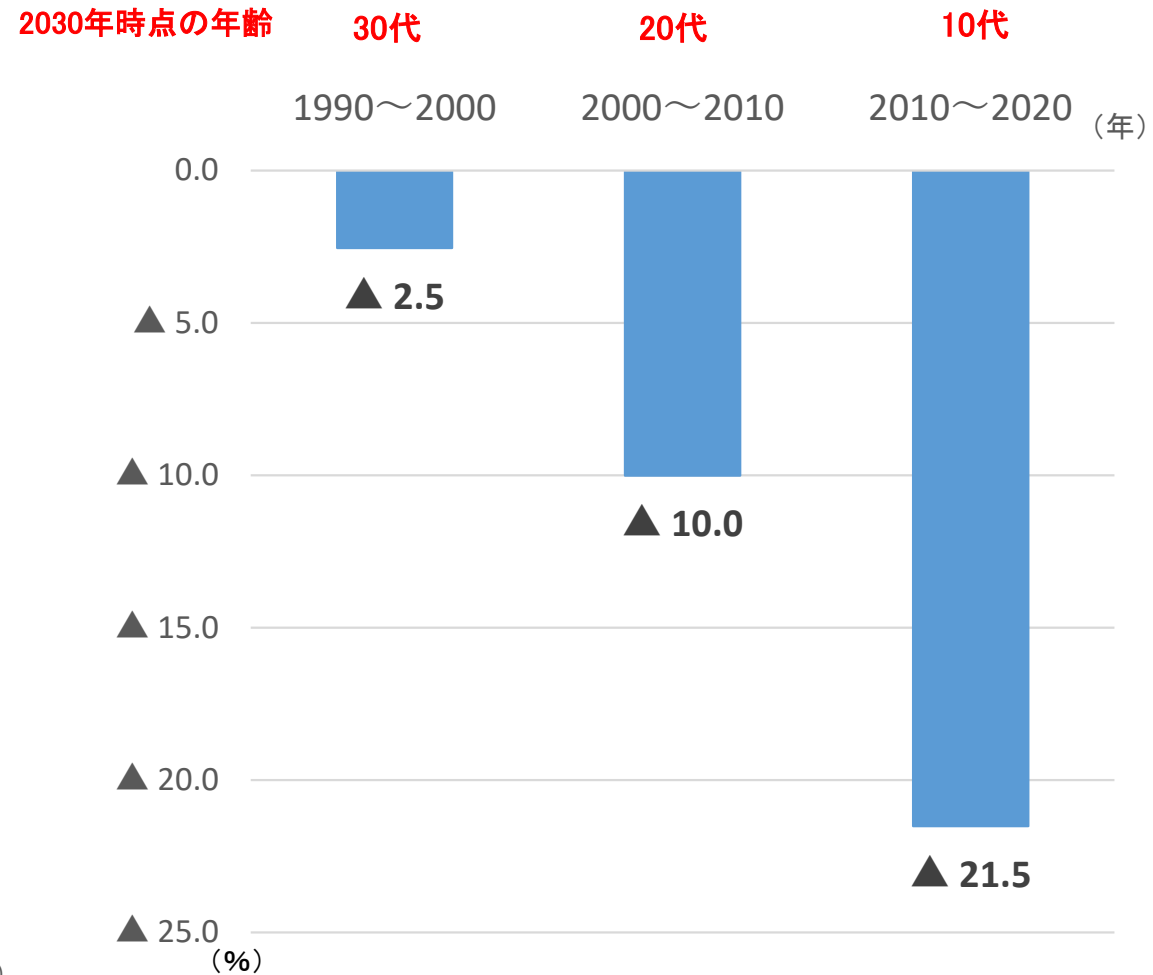
2030年代を境に加速度的に急減する若年人口

- ◆ 2030年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
- ◆ 2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス。

出生数の推移



出生年(10年間)ごとの減少割合

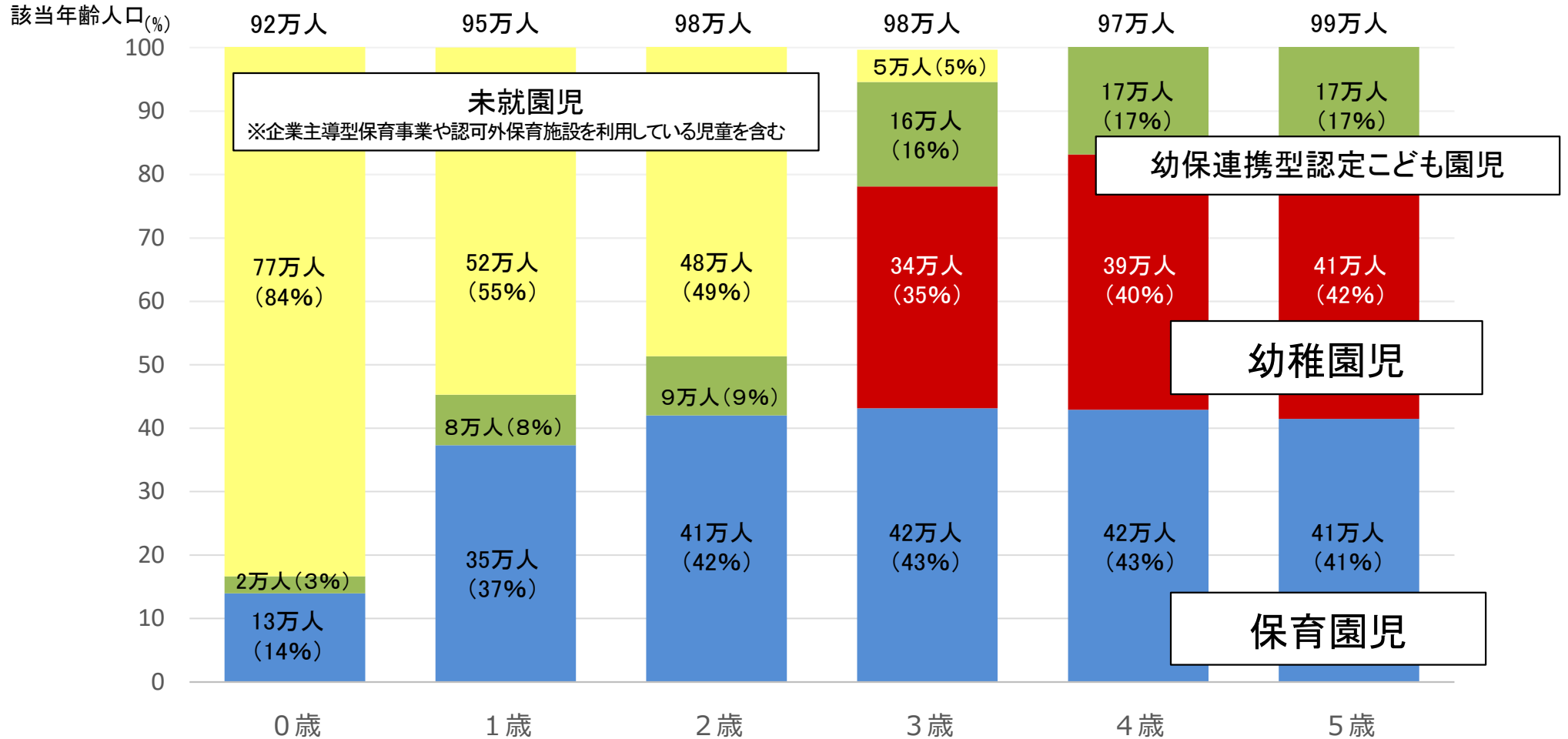


資料:厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

②乳幼児期～学童期～思春期～青年期

未就学児の年齢別の状況

◆ 0～2歳児は約6割が未就園。4歳以降は、ほぼ保育園・幼稚園・認定こども園に通園。



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

初等中等教育機関の在学者数

◆小学校の在学者数は約620万人、中学校の在学者数は約320万人、高校の在学者数は約300万人

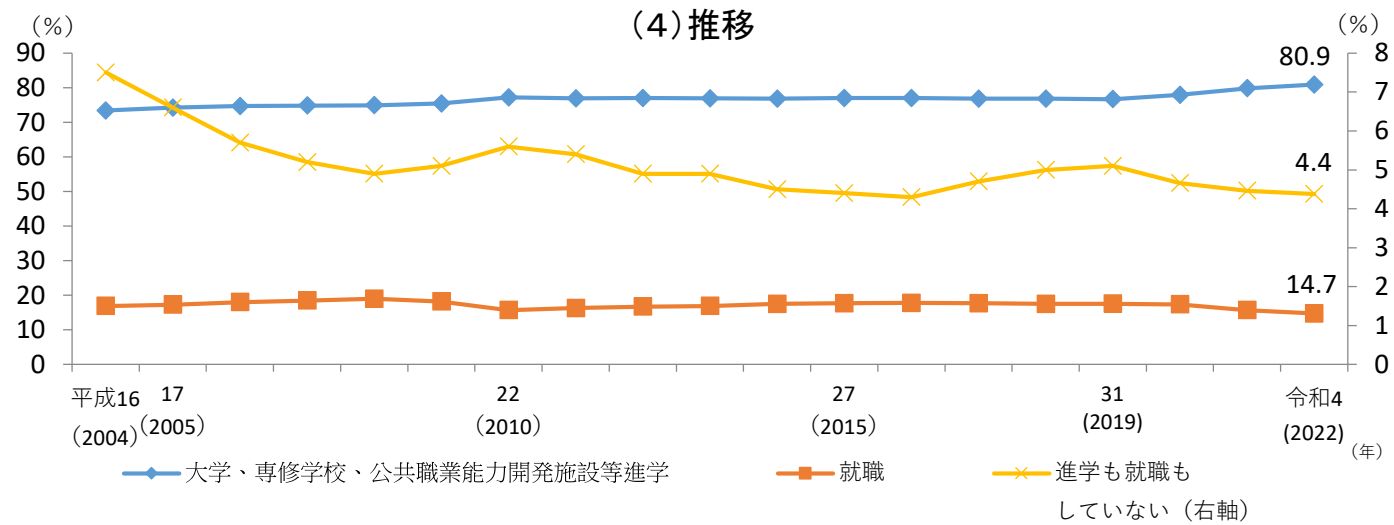
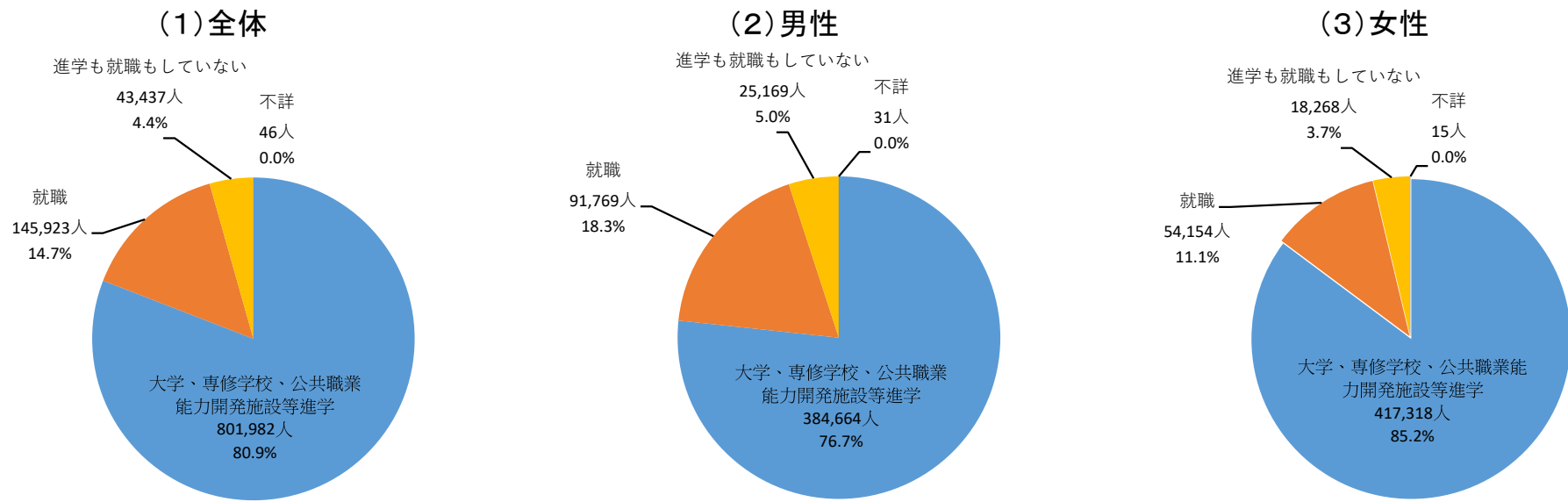
(人)

区分	計	国立	公立	私立
小学校	6,151,305	36,041	6,035,384	79,880
中学校	3,205,220	27,156	2,931,722	246,342
義務教育学校	67,799	3,782	63,789	228
高等学校	2,956,900	8,172	1,933,568	1,015,160
中等教育学校	33,367	2,876	23,411	7,080
特別支援学校	148,635	2,902	144,858	875
専修学校	635,574	276	22,452	612,846
各種学校	102,108	-	444	101,664

(出典)文部科学省 「令和4年度学校基本調査」

高等学校卒業生（令和4年3月）の状況

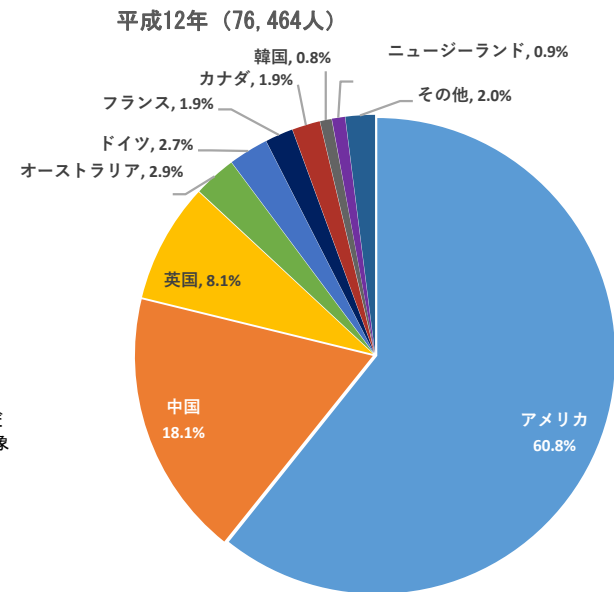
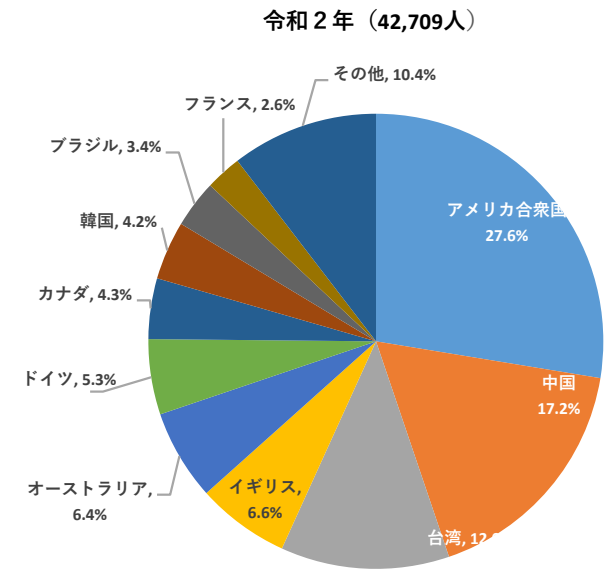
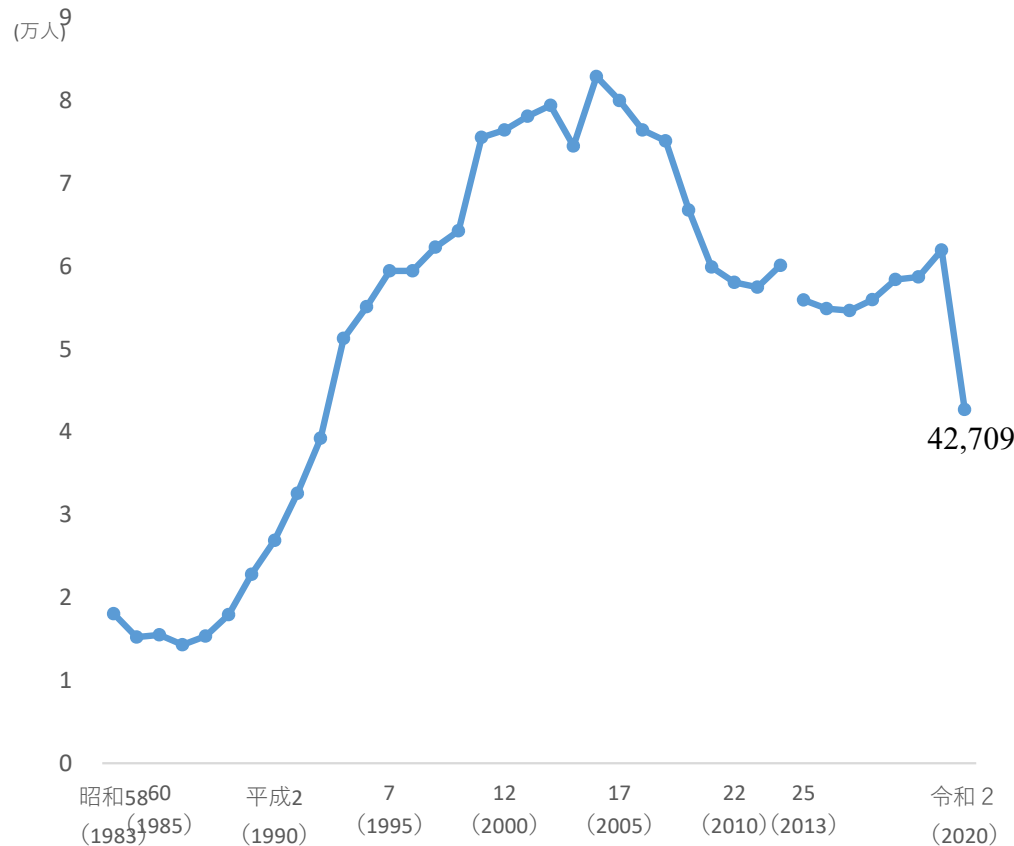
◆ 高等学校卒業生の状況は、大学、専修学校、公共職業能力開発施設等進学がおおよそ7～8割となっている。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」
 (注) 1. 中等教育学校後期課程卒業者を含む。
 2. 進学し、かつ就職している者は、「就職」に計上し、「大学・短期大学、公共職業能力開発施設等進学」から除いている。

日本人の海外留学状況

◆ 日本人の海外留学者数は、平成16年をピークに減少傾向となっており、近年は横ばいで推移していたが、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、大きく減少。

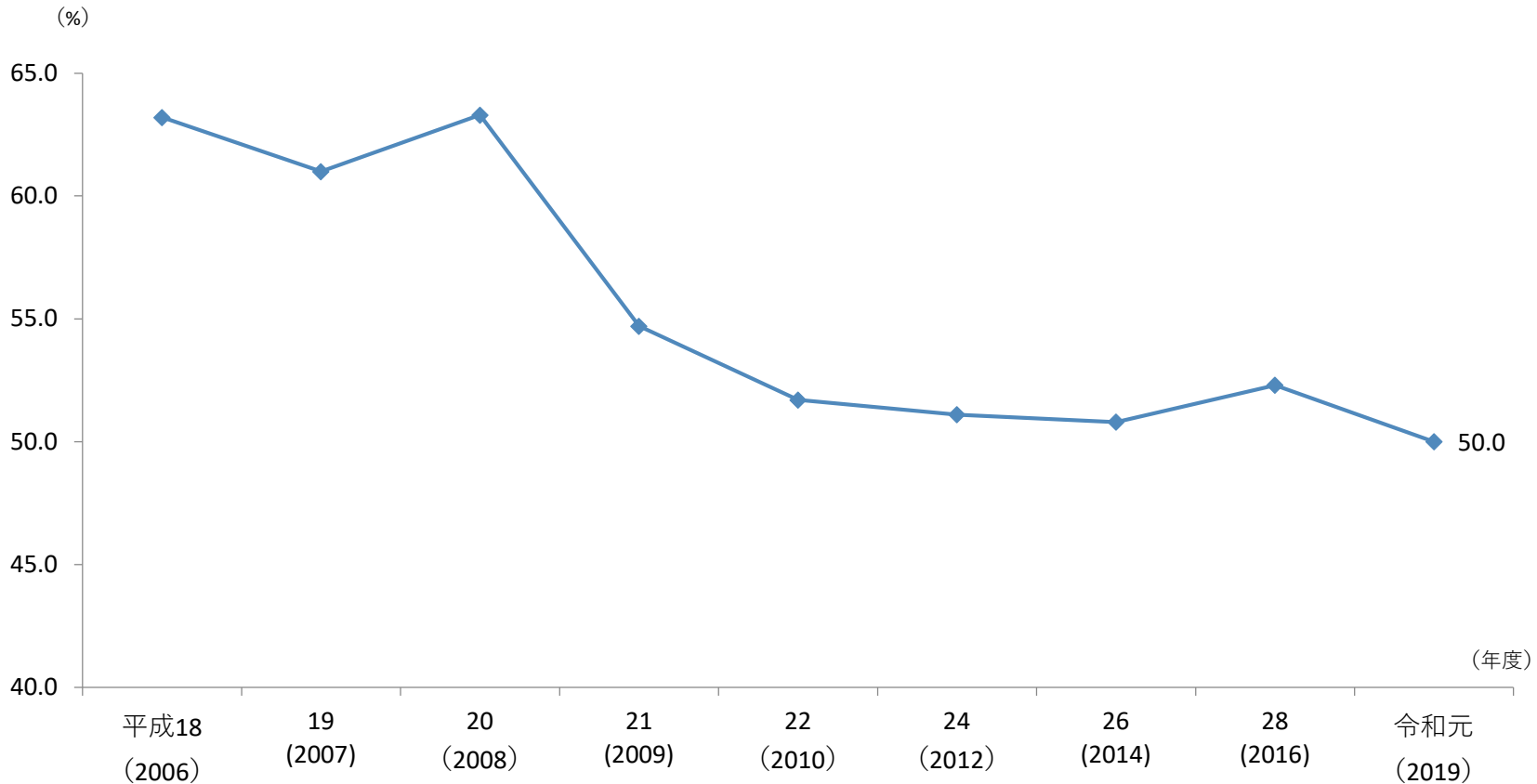


(出典) 以下の複数の統計を基に文部科学省が集計したもの

- ・OECD「Education at a Glance」及びユネスコ統計局2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留学生(勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生で、学位取得を目的とした留学をしている学生)を対象交換留学等短期の留学は含まない。2012年統計までは、外国人学生(受入れ国の国籍を持たない学生)が対象
- ・Institute for International Education(IEE)「Open Doors」米国の高等教育機関に在籍している、米国民(永住権を有する者を含む)以外の者
- ・中国教育部学生ビザ(Xビザ(留学期間が180日以上))または訪問ビザ(滞在180日未満)などで中国の大学に在学している者
- ・台湾教育部 台湾の高等教育機関に在籍している者(短期留学生を含む)
- ・インドネシア教育文化研究技術省 高等教育機関に在籍している学位取得プログラムを履修する者。
- ・タイ高等教育・科学技術・イノベーション省 留学査証にて、高等教育機関に在籍している外国人学生

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率（小学生）

◆ 学校以外の団体が行う自然体験活動への参加率は50%程度にとどまっている。

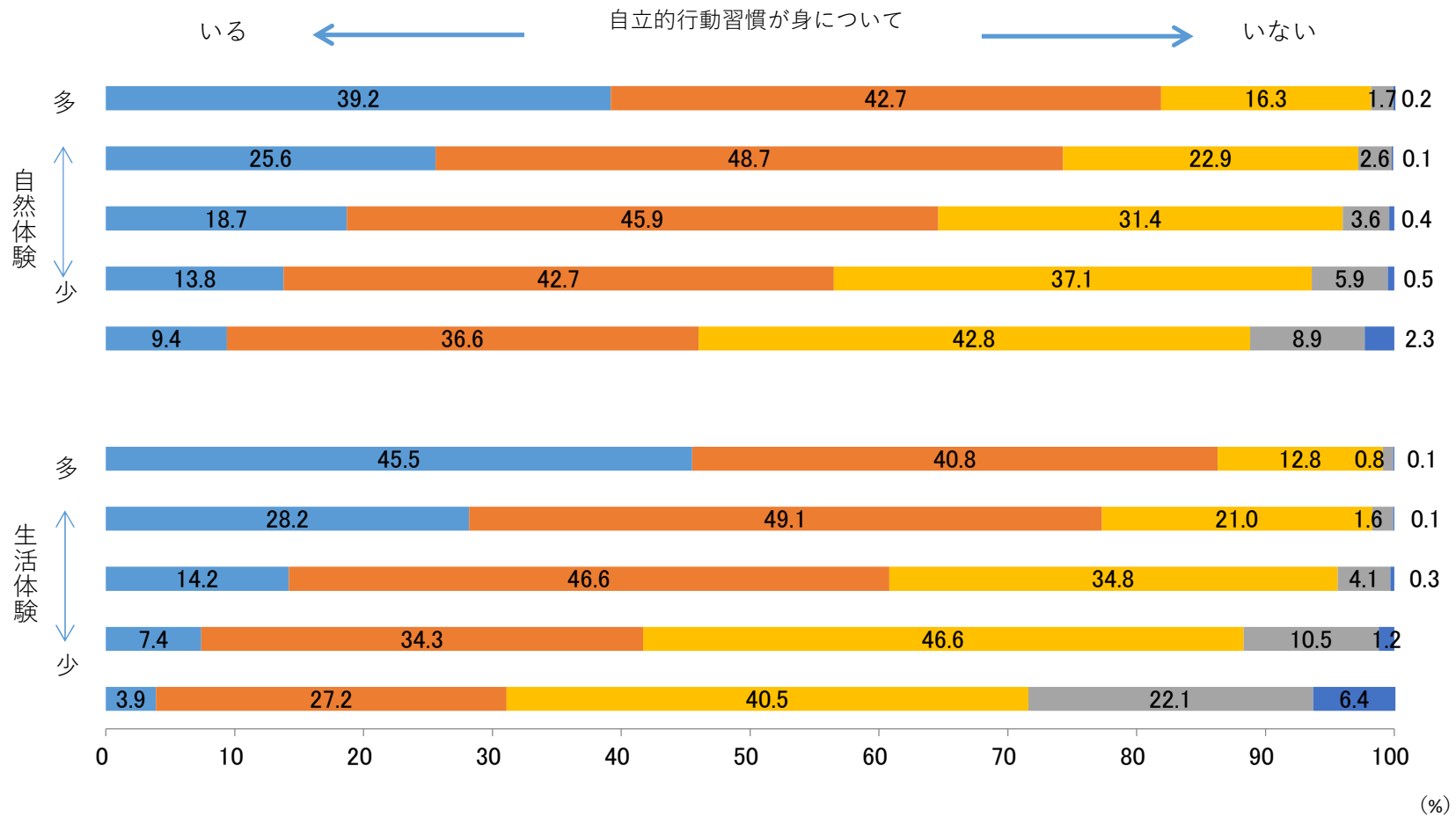


(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)」

(注) 平成23年度及び平成25年度、平成27年度、平成29年度、平成30年度は調査が実施されていない。

自然体験・生活体験と自立的行動習慣との関係

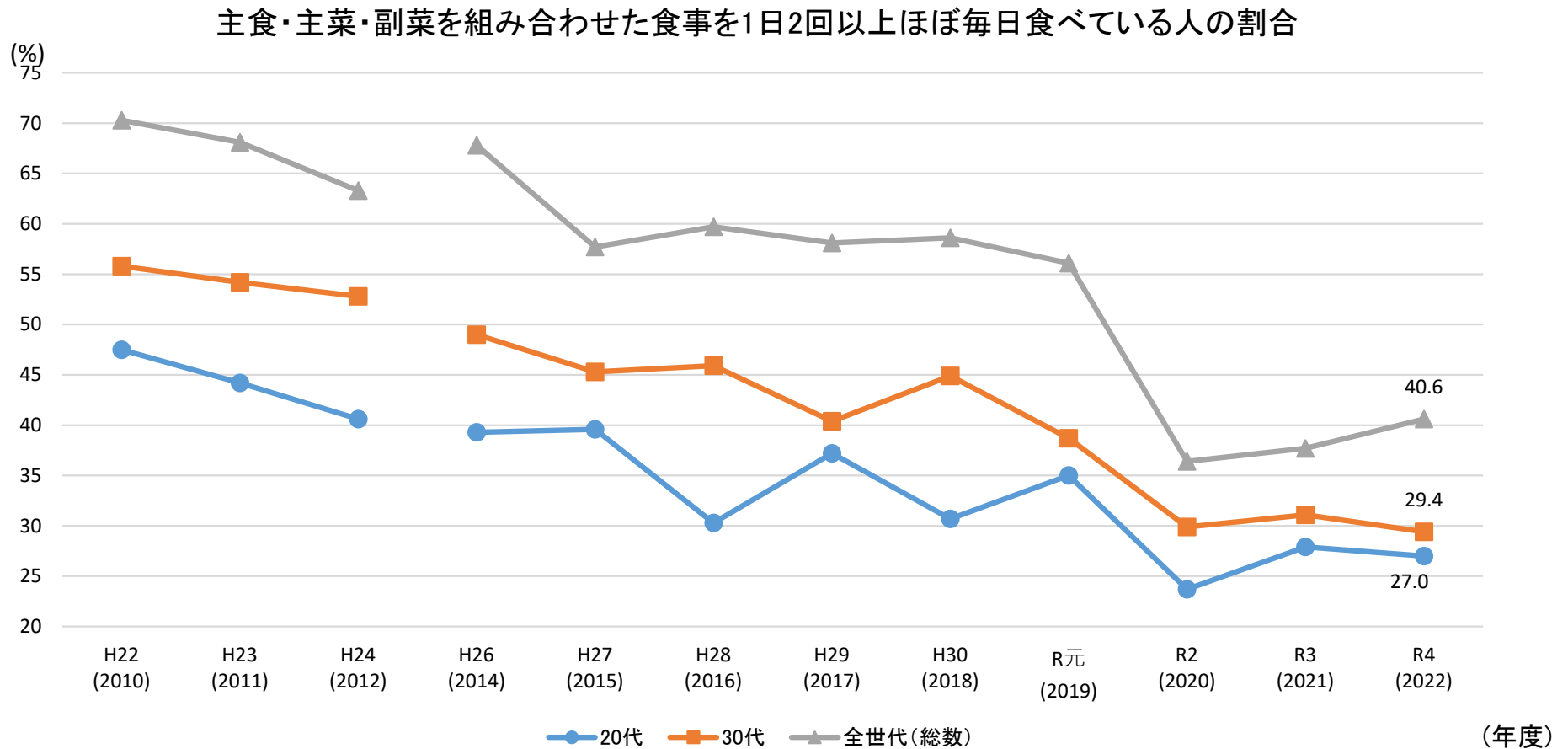
◆ 自然体験・生活体験を多く行ったこどもほど自立的行動習慣が身についている傾向が見られる。



(出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査(令和元年度調査)」をもとに再集計

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合

◆ 近年、特に20代の若者において、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の割合が低い。



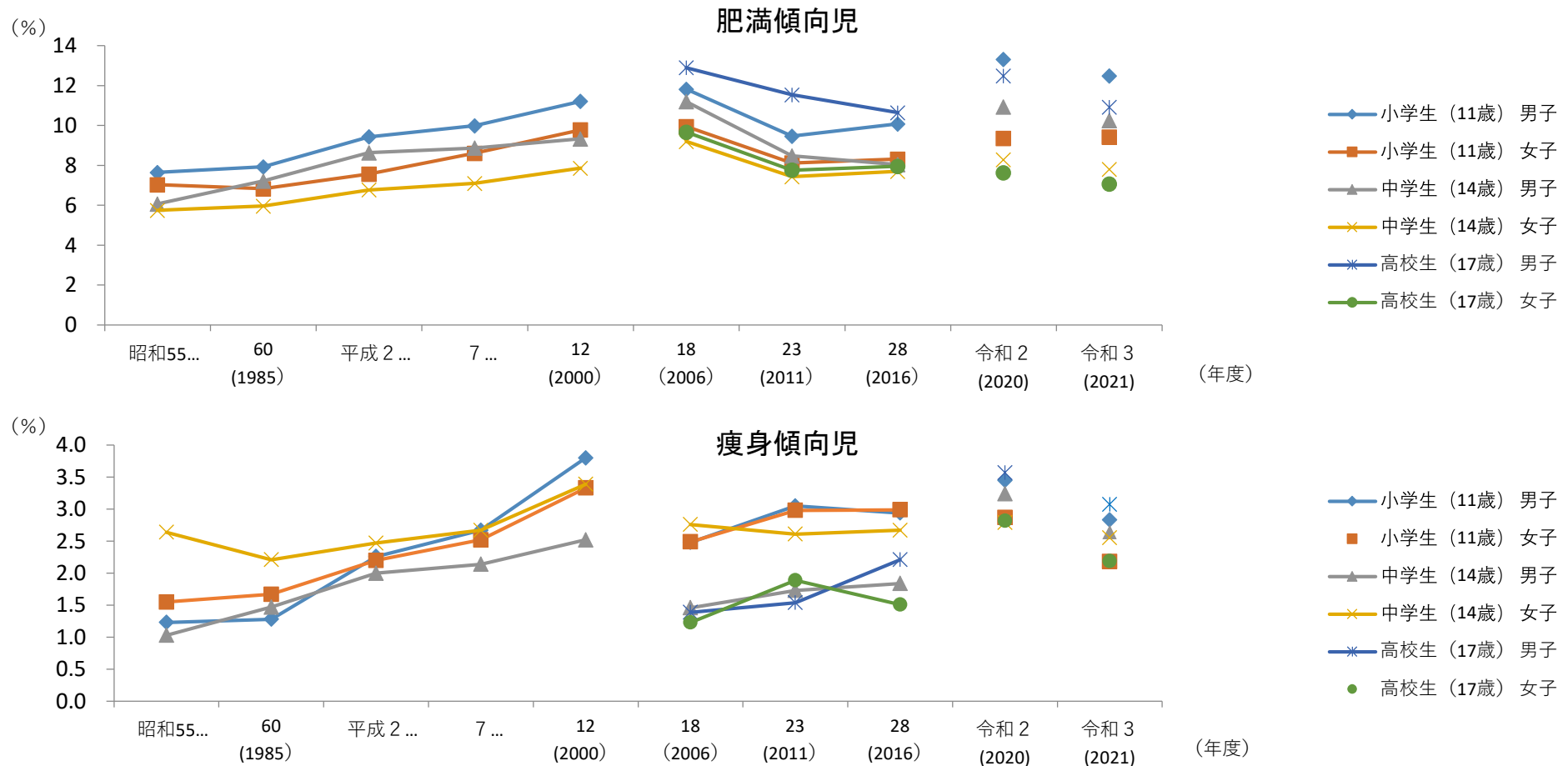
(出典)農林水産省(平成27年度までは内閣府)「食育に関する意識調査」

(注)1. 平成25年度は、本問についての調査は実施していない。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年度以降は調査方法を「郵送及びインターネットを用いた自記式」に変更して実施(令和元年度までは「調査員による個別面接聴取」)。

肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

◆ 令和2年度では、肥満傾向児及び痩身傾向児の割合に増加傾向が見られる年齢層があった。



(出典) 文部科学省「学校保健統計」

(注) 1. 平成18年度から算出方法が変更となっている。

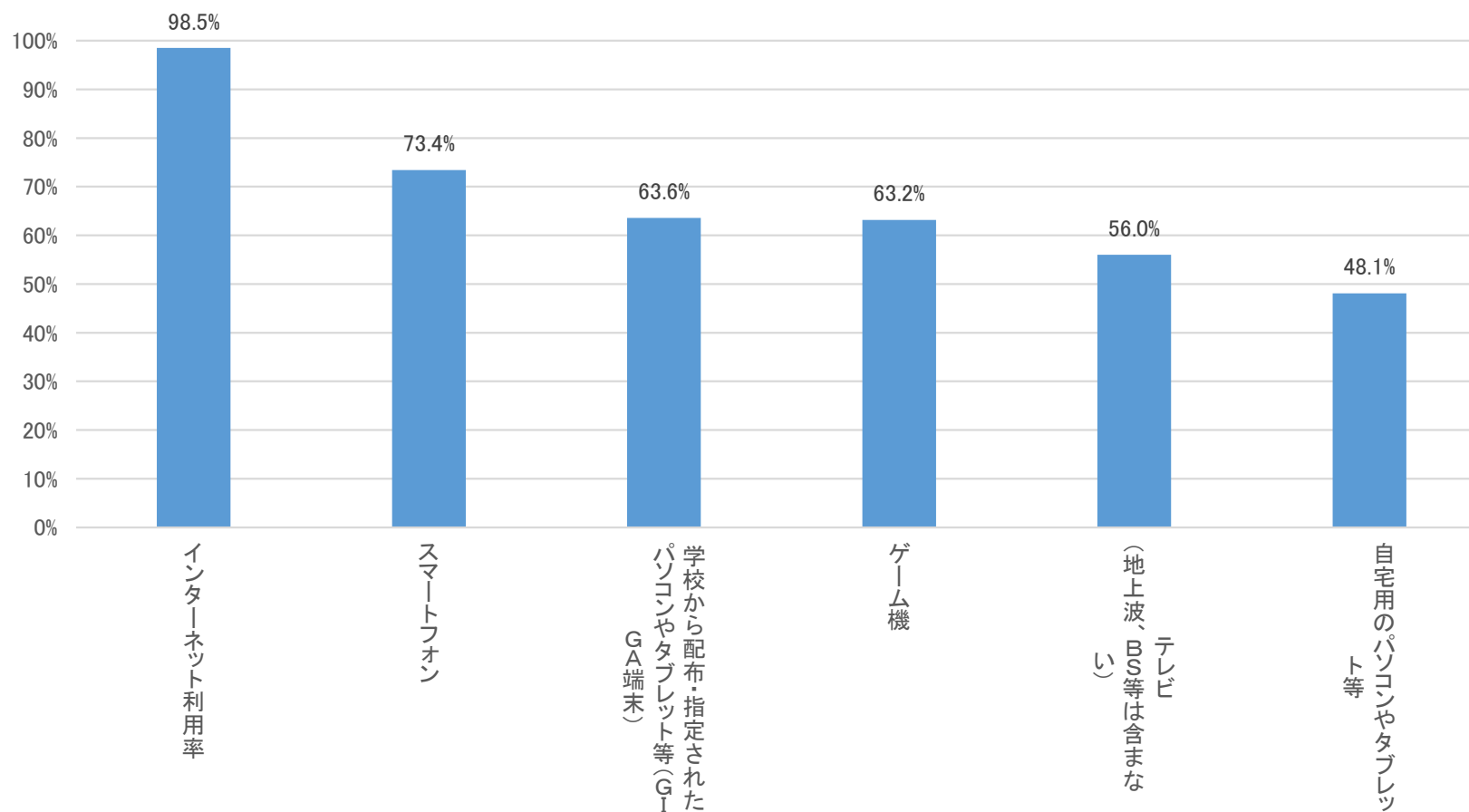
2. 性別、年齢別、身長別標準体重から肥満度を算出し、肥満度が20%以上の者が肥満傾向児、-20%以下の者が痩身傾向児。

3. 高校生は平成18年度から調査されている。

4. 令和2年度・令和3年度の数値については調査時期の影響が含まれるため、令和元年度までの数値と単純な比較はできない。

インターネットの利用率（令和4年度）

◆ 青少年の98.5%が、インターネットを利用していると回答。



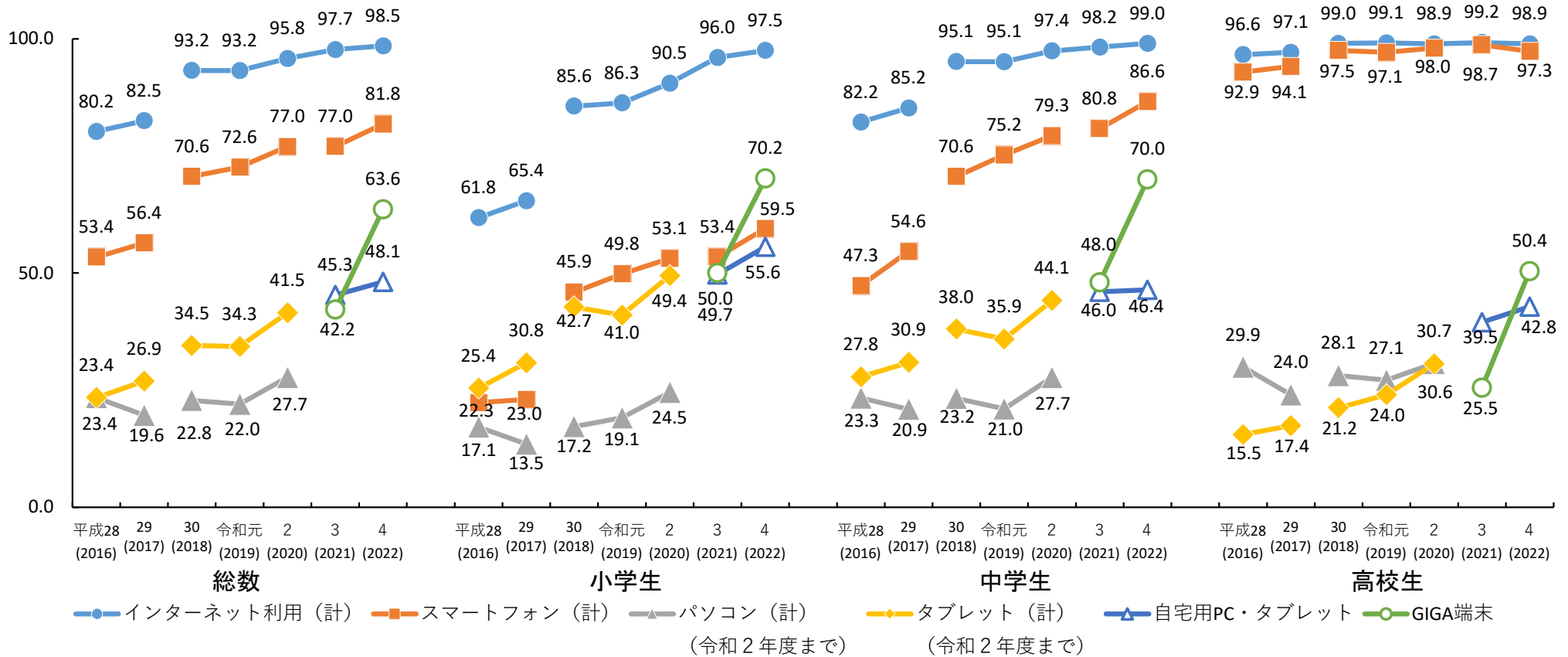
（出典）内閣府「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

（注）1. 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年（以下「第5-13図」まで同じ）。

（注）2. 令和3年度調査からインターネットを利用している機器を変更。

機器ごとのインターネット利用状況（平成28年度から令和4年度）

- ◆ インターネット利用は、小学生・中学生・高校生とも97%以上。
- ◆ 令和4年度はGIGA端末の利用割合が前年度から増加。



(出典)内閣府「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

(注)1. 令和3年度調査から「インターネットを利用している機器」を変更

2. 「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「契約していないスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した青少年。平成28年度から令和2年度までは、「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「契約切れスマートフォン(平成28年度から平成29年度までは、携帯電話の契約が切れたスマートフォン)」のいずれかを利用すると回答した青少年。「パソコン(計)」は、「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」のいずれかを利用すると回答した青少年。「タブレット(計)」は、「タブレット」、「学習用タブレット」、「子供向け娯楽用タブレット」のいずれかを利用すると回答した青少年。複数の機器を使用している場合もあるため(計)は、合計値が100%とならない。

3. インターネット利用率についての質問形式は、平成28年度から平成29年度までは「青少年に調査した15機器のうち、いずれかの機器でのインターネット利用の有無」を問う設問であり、平成30年度以降の「インターネット利用の有無」を問う設問と相違があるため、平成29年度までの調査結果とは直接比較できない。

インターネットの利用時間（平日1日当たり）（令和4年度）

◆ インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ17分増加し、約4時間41分。

わからない・無回答
 1時間未満
 1時間以上2時間未満
 2時間以上3時間未満
 3時間以上4時間未満
 4時間以上5時間未満
 5時間以上6時間未満
 6時間以上7時間未満
 7時間以上



	令和4年度			令和3年度			令和2年度		令和元年度	
	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	5時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合	平均利用時間	3時間以上の割合
総数	280.5分	67.3%	37.4%	263.5分	65.3%	34.3%	205.4分	52.1%	182.3分	46.6%
小学生 (10歳以上)	213.7分	52.7%	24.2%	207.0分	51.9%	21.9%	146.4分	33.6%	129.1分	29.3%
中学生	277.0分	69.9%	36.7%	259.4分	67.1%	35.5%	199.7分	52.0%	176.1分	45.8%
高校生	345.0分	78.0%	50.2%	330.7分	77.5%	46.0%	267.4分	69.5%	247.8分	66.3%

（出典）内閣府「令和4年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

障害児等の数

○在宅で生活している障害児（18歳未満）：約28.2万人（平成28年調査） ※18歳未満人口の1.4%

身体障害のある児：6.8万人（平成23年調査：7.3万人）

知的障害のある児：21.4万人（同：15.2万人）

※施設に入所している障害児：1.6万人（令和3年調査）（平成24年調査：1.5万人）

※20歳未満で精神障害の患者数：外来59.5万人、入院0.4万人（令和2年調査）

（平成23年調査：外来17.6万人、入院0.3万人）

○障害児通所支援の利用者数：約45.7万人（令和4年度）

児童発達支援：15.1万人（平成24年度の3.2倍）

放課後等デイサービス：30.6万人（同5.7倍）

○特別支援教育を受ける児童生徒数（令和4年度 ※通級は令和2年度）

特別支援学校（幼小中高）：14.9万人（平成24年度の1.1倍） ※全児童生徒の0.9%（小中）

特別支援学級（小中）：35.3万人（同2.1倍） ※全児童生徒の3.7%

通級による指導（小中高）：18.4万人（同2.3倍） ※全児童生徒の1.9%（小中）

○通常の学級に在籍する「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合（令和4年調査）

小学校・中学校：8.8%（平成24年調査：6.5%）

高等学校：2.2%

○在宅の医療的ケア児数：約2.0万人（令和3年）（平成24年：約1.4万人）

厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」「患者調査」「社会福祉施設等調査」、文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」等のデータを元にこども家庭庁作成。

ひとり親家庭の現状

- ◆ ひとり親家庭の平均所得は、他のこどものいる世帯と比べて大きく下回っており、こどもの大学進学率が低い。

(1)こどものいる世帯の1世帯当たりの平均所得(令和3年)

(万円)

夫婦と未婚の子のみの世帯	802
ひとり親と未婚の子のみの世帯	331.7

(出典)厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

(注)「こども」は18歳未満の未婚の者をいう。

(2)ひとり親家庭のこどもの進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	94.7%	98.9%
大学等への進学率	65.3%	83.8%

(出典)ひとり親家庭:「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」、全世帯:「令和3年度学校基本調査」を基に算出。

(注)1.「ひとり親家庭」において、「高校等」とは、高等学校、高等専門学校を、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校をいう。

2.「全世帯」において、「高校等」とは、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を、「大学等」とは、大学、短期大学、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科、専修学校(高等課程を除く)、各種学校をいう。

ひとり親世帯等の生活に関する指標

- ◆ ひとり親世帯の1～2割が電気、ガス、水道料金の未払い経験があると回答。また3～4割が食料又は衣服が買えない経験があると回答。いずれも子どもがいる全世帯と比べて高い割合となっている。
- ◆ ひとり親世帯及び等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位に属する世帯（低所得世帯）のうち、1割弱が重要な事柄の相談について、2割強がいざという時のお金の援助について、頼れる人がいないと回答。

電気、ガス、水道料金の未払い経験（平成29年）

(%)

	電気	ガス	水道
ひとり親世帯	14.8	17.2	13.8
子供がある全世帯	5.3	6.2	5.3

食料又は衣服が買えない経験（平成29年）

(%)

	食料	衣服
ひとり親世帯	34.9	39.7
子供がある全世帯	16.9	20.9

子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（平成29年）

(%)

	重要な事柄の相談	いざという時のお金の援助
ひとり親世帯	8.9	25.9
等価可処分所得 第Ⅰ～Ⅲ十分位	7.2	20.4

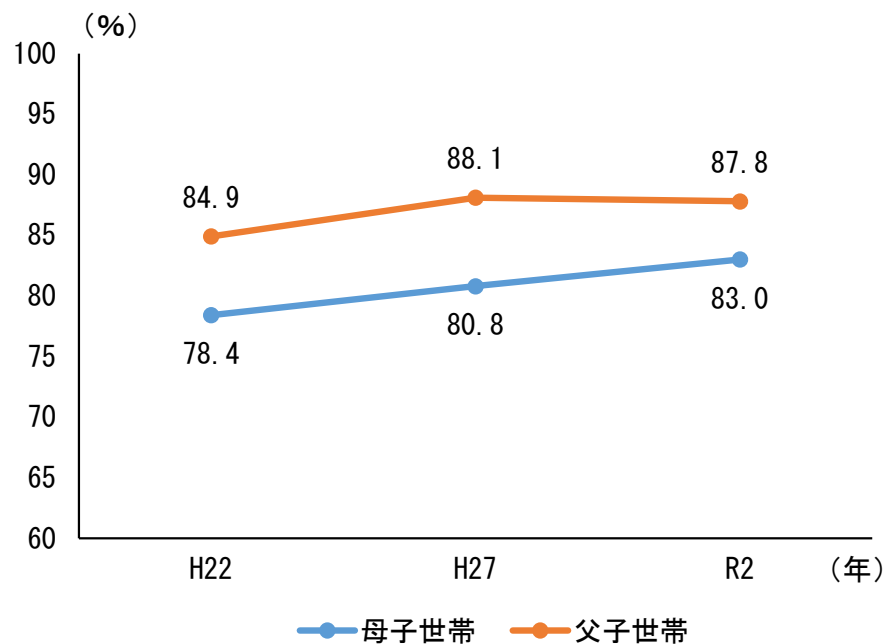
※国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（内閣府からの依頼による特別集計）をもとに作成。

※「等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位」とは、世帯を等価可処分所得（世帯人員数を勘案した世帯の可処分所得）の低い順に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように10等分したうちの、低い方から数えて3グループのこと。低所得世帯の代替指標となっている。

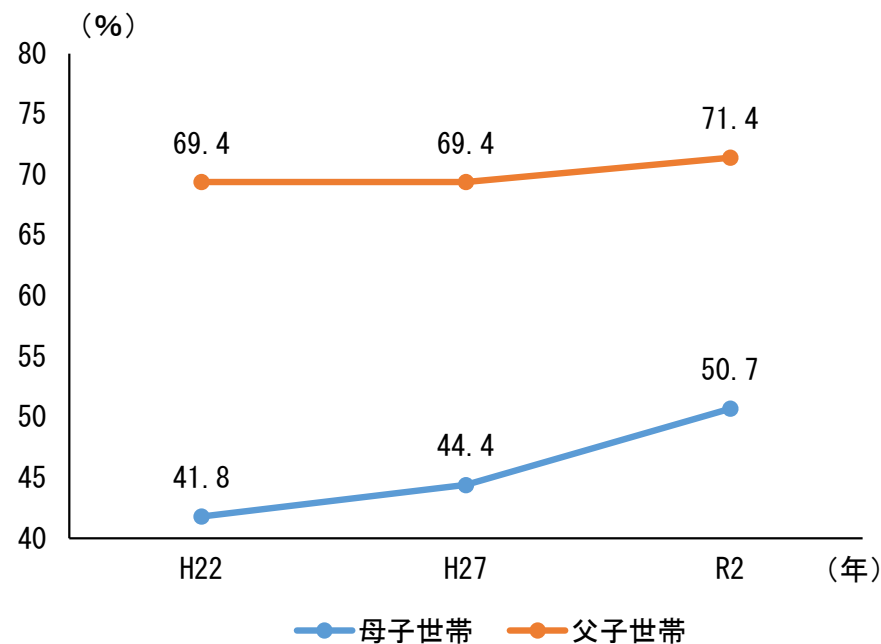
ひとり親家庭の親の就業に関する指標

- ◆ ひとり親家庭の親の就業率は、上昇傾向にある。
- ◆ ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合も、上昇傾向にある。

ひとり親家庭の親の就業率



ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合



※総務省「国勢調査」をもとに作成。

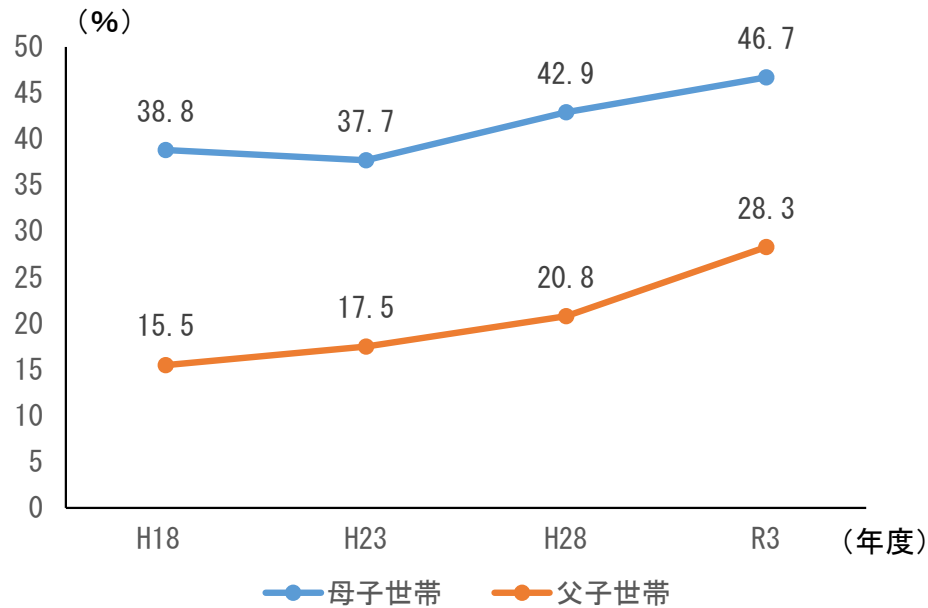
【参考：全体（15歳以上／15～64歳）】（算出方法が異なることに留意。）

男女別の就業率 (総務省「労働力調査」)	女性：51.8%、男性：69.3%（15歳以上） 女性：70.6%、男性：83.8%（15～64歳） (いずれも令和2年)
男女別の正規の職員・従業員の割合 (総務省「労働力調査」)	女性：45.6%、男性：77.8%（15歳以上） 女性：48.2%、男性：83.1%（15～64歳） (いずれも令和2年)

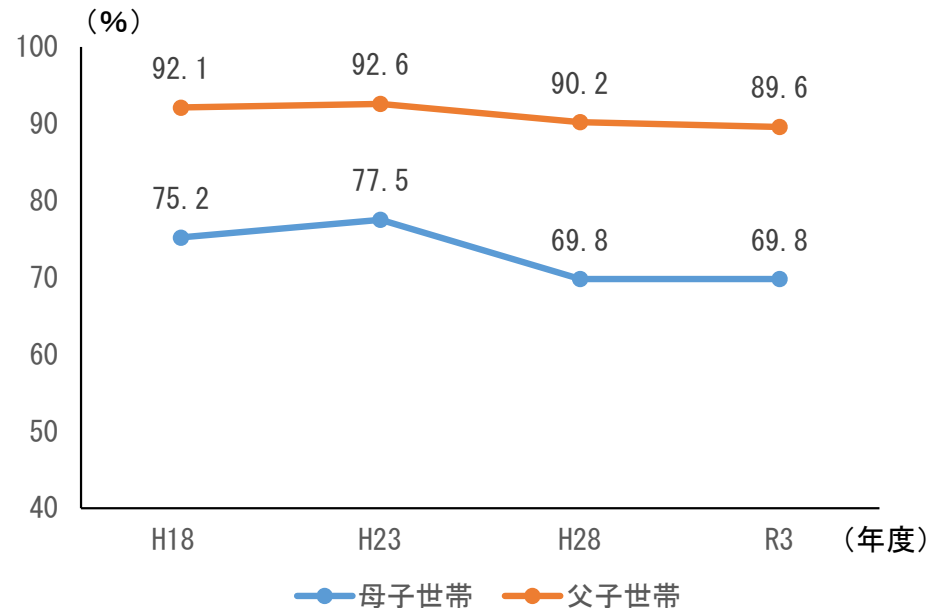
養育費に関する指標

- ◆ ひとり親家庭のうち養育費の取決めをしている割合は上昇している。
- ◆ ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていないこどもの割合は、低下傾向にある。

ひとり親家庭のうち養育費の取決めをしている割合



ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていないこどもの割合

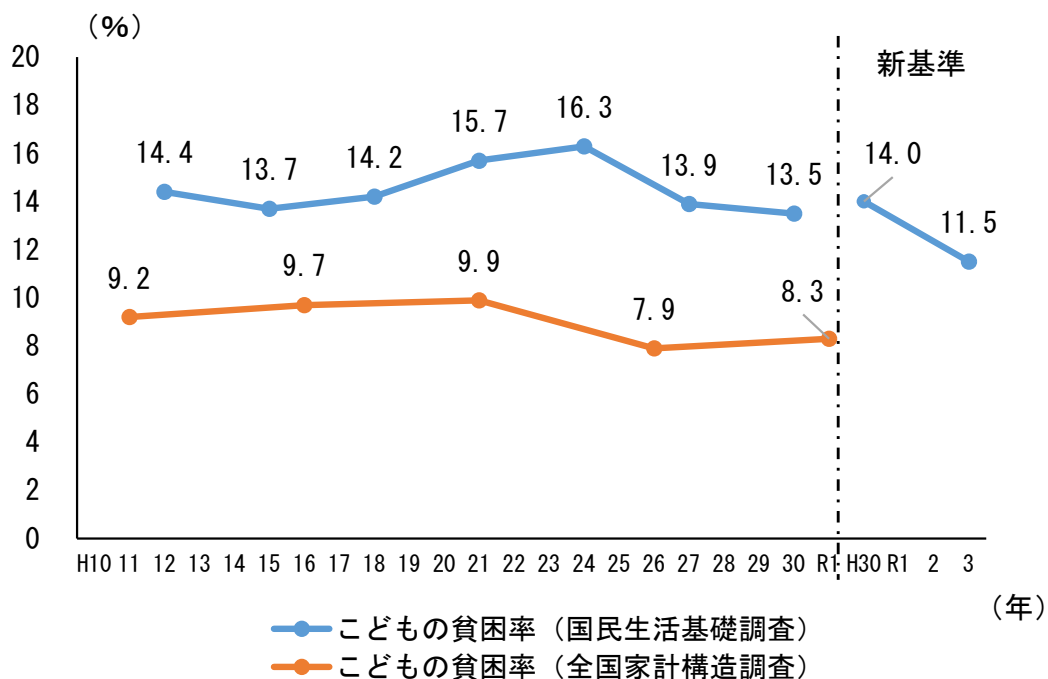


※厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（旧全国母子世帯等調査）」をもとに作成。
※ひとり親家庭のうち養育費を受け取っていないこどもの割合については、特別集計により算出。

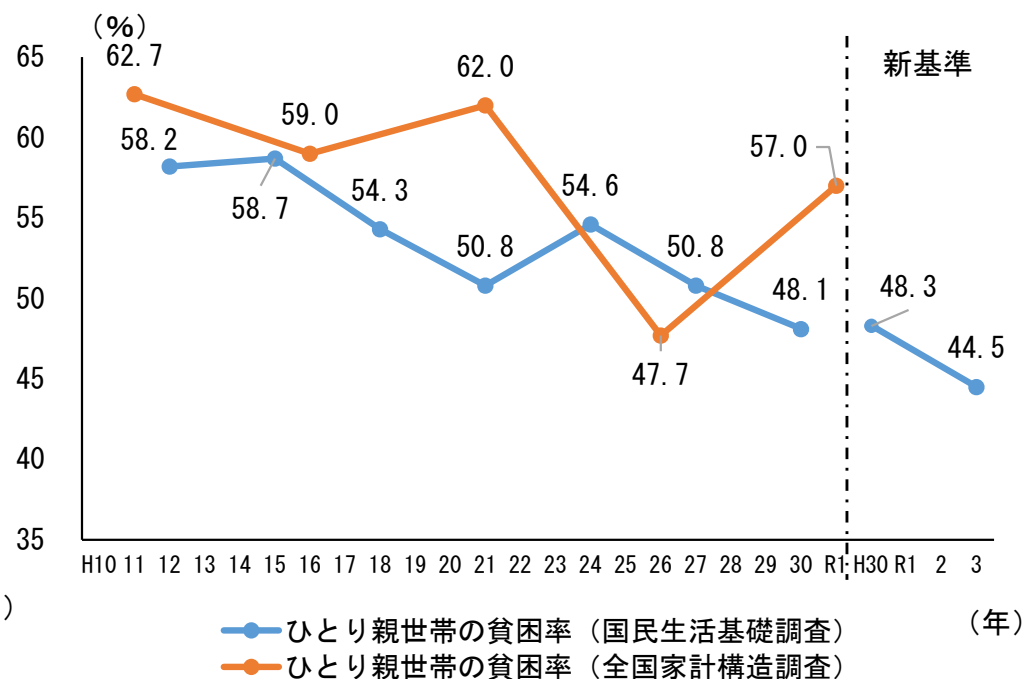
こどもの貧困率

- ◆ 国民生活基礎調査に基づくこどもの貧困率は、直近値では、2.5%ポイント低下している。
- ◆ 全国家計構造調査に基づくこどもの貧困率は、直近値では、0.4%ポイント上昇している。
- ◆ 国民生活基礎調査に基づくひとり親世帯の貧困率は、直近値では、3.8%ポイント低下している。
- ◆ 全国家計構造調査に基づくひとり親世帯の貧困率は、直近値では、9.3%ポイント上昇している。

こどもの貧困率



ひとり親世帯の貧困率



※厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）」をもとに作成。
 ※「国民生活基礎調査」における「新基準」のH30年及びR3の数值は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で算定した数值。それ以外は当該改定前の旧基準に基づく数值。

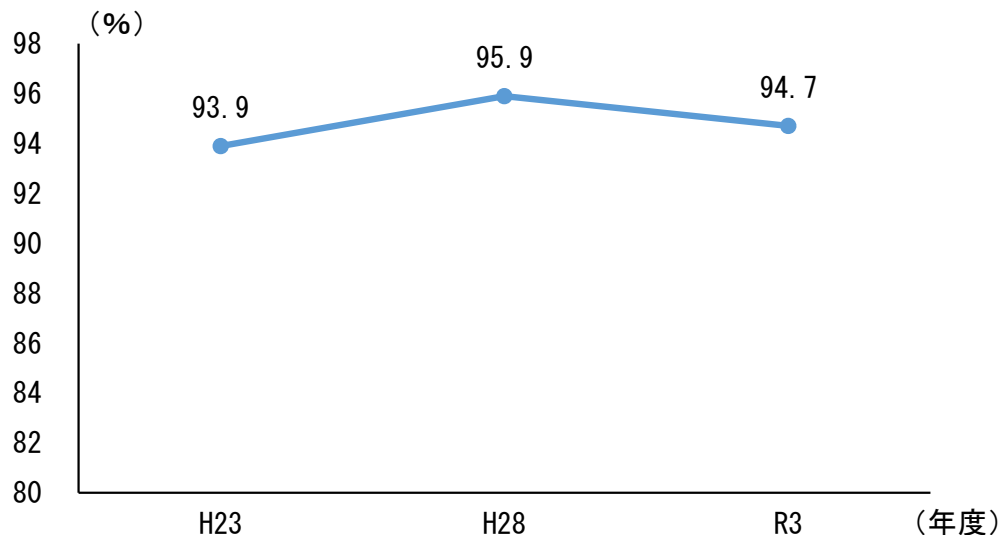
【参考:全体】

相対的貧困率 (厚生労働省「国民生活基礎調査」)	15.4% (令和3年)
相対的貧困率 (総務省「全国家計構造調査」)	9.5% (令和元年)

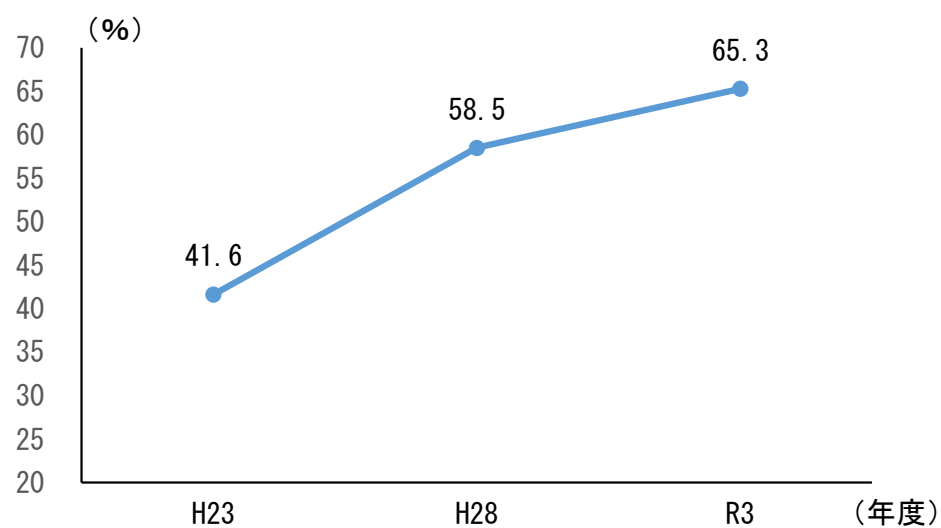
ひとり親家庭のこどもの進学率に関する指標

◆ ひとり親家庭のこどもの進学率（高等学校等卒業後）は上昇している。

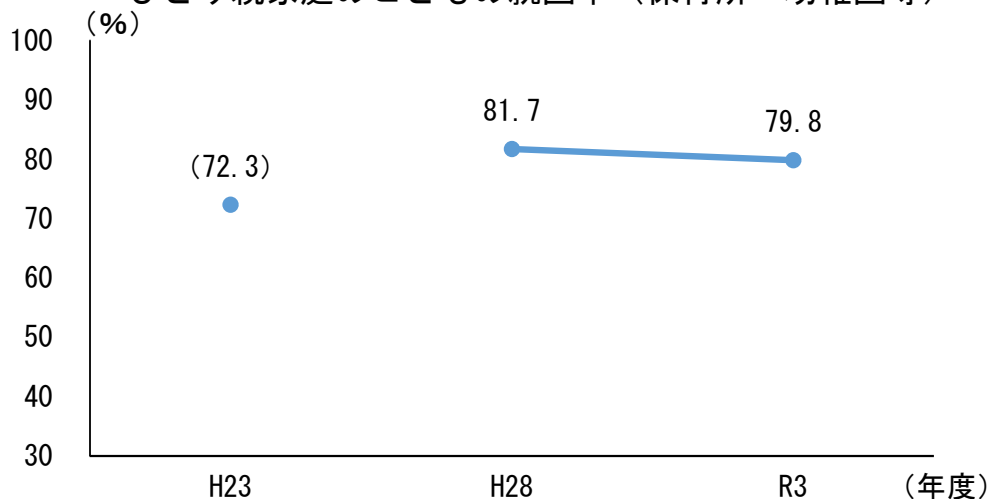
ひとり親家庭のこどもの進学率（中学校卒業後）



ひとり親家庭のこどもの進学率（高等学校等卒業後）



ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）



※厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査（旧全国母子世帯等調査）」をもとに作成。

※ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等）について、平成23年度は、幼稚園・保育所のみ、平成28年度は、幼稚園・保育所に加え、認定こども園を含む。なお、H23年度調査については、参考値のため、括弧書きとしている。

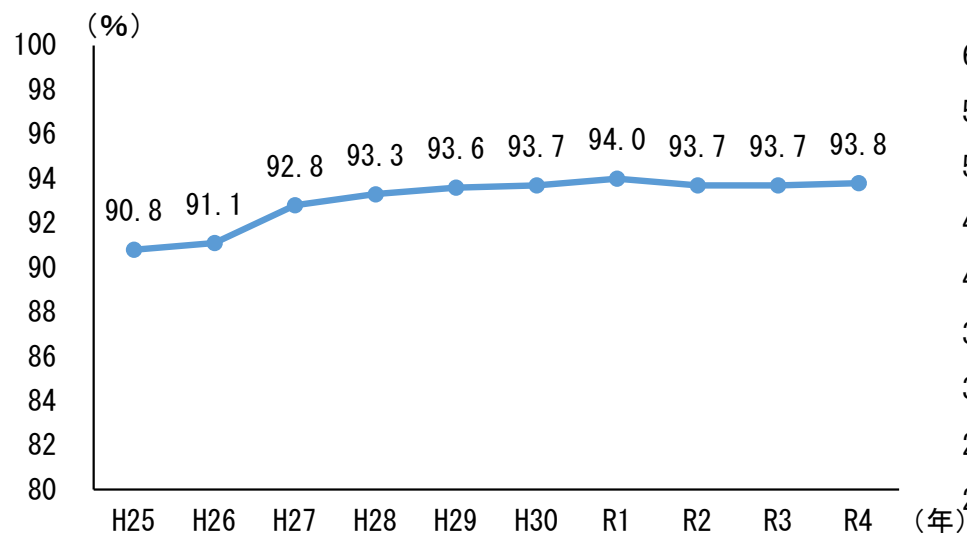
【参考：全体】（算出方法が異なることに留意。）

高等学校等への進学率 （文部科学省「学校基本調査」）	98.8% （令和4年5月1日現在）
大学等への進学率 （文部科学省「学校基本調査」）	83.8% （令和4年5月1日現在）

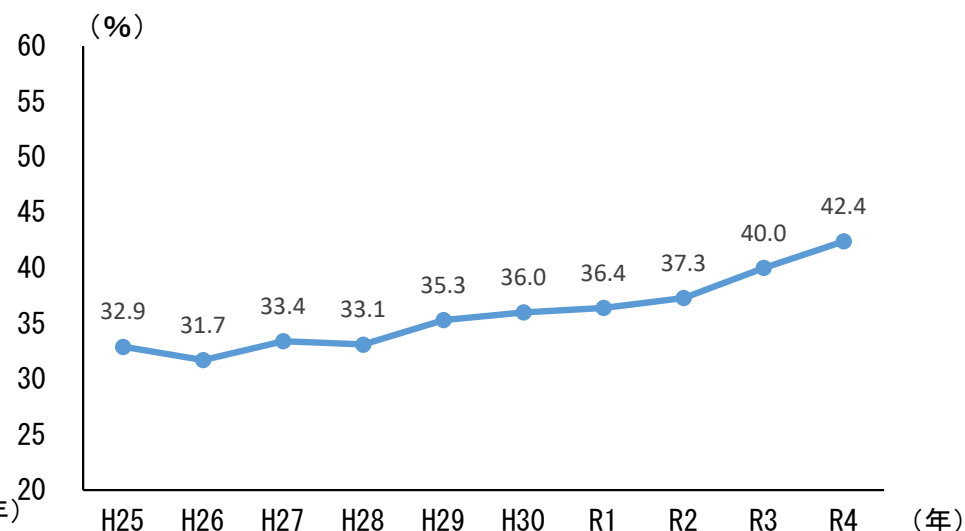
生活保護世帯のこどもの進学率に関する指標

- ◆ 生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率は、近年、横ばいである。
- ◆ 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率は、上昇傾向にある。

生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率



生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率



※「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」をもとに作成。

なお、平成25年度 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を除く）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

平成26年度以降 = 被保護者のうち中学校（特別支援学校中学部を含む）卒業者のうち、高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学した者の占める割合

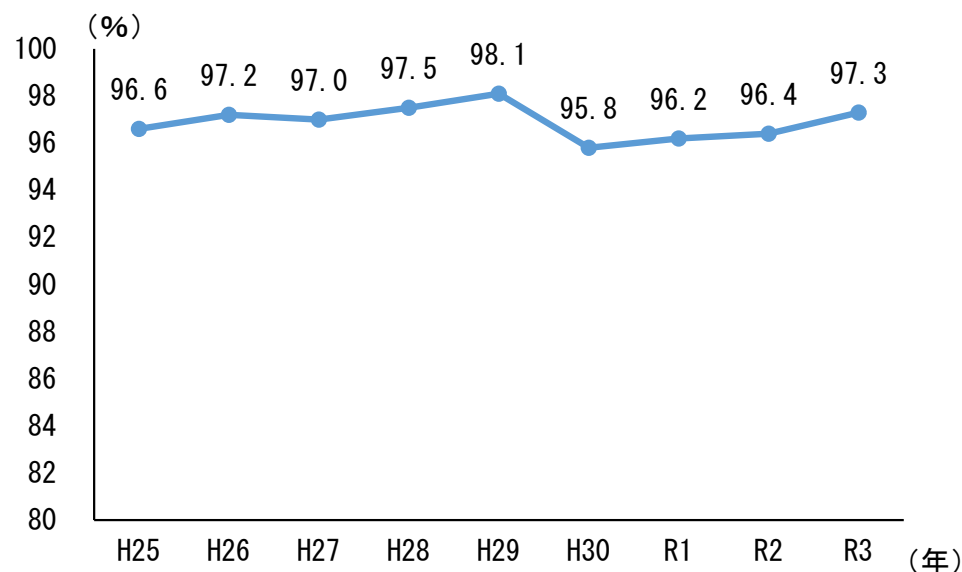
【参考：全体】（算出方法が異なることに留意。）

高等学校等への進学率 （文部科学省「学校基本調査」）	98.8% （令和4年5月1日現在）
大学等への進学率 （文部科学省「学校基本調査」）	83.8% （令和4年5月1日現在）

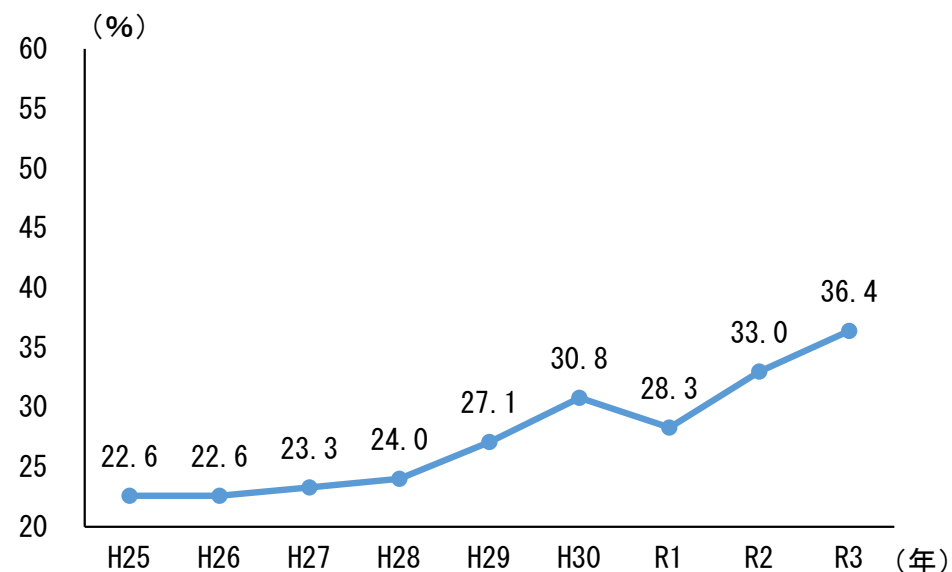
児童養護施設の子どもの進学率に関する指標

- ◆ 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）は、上昇傾向にあったが、低下し、再び上昇傾向に転じている。
- ◆ 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）は、上昇傾向にあったが、低下し、再び上昇傾向に転じている。

児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）



児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）



※「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ」をもとに作成。

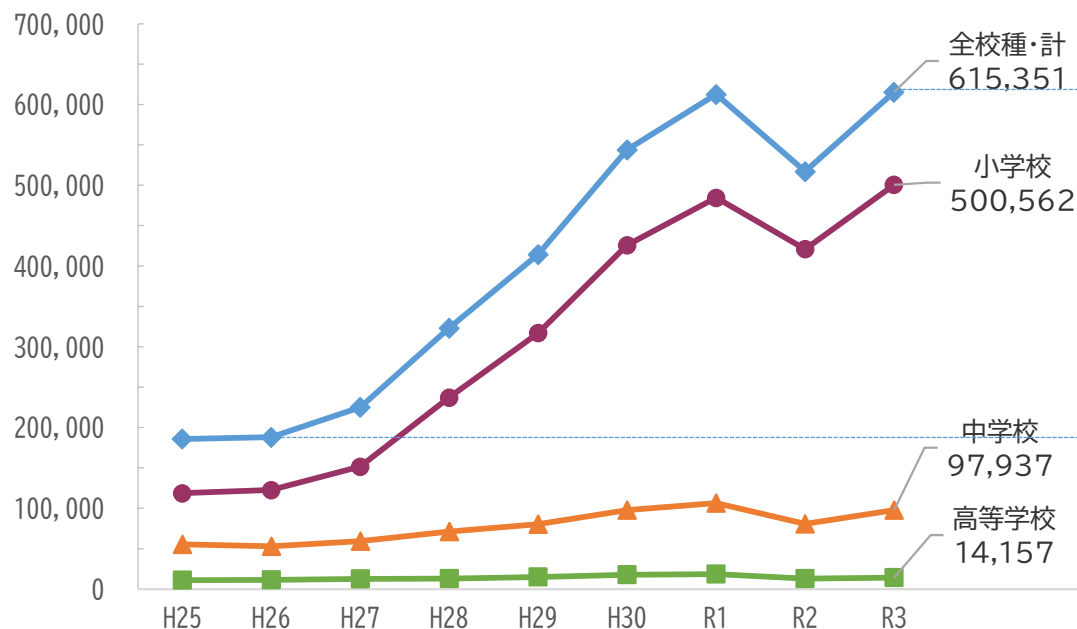
【参考：全体】（算出方法が異なることに留意。）

高等学校等への進学率 (文部科学省「学校基本調査」)	98.8% (令和4年5月1日現在)
大学等への進学率 (文部科学省「学校基本調査」)	83.8% (令和4年5月1日現在)

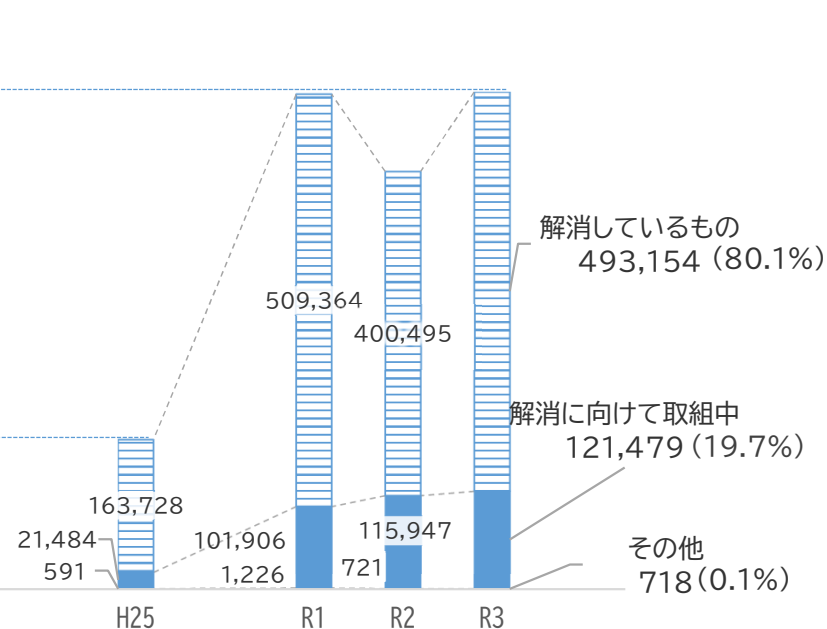
いじめの状況について

- ◆ 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件（前年度517,163件）であり、前年度に比べ98,188件（19.0%）増加している。
- ◆ 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件（前年度39.7件）である。
- ◆ 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件（80.1%）であった。

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

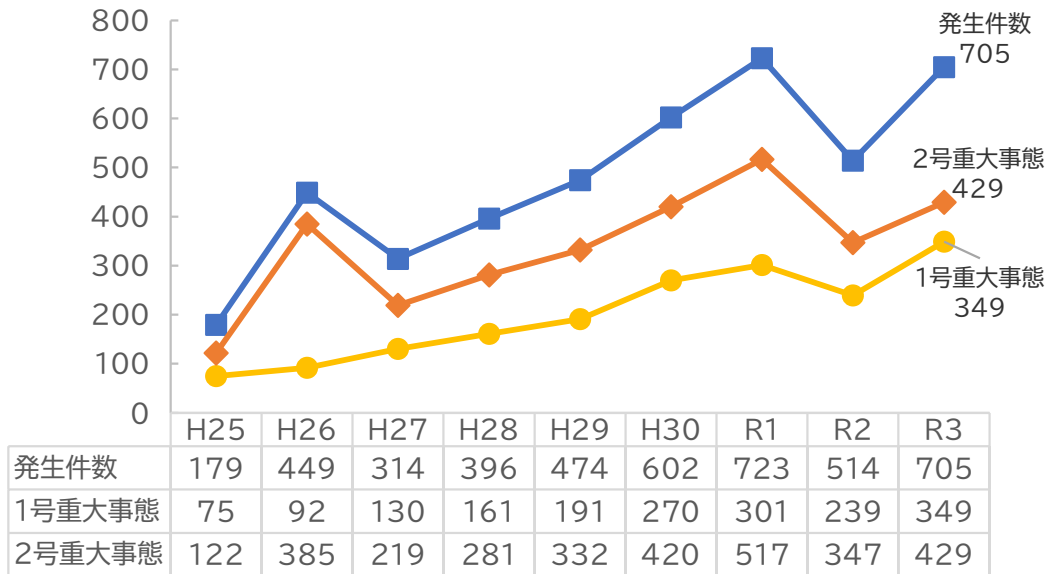
※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

出典: 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

いじめの重大事態について

- ◆ 重大事態の発生件数は、705件（前年度514件）。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件（前年度239件）、同項第2号に規定するものは429件（前年度347件）である。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。

※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、

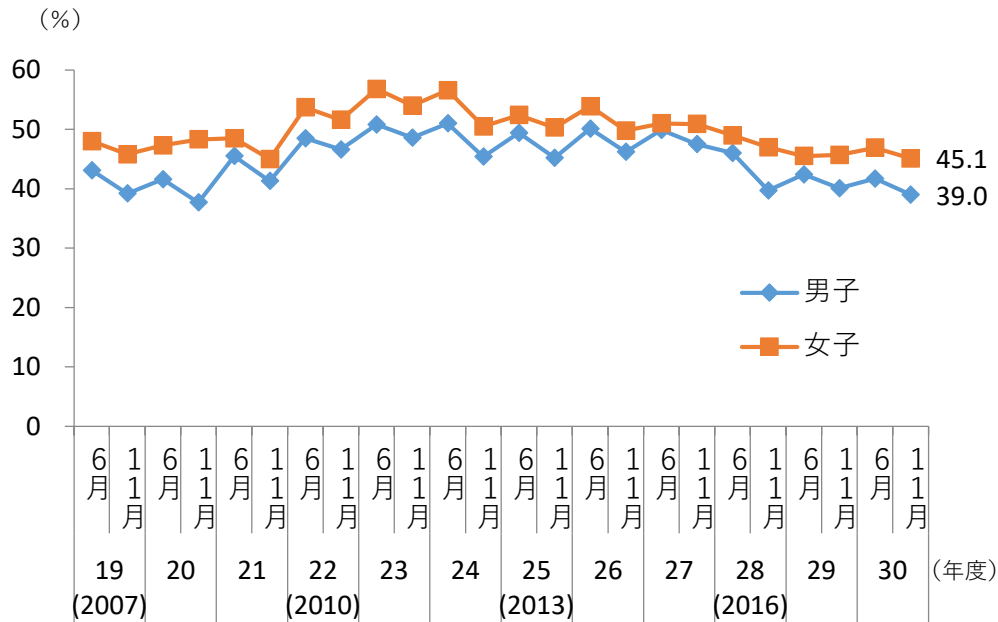
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

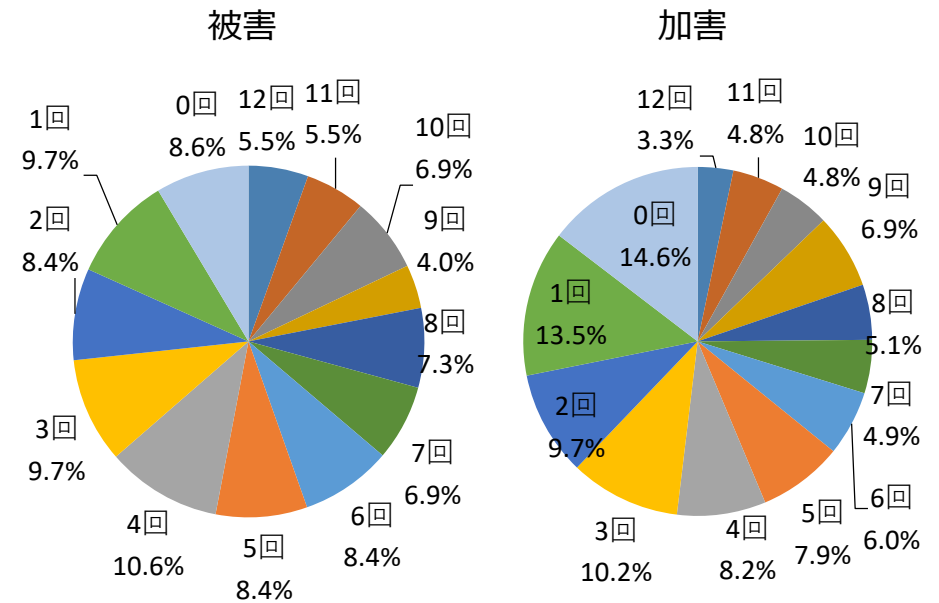
である。

◆ 小学校における被害経験率は、おおむね40～60%で推移している。

(1) 小学校における被害経験率の推移



(2) 平成30 (2018) 年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間12回中の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所 (2021) 「いじめ追跡調査2016-2018」

(注) 1. 調査の概要は以下のとおり。

目的：匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡

方法：子供自らが回答する自記式質問紙調査

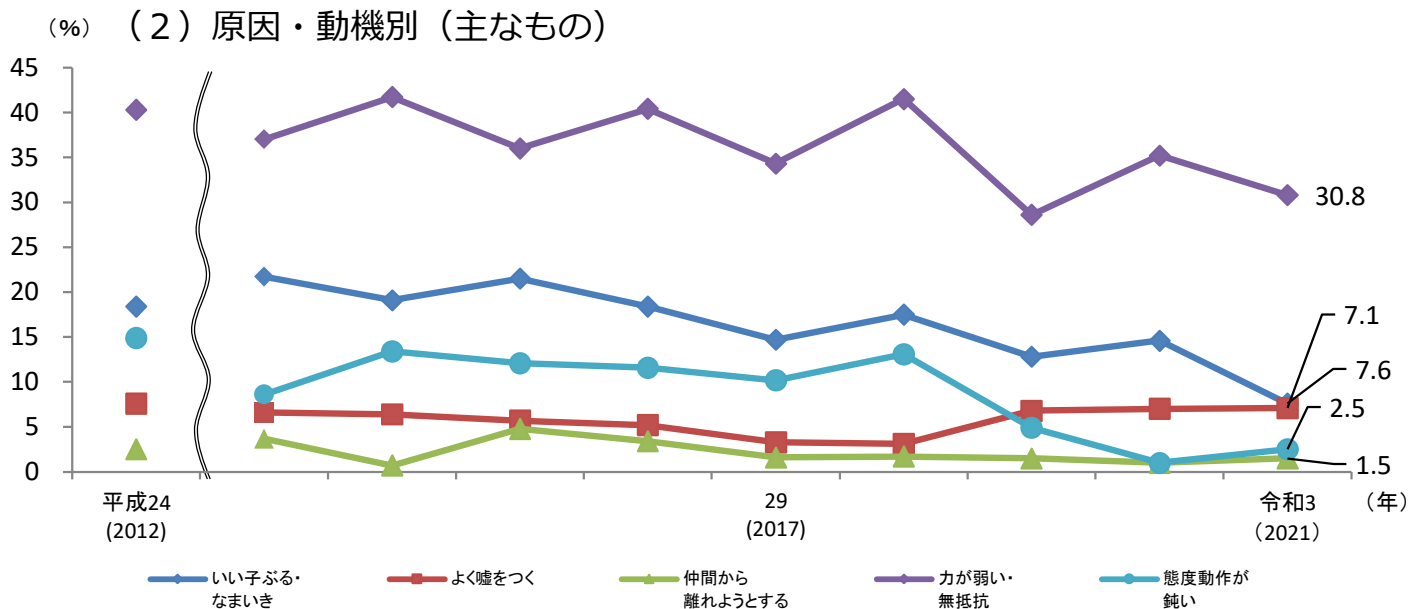
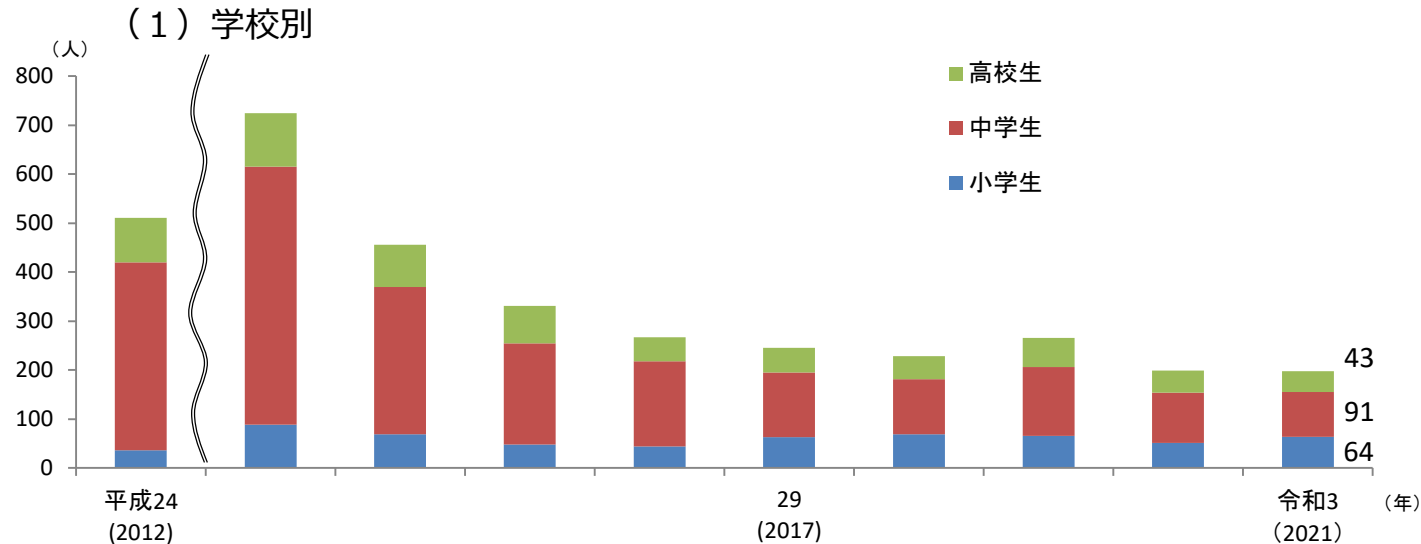
対象：サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子供（1学年当たり約700名）

時期：各年度の6月末と11月末の2回

2. (1) と (2) は、新学期から3カ月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」「月に2～3回」「今までに1～2回」の回答割合の集計値。

いじめに起因する事件の検挙・補導人員

- ◆ 警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、令和3年は前年と同程度。
- ◆ いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が約3割を占めている。

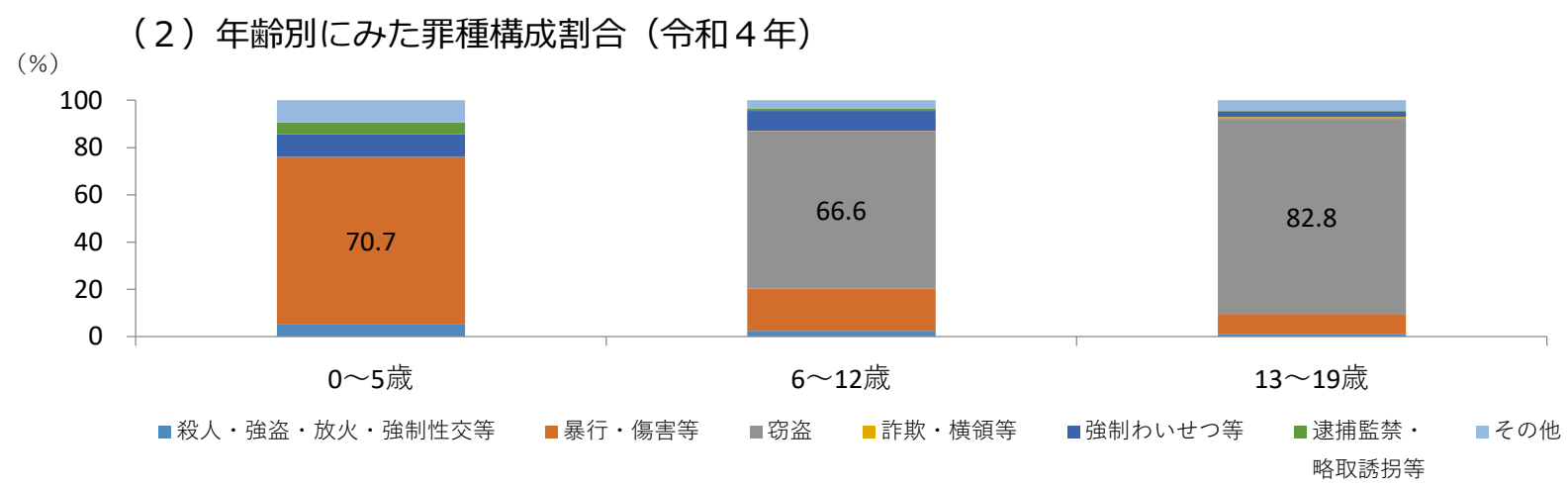
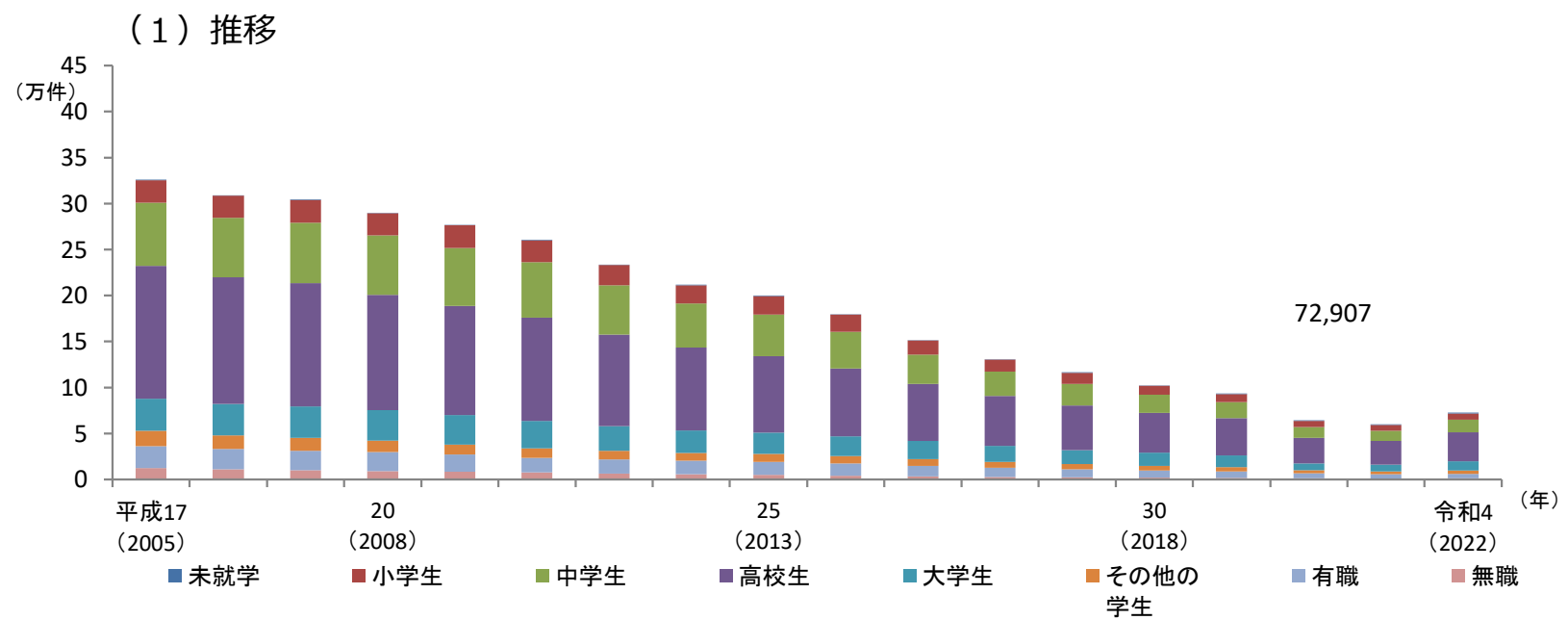


(出典) 警察庁「令和3年中における少年の補導及び保護の概況」

(注) 1. 「いじめに起因する事件」とは、「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいい、平成25年以降の数値は、いじめ防止対策推進法第2条に規定する定義に基づくものである。
 2. 原因・動機別は複数回答である。いじめの仕返しによる事件の原因・動機については、いじめた少年側の原因・動機を計上している。

20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数

◆ 年齢別に被害を受けた罪種の構成割合を見ると、6歳以上では窃盗が多くを占める一方、5歳以下では暴行・傷害が多くを占めている。



(出典) 警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」

(注) 1. (2)のグラフのうち、殺人・強盗・放火・強制的性交等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐欺・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。
2. 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、強姦の罪名、構成要件が改められたことに伴い、(2)のグラフのうち、「強姦」を「強制的性交等」に変更した。

児童虐待相談の対応件数推移

◆ 令和3年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、207,660件。平成11年度に比べて約18倍。



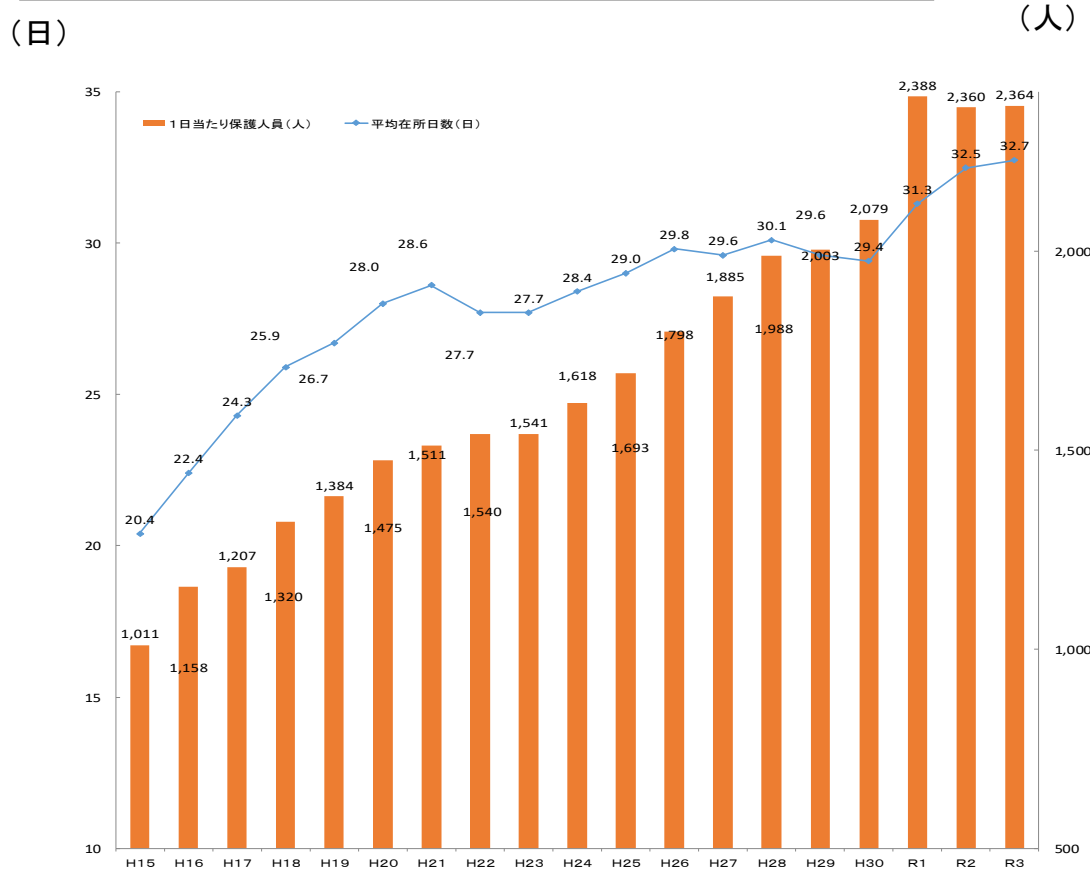
(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

一時保護所の現状について

- ◆ 児童相談所における一時保護所について、保護人員、平均在所日数ともに増加傾向にある。
- ◆ 年間平均入所率が100%以上の保護所が全体の15%にのぼる。

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

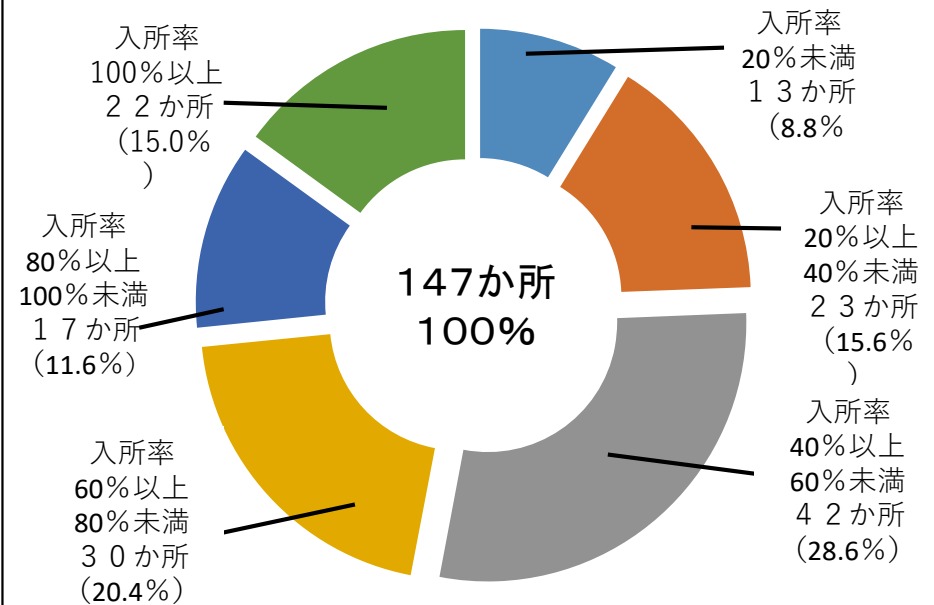


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々

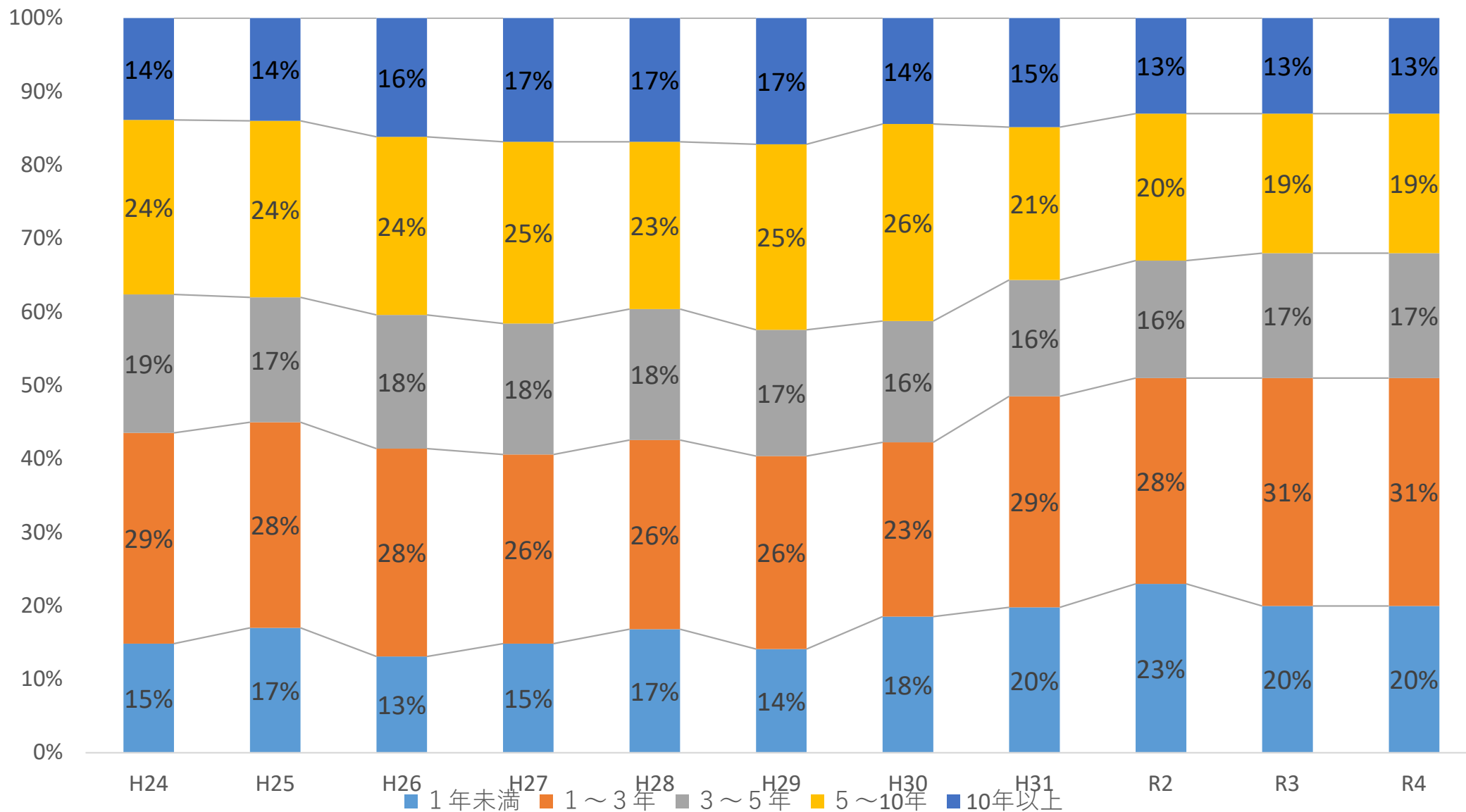


※令和3年度における一時保護所(147カ所)の平均入所率(年度途中に開設された2箇所含む。)

(出典) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

児童福祉司の勤務年数割合の推移について（各年度4月1日時点）

◆ 児童福祉司の6割以上は勤務年数が5年以下となっている。



（出典）厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H29 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H30 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ H31 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ R2 は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、会計年度任用職員を含む

令和3年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 207,660件※1

一時保護 27,310件※2

施設入所等 4,421件※3、4



内訳

内訳															
児童養護施設 2,360件				乳児院 685件				里親委託等 617件				その他施設 759件			
21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度
2,456件	2,580件	2,697件	2,597件	643件	728件	713件	747件	312件	389件	439件	429件	620件	739件	650件	723件
25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2,571件	2,685件	2,536件	2,651件	715件	785件	753件	773件	390件	537件	464件	568件	789件	778件	817件	853件
29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
2,396件	2,441件	2,595件	2,274件	800件	736件	850件	663件	593件	651件	735件	656件	790件	813件	849件	755件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和3年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和3年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和3年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,110件

里親数、施設数、児童数等

◆ 保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			15,607世帯	4,844世帯	6,080人		ホーム数	446か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	12,934世帯	3,888世帯	4,709人			
		専門里親	728世帯	168世帯	204人			
		養子縁組里親	6,291世帯	314世帯	348人			
親族里親	631世帯	569世帯	819人	委託児童数	1,718人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	145か所	610か所	53か所	58か所	215か所	229か所
定員	3,827人	30,140人	2,016人	3,340人	4,441世帯	1,575人
現員	2,351人	23,008人	1,343人	1,162人	3,135世帯 児童5,293人	818人
職員総数	5,555人	20,639人	1,522人	1,839人	2,073人	874人

(出典)

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(令和4年3月末現在)

※児童自立支援施設の施設数・定員・現員、自立援助ホームの施設数、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(令和3年10月1日現在)

※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(令和3年10月1日現在)

※自立援助ホームの定員、現員(令和4年3月31日現在)及び職員数(令和3年10月1日現在)は家庭福祉課調べ

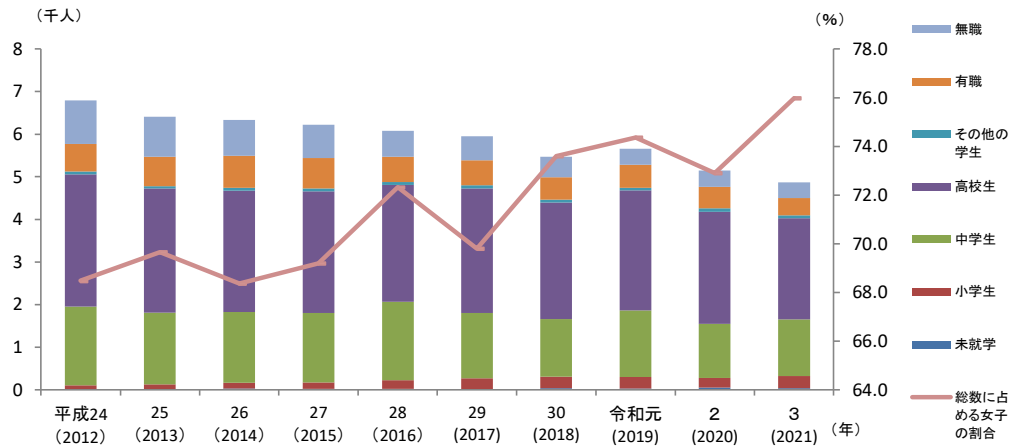
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

小規模グループケア	2197か所
地域小規模児童養護施設	527か所

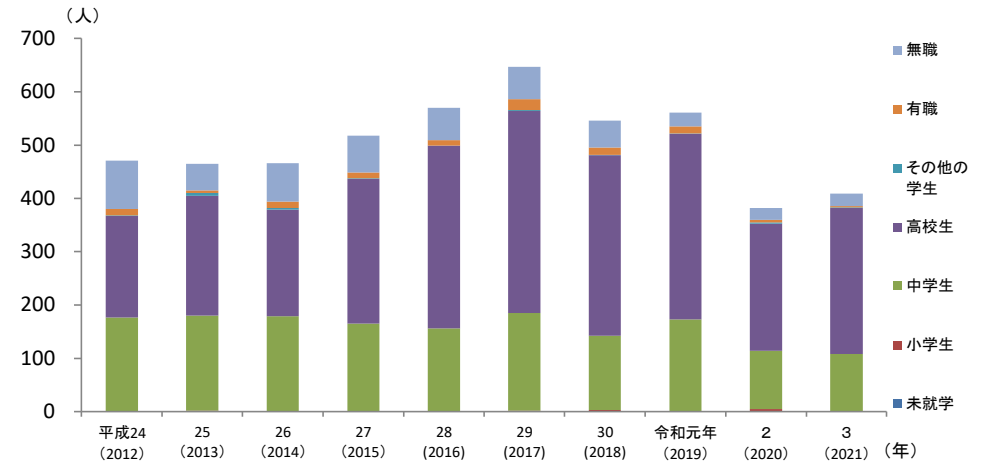
福祉犯の被害にあった20歳未満の者

◆ 福祉犯の被害に遭った20歳未満の者の総数は減少傾向にあるが、令和3年中における児童買春事犯及び児童ポルノ事犯の被害に遭った18歳未満の者は、前年と比べて増加。

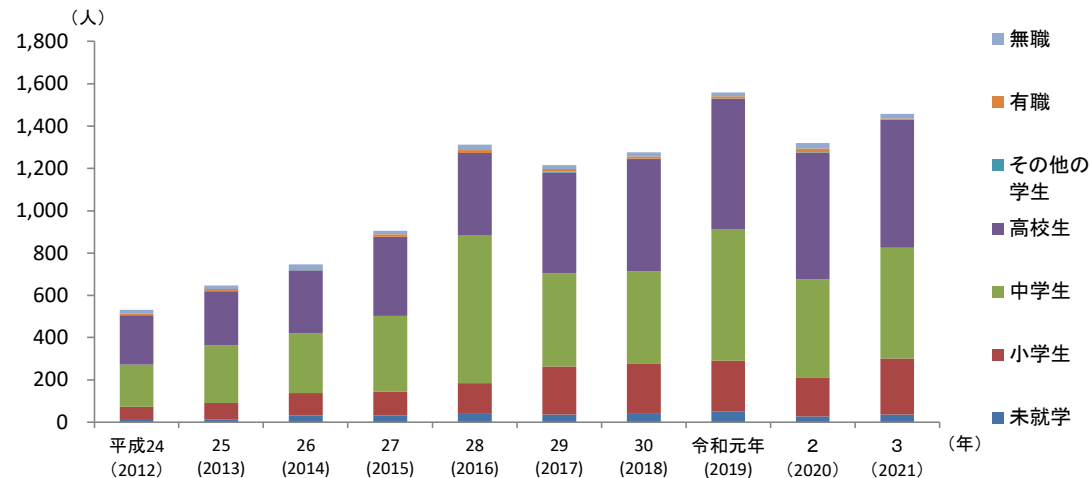
(1) 福祉犯全体



(2) 児童買春事犯



(3) 児童ポルノ事犯



(出典) 警察庁「令和3年中における少年の補導及び保護の概況」

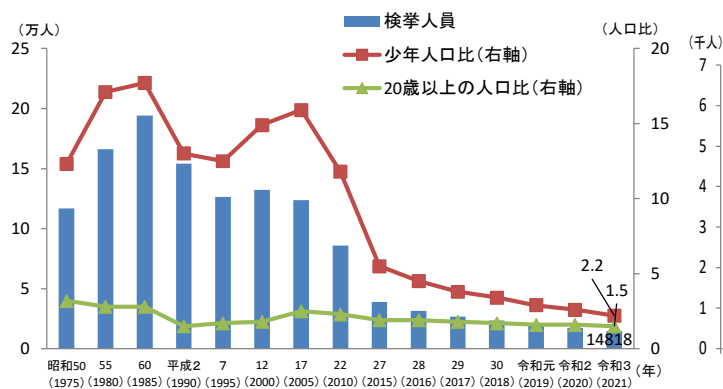
(注) 1.児童ポルノ事犯の被害児童数は、それぞれの年に新たに特定された被害児童のみを計上しており、児童の特定には至らず年齢鑑定により児童性を特定して事件化したものは含まれていない。

2.福祉犯とは、児童買春に係る犯罪、児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。

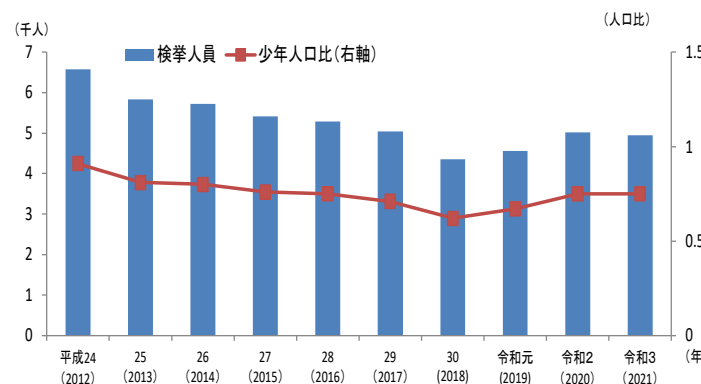
刑法犯少年等の検挙・補導人員

- ◆ 刑法犯少年、特別法犯少年の検挙人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向。触法少年（刑法）、触法少年（特別法）の補導人員は減少傾向にあったが、令和3年は再び増加。
- ◆ 刑法犯少年の人口比は減少しているが、20歳以上の人口比と比べると依然として高い。

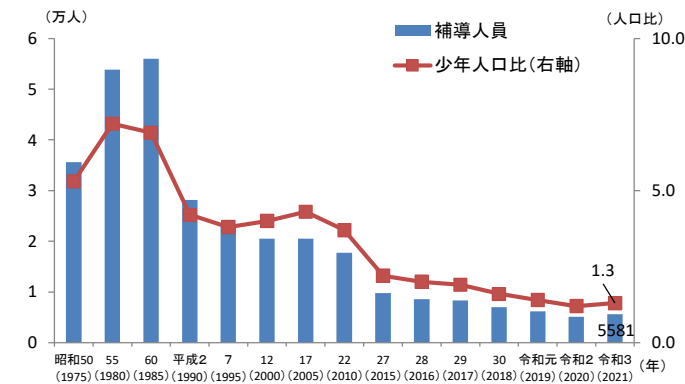
(1) 刑法犯少年



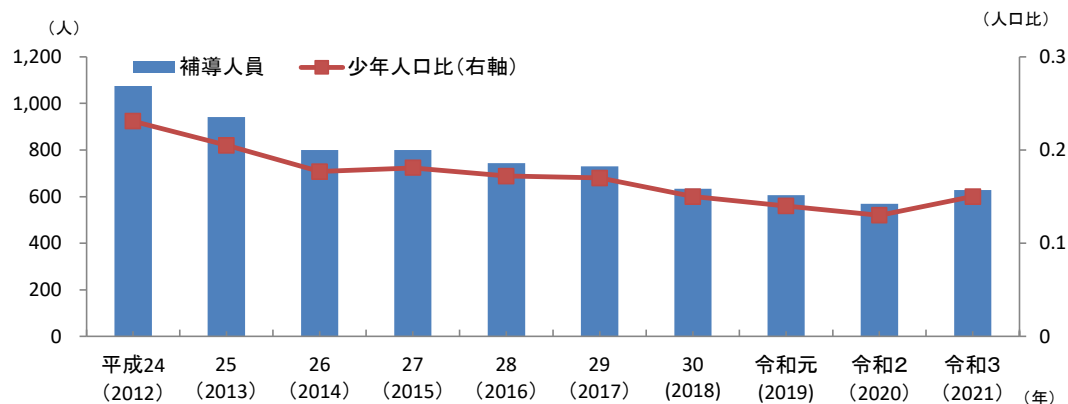
(2) 特別法犯少年



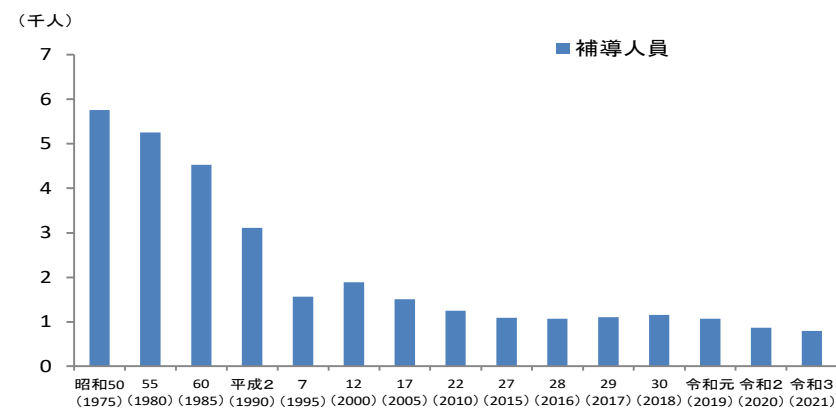
(3) 触法少年（刑法）



(4) 触法少年（特別法）

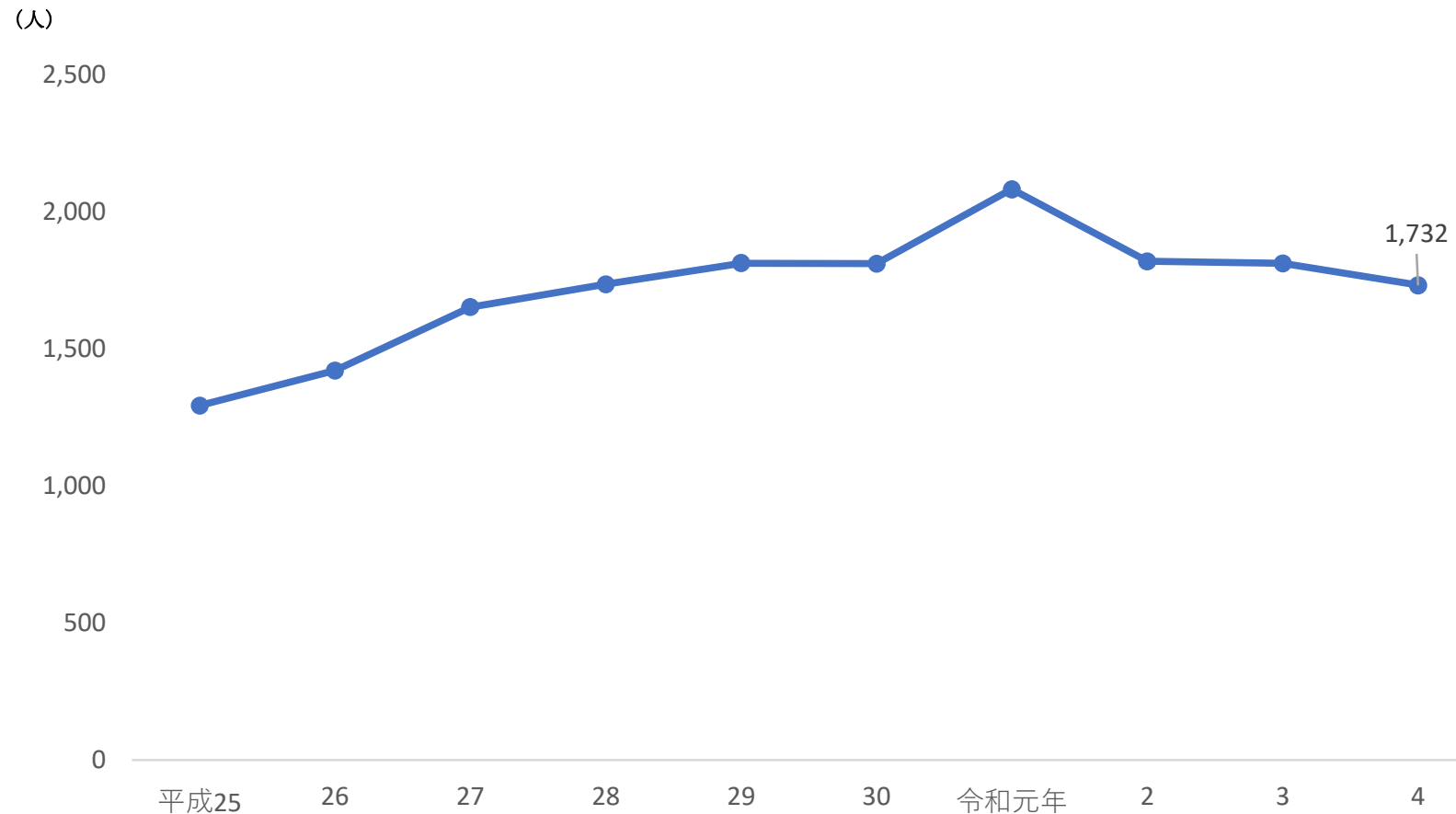


(5) ぐ犯少年



(出典) 警察庁「令和3年における少年の補導及び保護の概況」、「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」
 (注) 人口比とは、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口に基づく同年齢層人口1,000人当たりの検挙・補導人員をいう。

◆ SNSに起因する事犯の被害児童数は、高い水準で推移している。



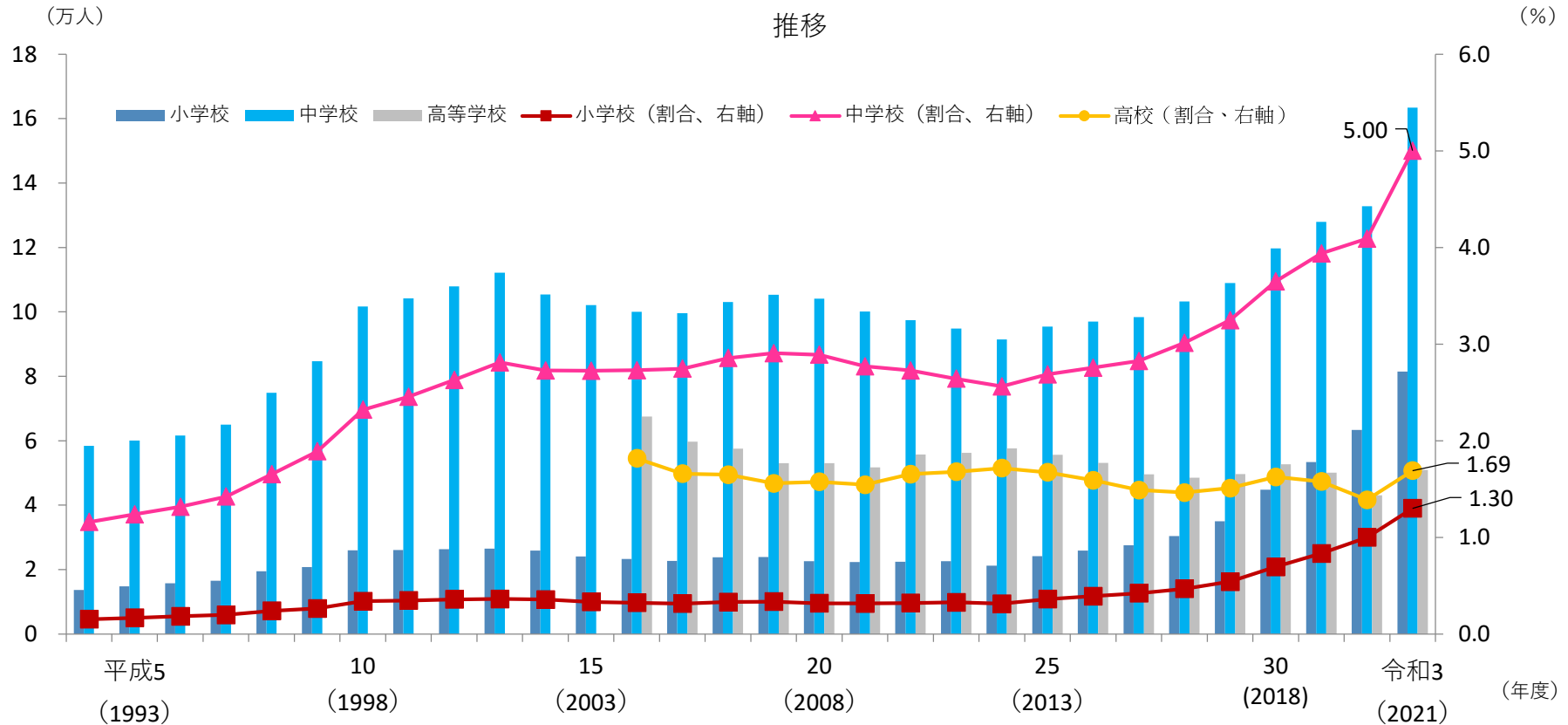
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む（届出のある出会い系サイトを除く）

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁）

（出典）警察庁「令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況」

不登校の状況

◆ 小学生・中学生の不登校は、平成25年度から令和3年度にかけて9年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度調査までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、令和2年度調査においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。

2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高等学校（小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む）。高等学校は平成16年度から調査。

不登校の要因

◆ 小学生・中学生では、「無気力・不安」の傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多く見られる。

(1) 国公立小・中学校 不登校の要因 (令和3年度)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
主たるもの	244,940	516	23,741	2,975	12,759	1,574	853	1,721	8,053	6,457	19,712	4,074	28,749	121,796	11,960
		0.2%	9.7%	1.2%	5.2%	0.6%	0.3%	0.7%	3.3%	2.6%	8.0%	1.7%	11.7%	49.7%	4.9%
主たるもの以外にも当てはまるもの		233	10,272	2,531	17,932	2,645	1,118	1,843	3,511	4,071	21,137	4,651	18,538	23,766	
		0.1%	4.2%	1.0%	7.3%	1.1%	0.5%	0.8%	1.4%	1.7%	8.6%	1.9%	7.6%	9.7%	

(2) 国公立高等学校 不登校の要因 (令和3年度)

区分	不登校生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行	無気力、不安	
主たるもの	50,985	104	4,623	249	3,176	2,194	400	422	4,777	859	1,731	973	7,610	19,977	3,890
		0.2%	9.1%	0.5%	6.2%	4.3%	0.8%	0.8%	9.4%	1.7%	3.4%	1.9%	14.9%	39.2%	7.6%
主たるもの以外にも当てはまるもの		21	1,057	179	1,967	1,172	263	278	1,065	448	1,556	632	2,042	3,347	
		0.0%	2.1%	0.4%	3.9%	2.3%	0.5%	0.5%	2.1%	0.9%	3.1%	1.2%	4.0%	6.6%	

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

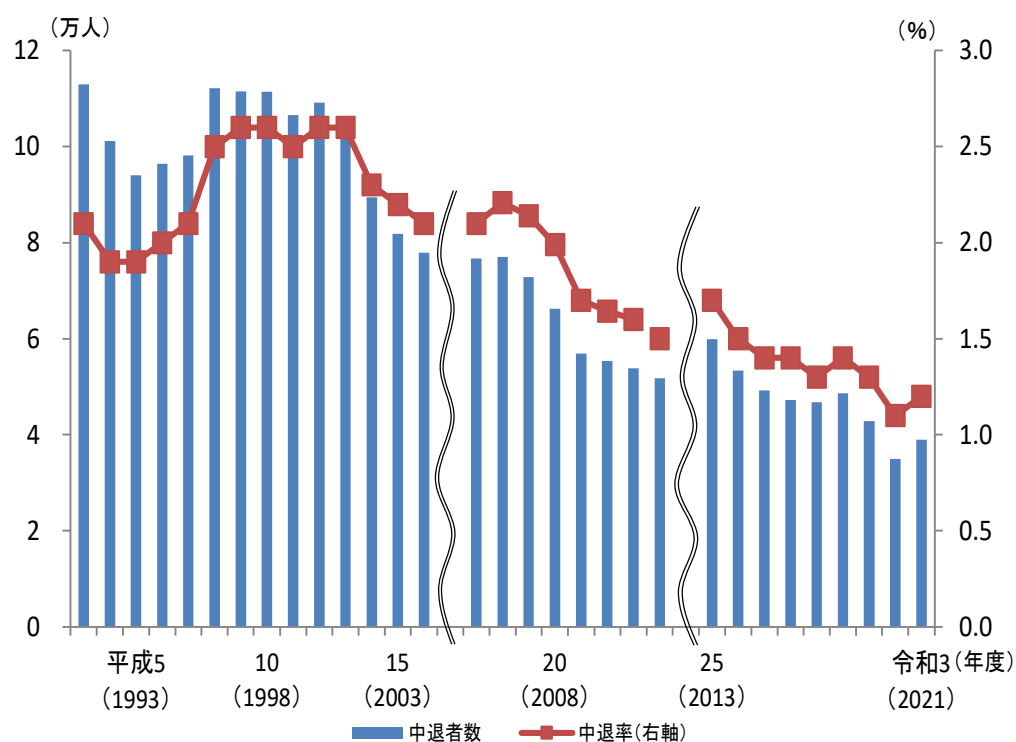
2. 「主たるもの以外にも当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。

3. 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

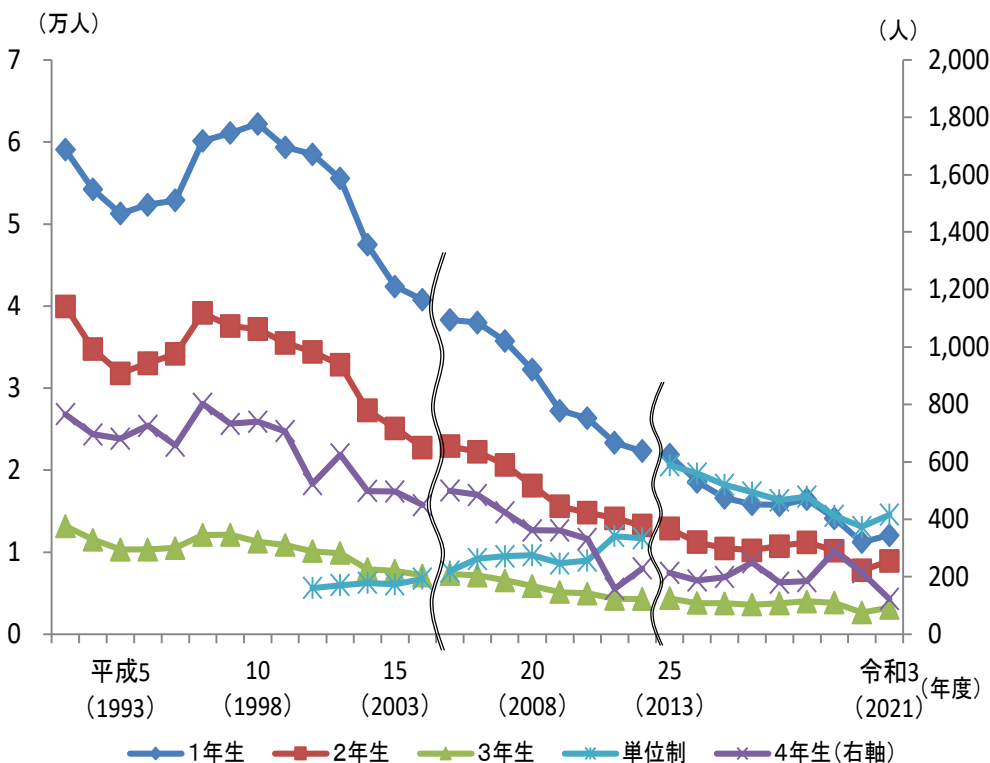
高等学校における中途退学者

◆ 高等学校中途退学者は、令和3年度は約3万9,000人、中退率は1.2%となっている。

(1) 中途者数と中退率



(2) 学年別中退者数



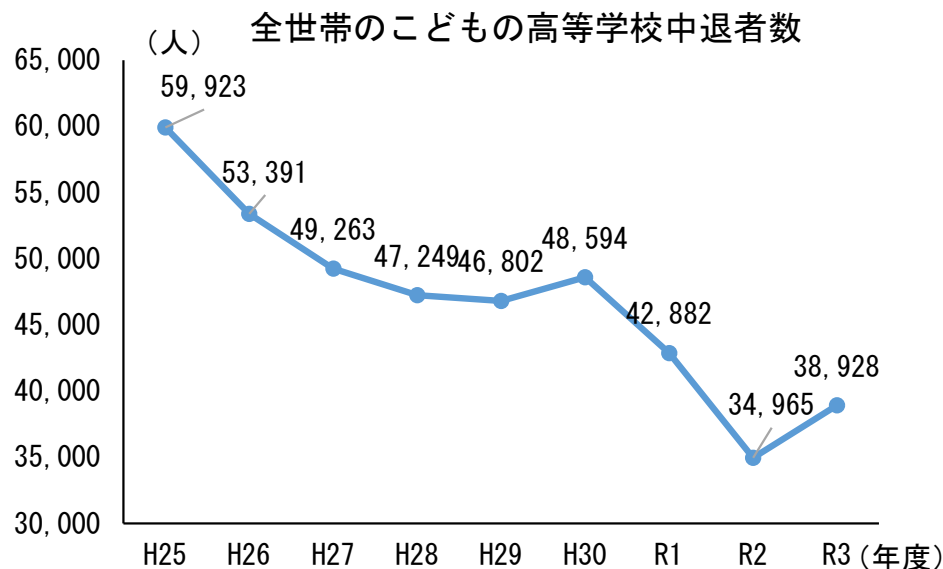
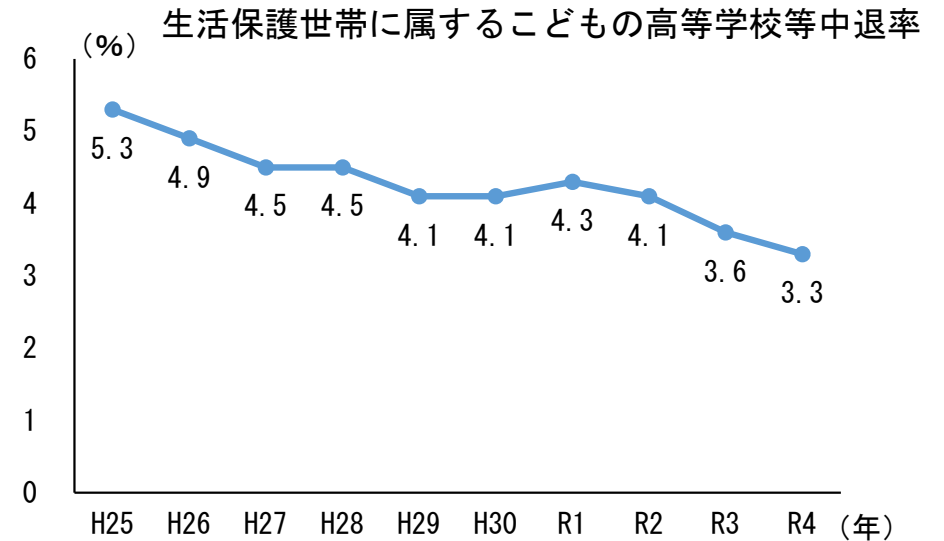
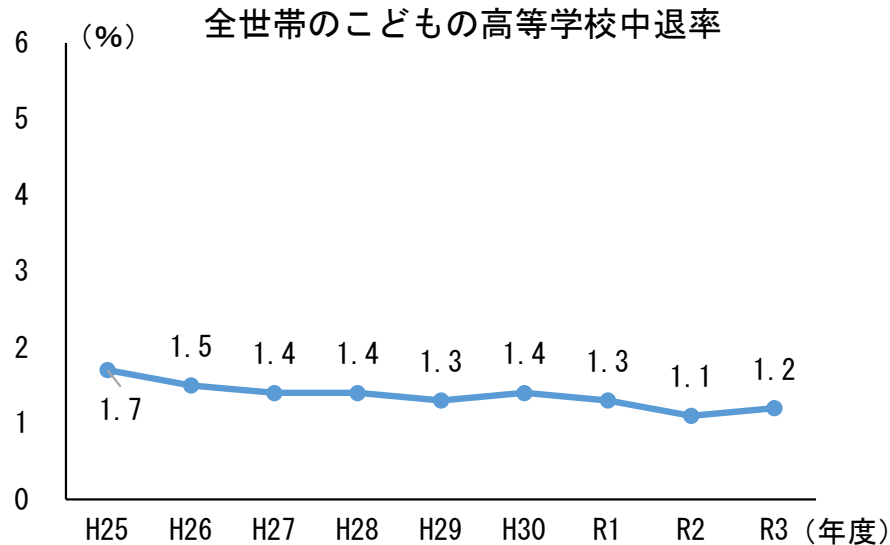
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 平成16年度までは公立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校，平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。

2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

こどもの学校中退に関する指標

- ◆ 全世帯のこどもの高等学校中退率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率及び全世帯の高等学校中退者数は、全体としていずれも低下傾向にあったが、令和3年度の全世帯のこどもの高等学校中退率及び中退者数は前年度より上昇した。

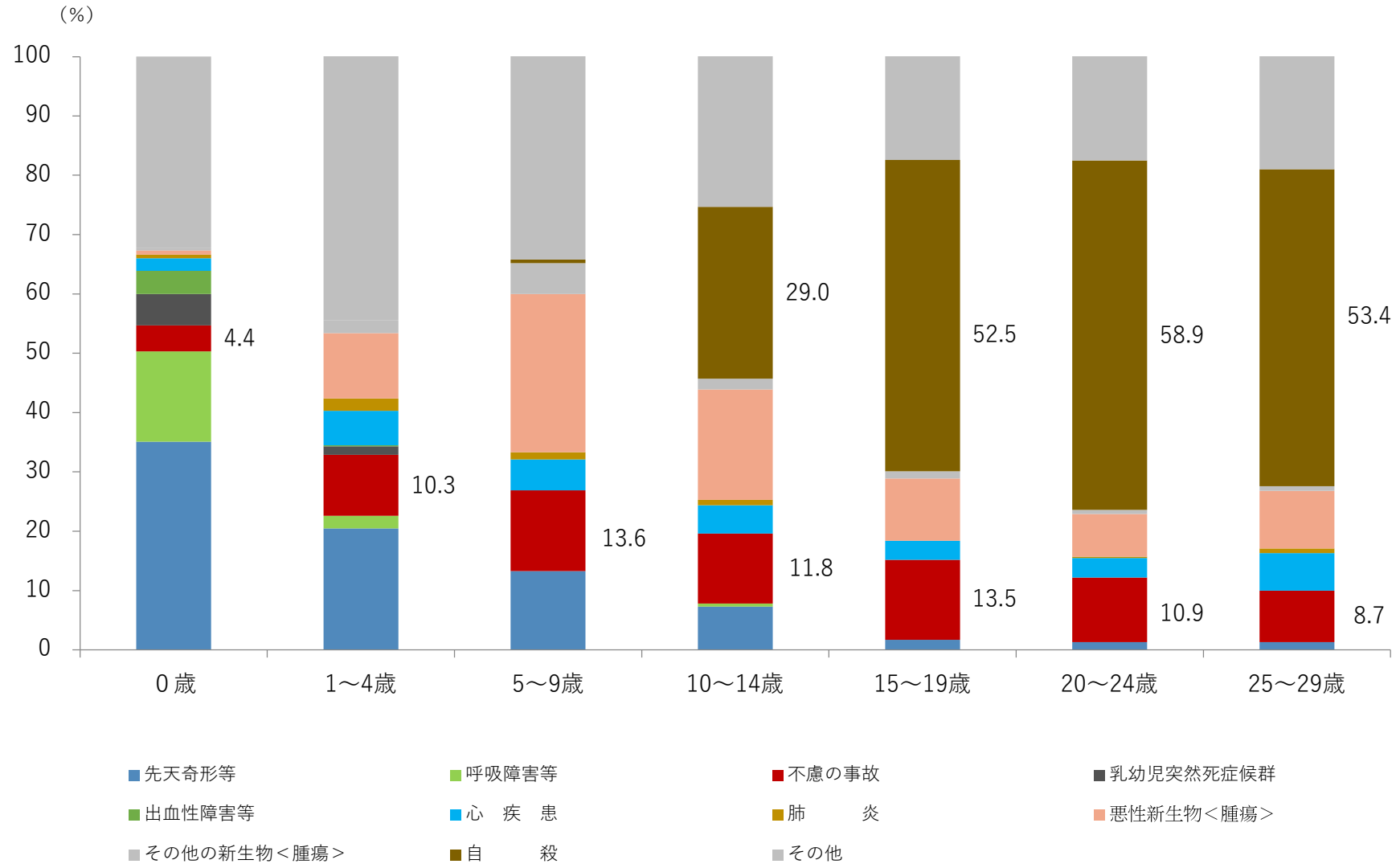


※全世帯のこどもの高等学校中退率及び全世帯のこどもの高等学校中退者数については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」をもとに作成。

※生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率については、「厚生労働省社会・援護局保護課調べ」をもとに作成。

30歳未満の死因（構成比 令和3年）

◆ 15歳以上の若者の死因の約半数は自殺である。



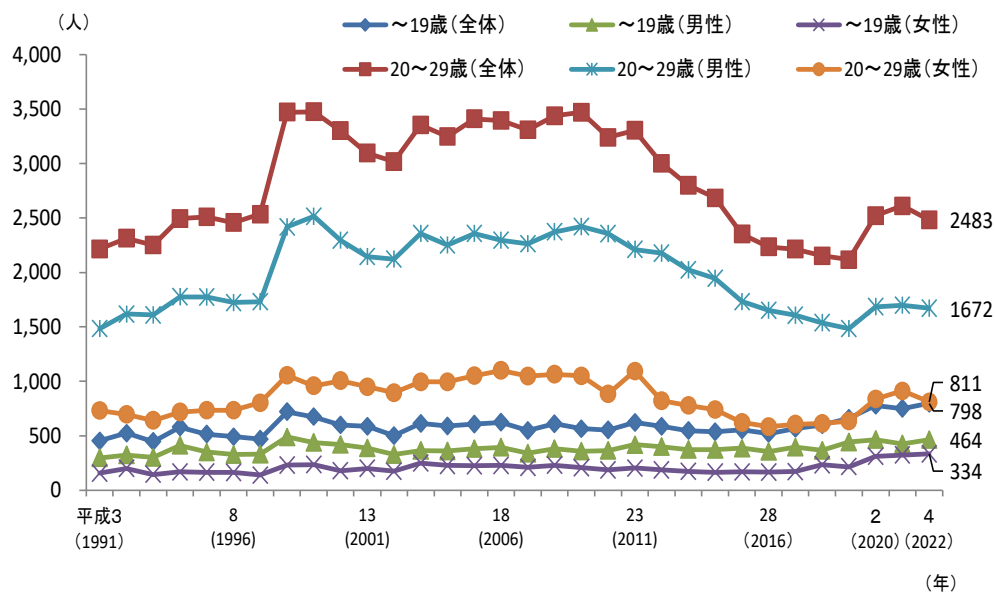
(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

(注) 「先天性等」は「先天奇形, 変形及び染色体異常」を、「呼吸障害等」は「周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害」を、「出血性障害等」は「胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害」を、「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」を、省略している。

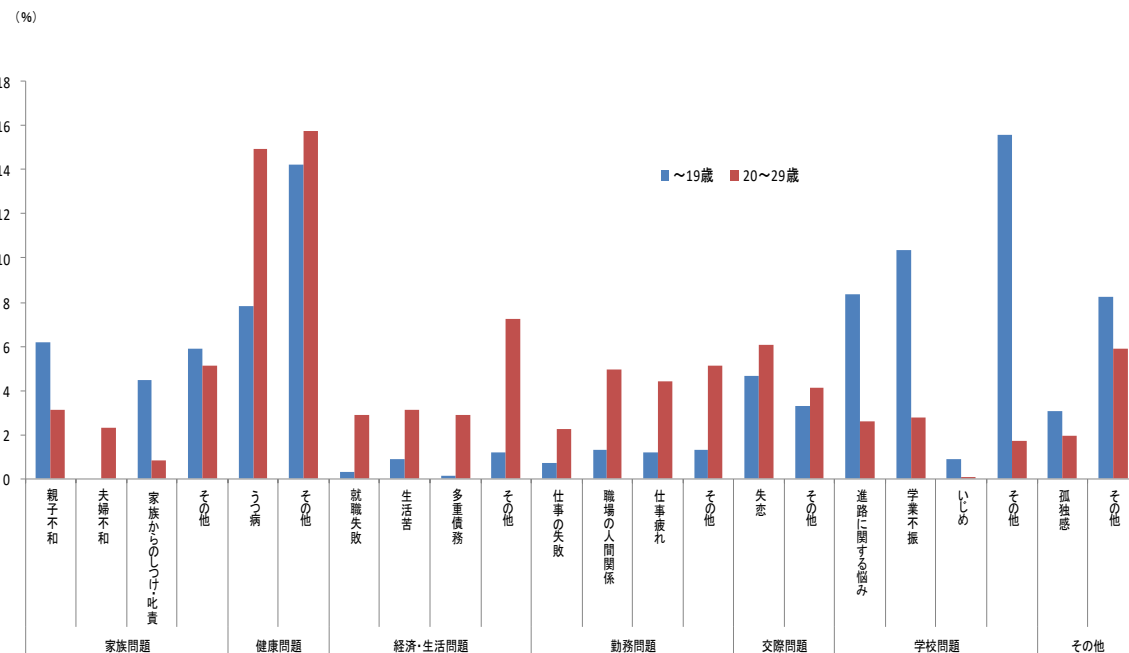
30歳未満の自殺者の状況

◆ 自殺の原因・動機を見ると、29歳以下全体では健康問題が多く、個別に見ると20～29歳以下では経済・生活問題や勤務問題、19歳以下では家族問題や学校問題も多い。

(1) 自殺者の推移



(2) 自殺の原因・動機別構成割合 (令和4年) 男女計



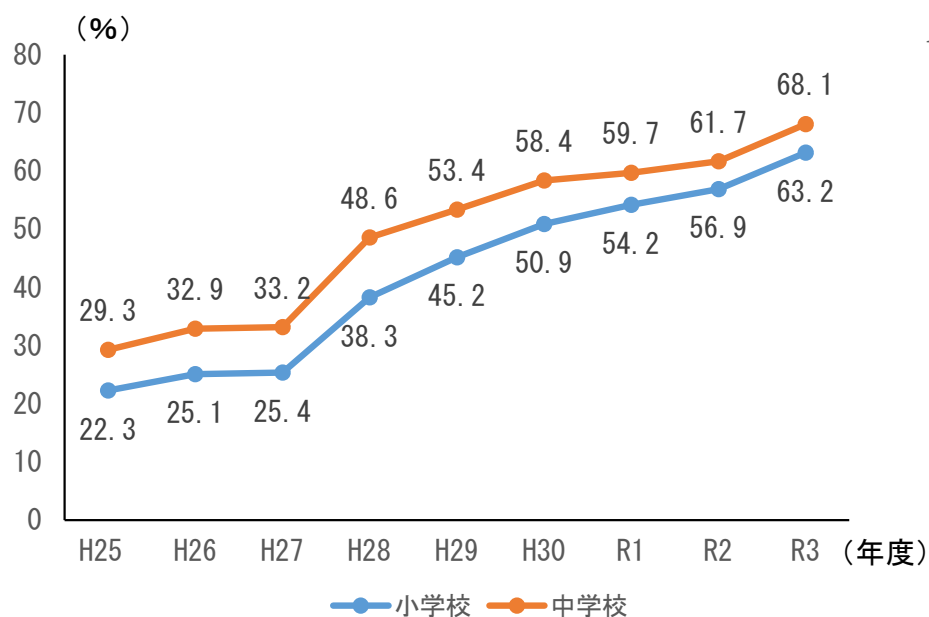
(資料) 厚生労働省・警察庁「令和4年中における自殺の状況」

(注) (2)の自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考えうる場合も含め、自殺者一人につき最大4つまで計上可能としたもの。

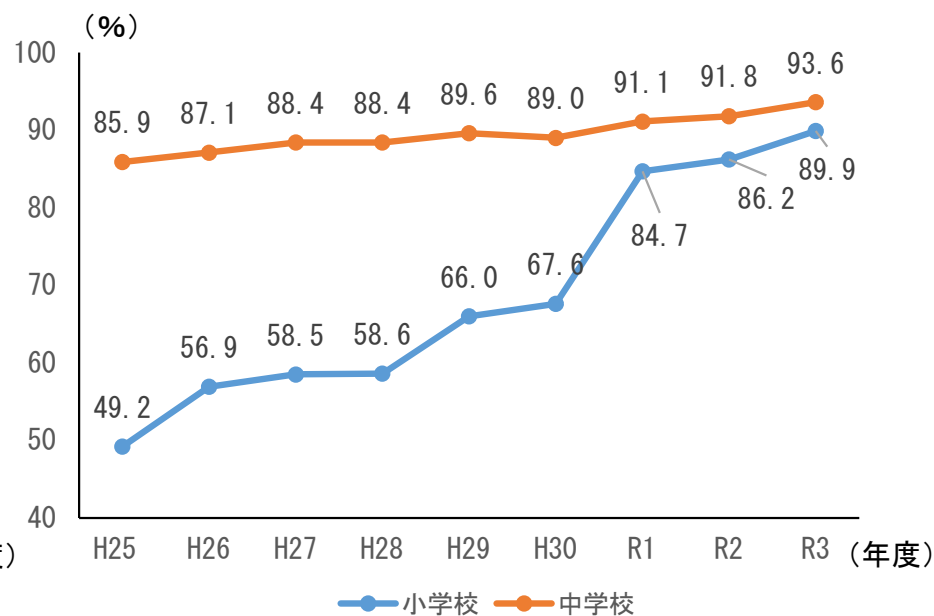
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーに関する指標

- ◆ スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、小学校・中学校共に上昇している。
- ◆ スクールカウンセラーの配置率についても、小学校・中学校共に上昇しているが、特に小学校における伸びが顕著である。

スクールソーシャルワーカーによる
対応実績のある学校の割合



スクールカウンセラーの配置率

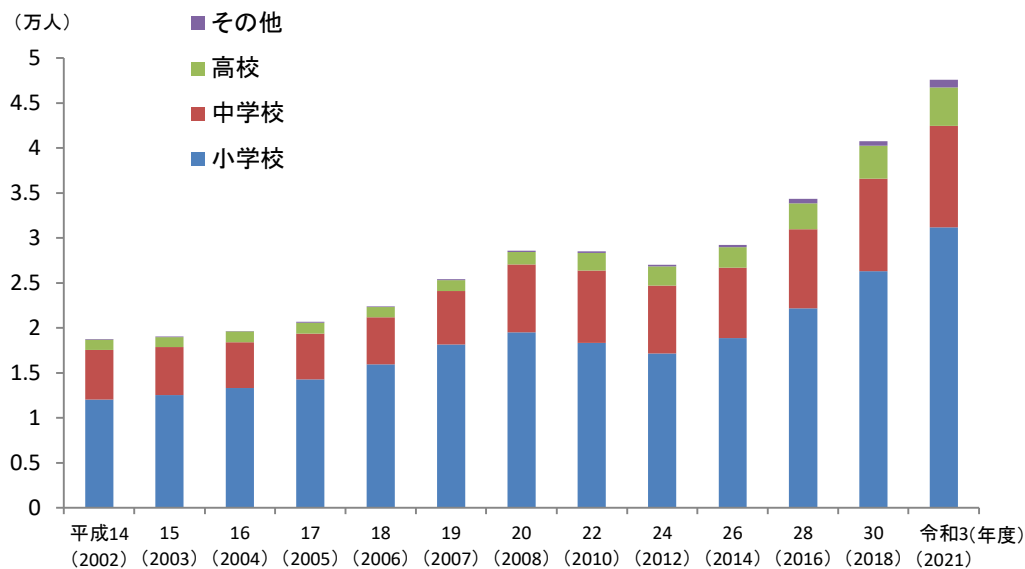


※「文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ」をもとに作成。

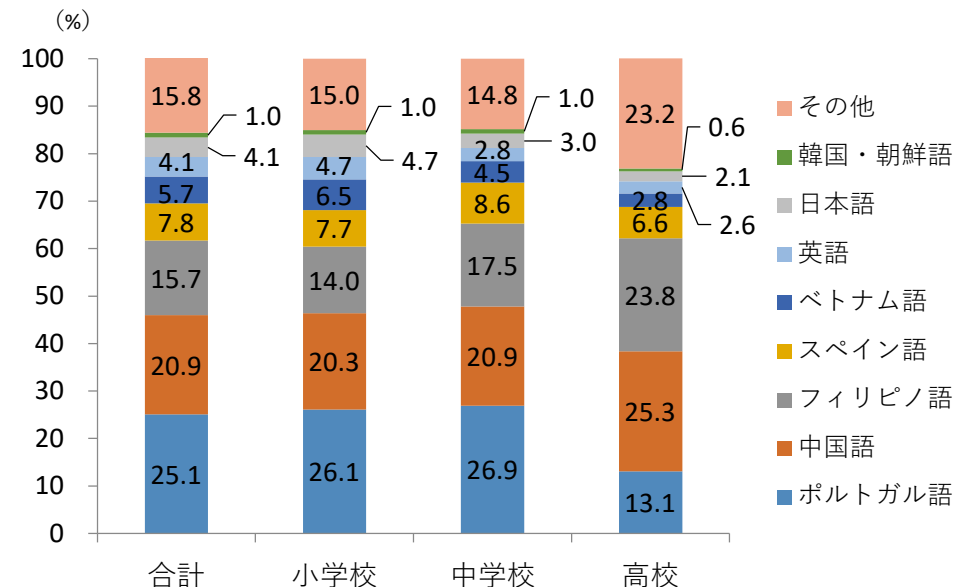
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒

◆ 日本語指導が必要な外国籍のこどもは、平成20年度を境に減少していたが、平成26年度以降再び増加している。

(1) 学校種別推移



(2) 言語別構成割合 (令和3年度)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

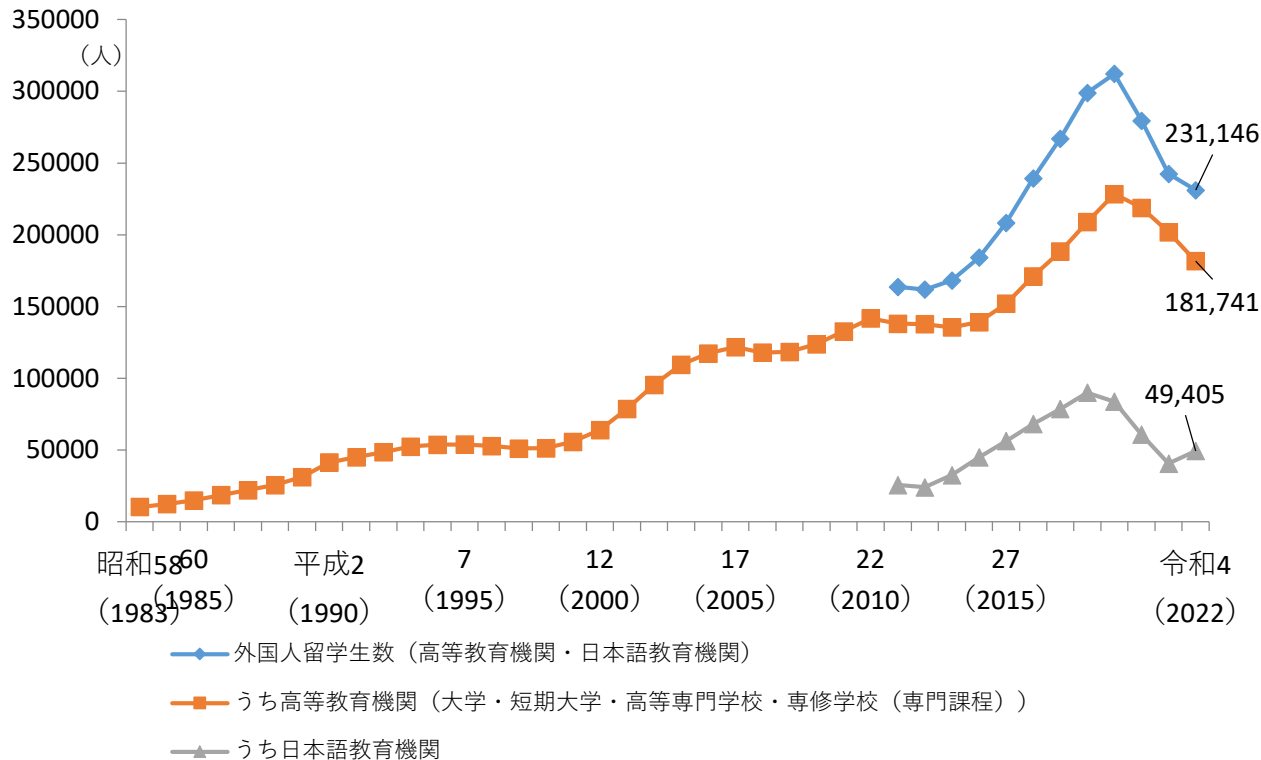
(注) 1. 上記の「その他」とは、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の合計。

2. 平成20年度からは隔年実施（令和2年度は実施せず。）。

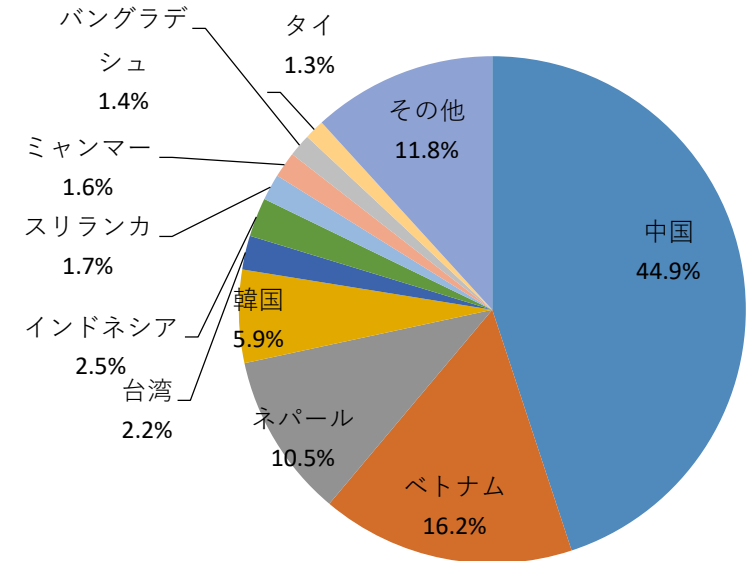
外国人留学生

◆ 外国人留学生は2019年をピークに減少傾向。中国からの留学生が最も多い。

(1) 外国人留学生数 (各年5月1日現在)



(2) 外国人留学生数 (令和4年5月1日現在)



(出典) 独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

(注)

1. 「外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める留学の在留資格 (いわゆる「留学ビザ」) により、我が国の大学 (大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校 (専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設において教育を受ける外国人学生をいう。

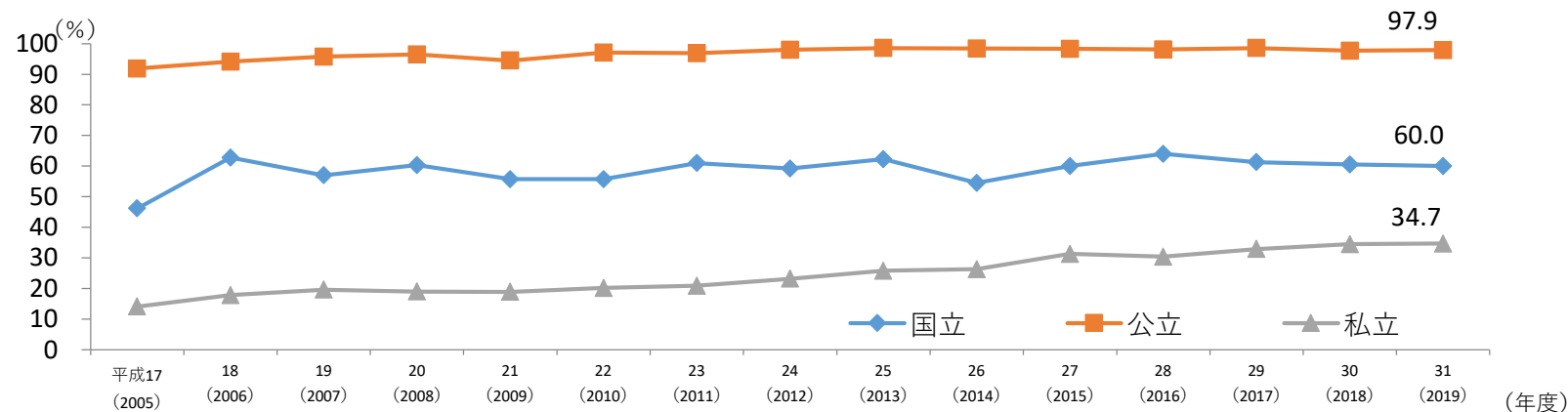
2. なお、出入国管理及び難民認定法の改正により、平成22年7月より従来の「留学」「就学」ビザが一本化されたことに伴い、平成23年度調査からは、日本語教育機関で学ぶ外国人学生も調査対象としている。

③青年期

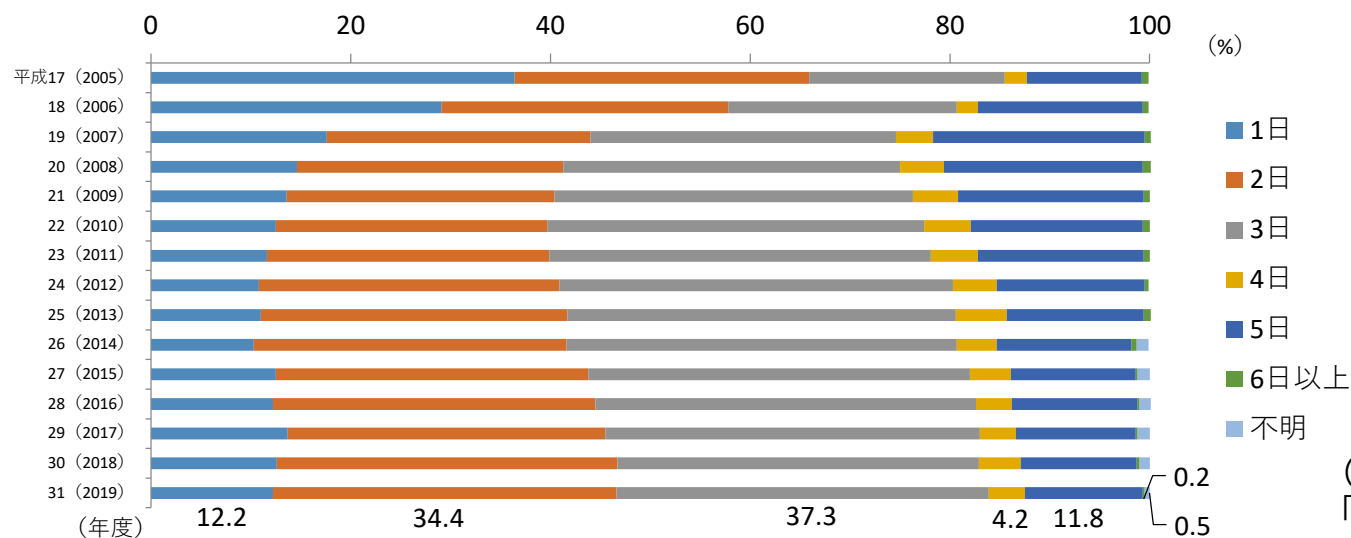
中学校における職場体験の実施状況

◆ 国立・公立においては中学校における職場体験実施率は、おおむね高水準で推移。実施期間は2～3日間で約7割を占めているが、5日以上設けている学校もある。

(1) 実施率



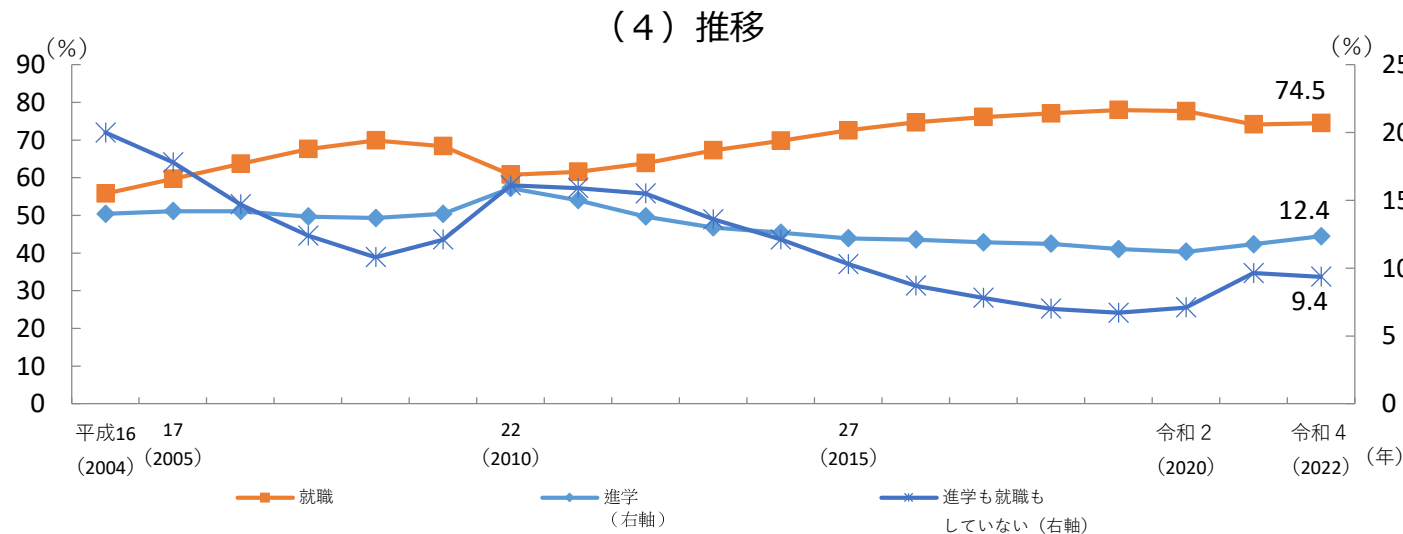
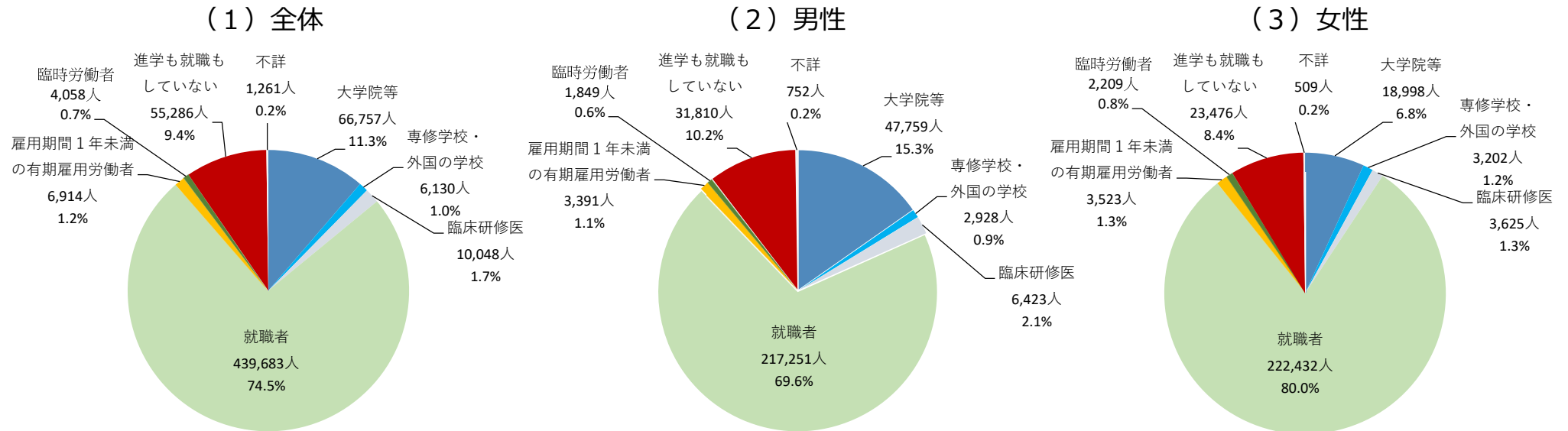
(2) 期間別(公立)



(出典) 文部科学省国立教育政策研究所
「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

大学卒業者（令和4年3月）の状況

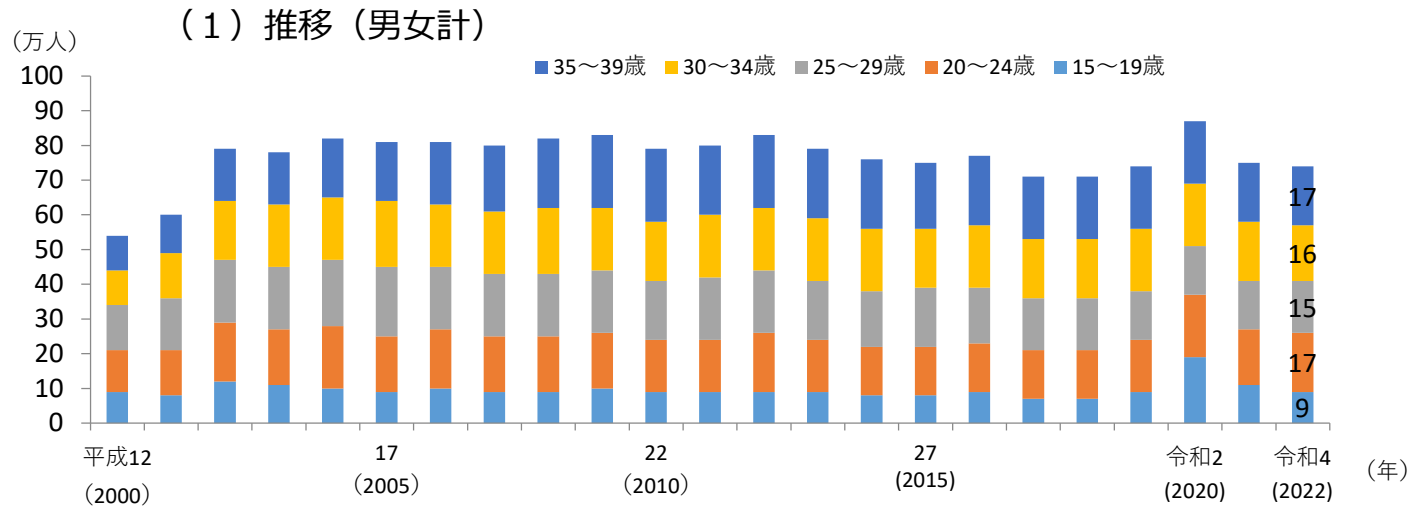
◆ 大学卒業者全体の7割以上が就職している一方で、進学も就職もしない者は1割弱いる。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」
 (注) 進学し、かつ就職している者は、「就職者」に計上し、「大学院等」から除いている。

若年無業者数

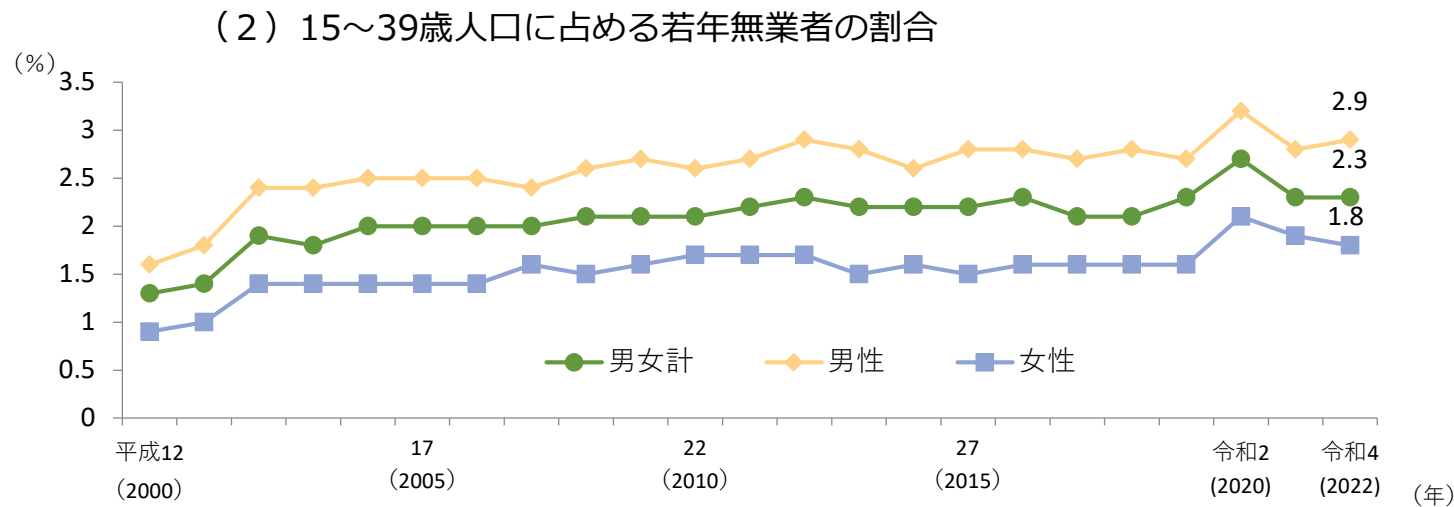
◆ 15歳～39歳の若年無業者数は、令和4年で74万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.3%であった。



(出典) 総務省「労働力調査」

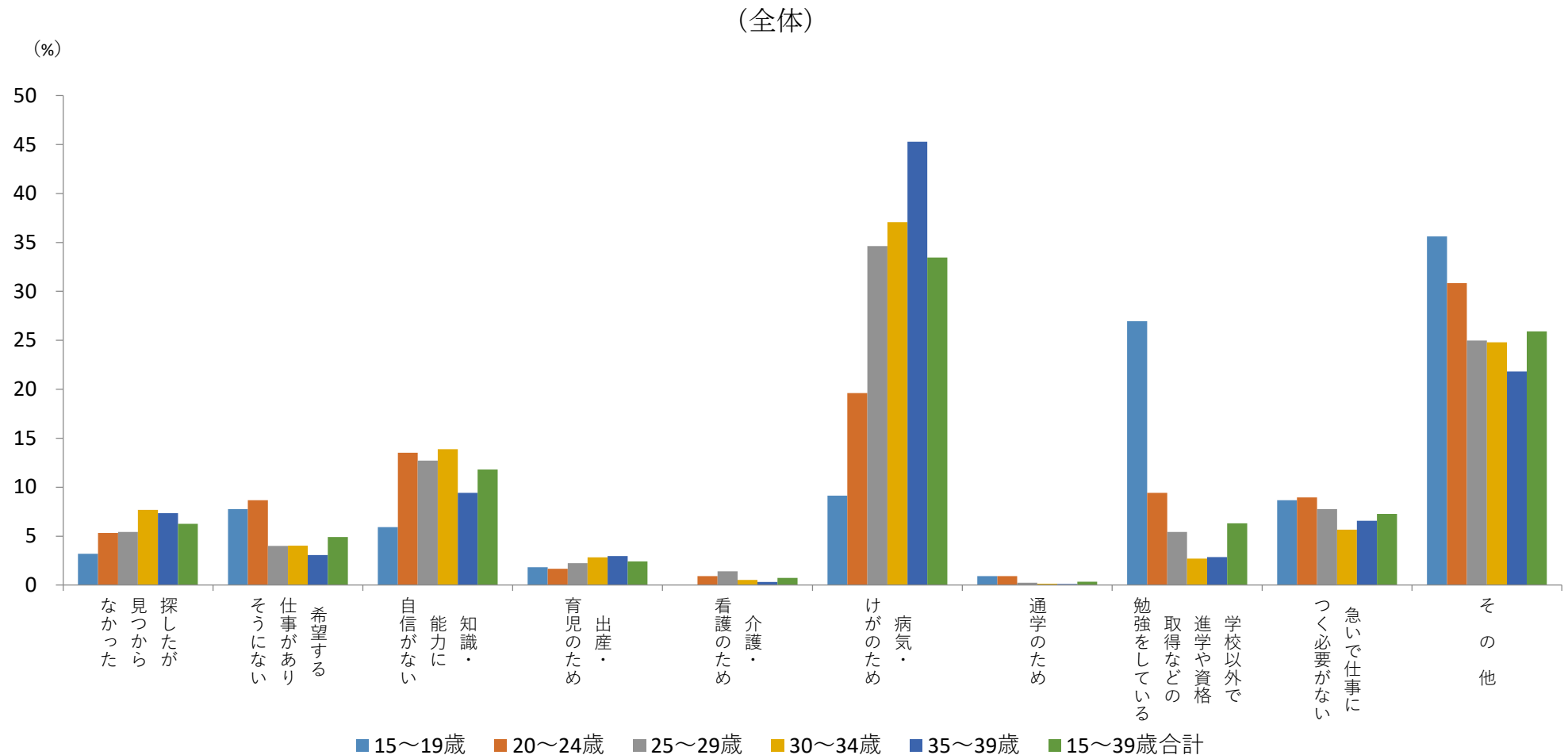
(注)

1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。



就業希望の若年無業者が求職活動をしなない理由

- ◆ 「病気・けがのため」や「学校以外で進学や資格取得などの勉強をしている」及び「その他」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がない」の回答が多く見られる。（平成29年）

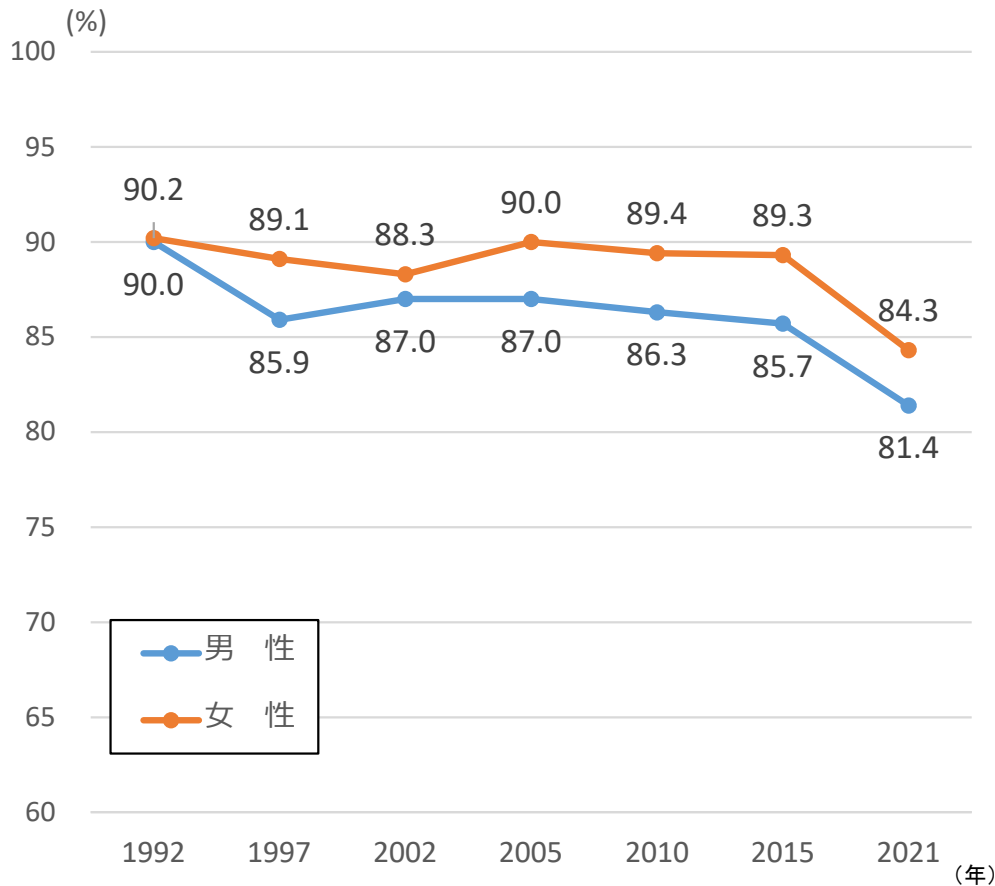


(出典)総務省「平成29年就業構造基本調査」

若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

- ◆ 未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合は、長らく横ばいであったが、直近の調査において、大きく低下。
- ◆ 未婚者の平均希望子ども数は、減少傾向が続いており、直近の調査では、特に女性で大きく減少。

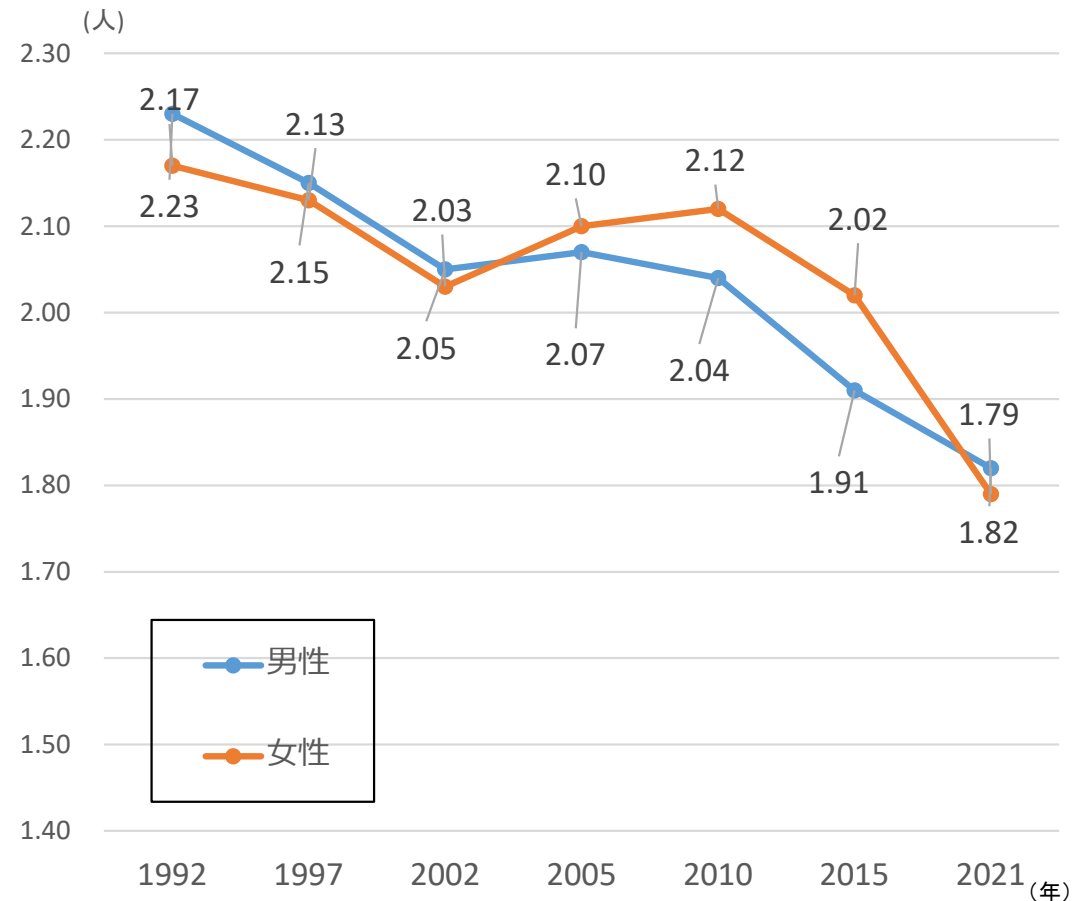
未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※18歳～34歳対象、設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合。

未婚者の平均希望子ども数の推移

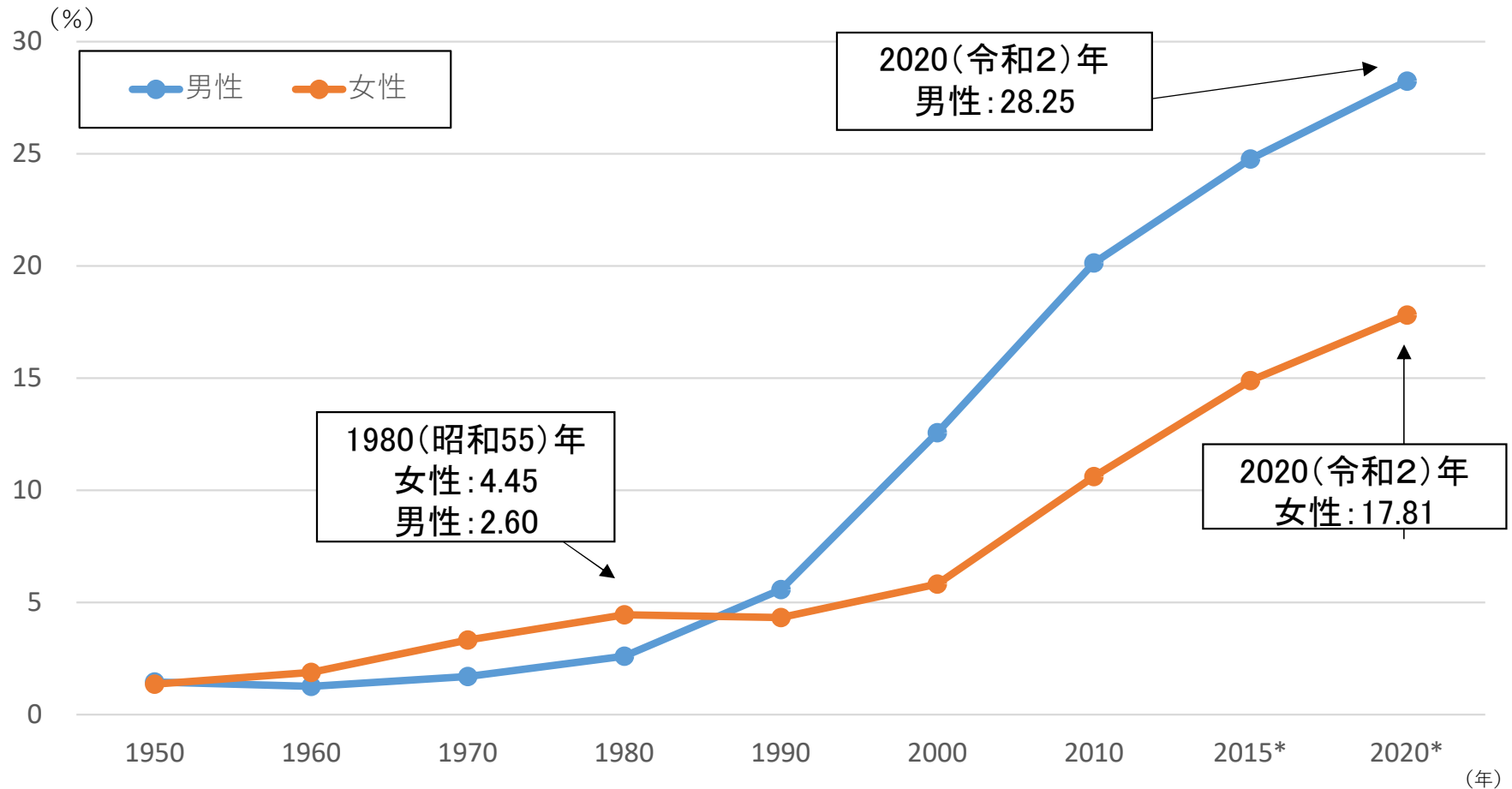


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より作成。

※対象は「いずれ結婚するつもり」と回答した18～34歳の未婚者。平均希望子ども数は5人以上を5人として算出。

50歳時の未婚割合の推移

◆ 2020年時点で、男性の約3.5人に1人、女性の約5.6人に1人が、50歳時に未婚。



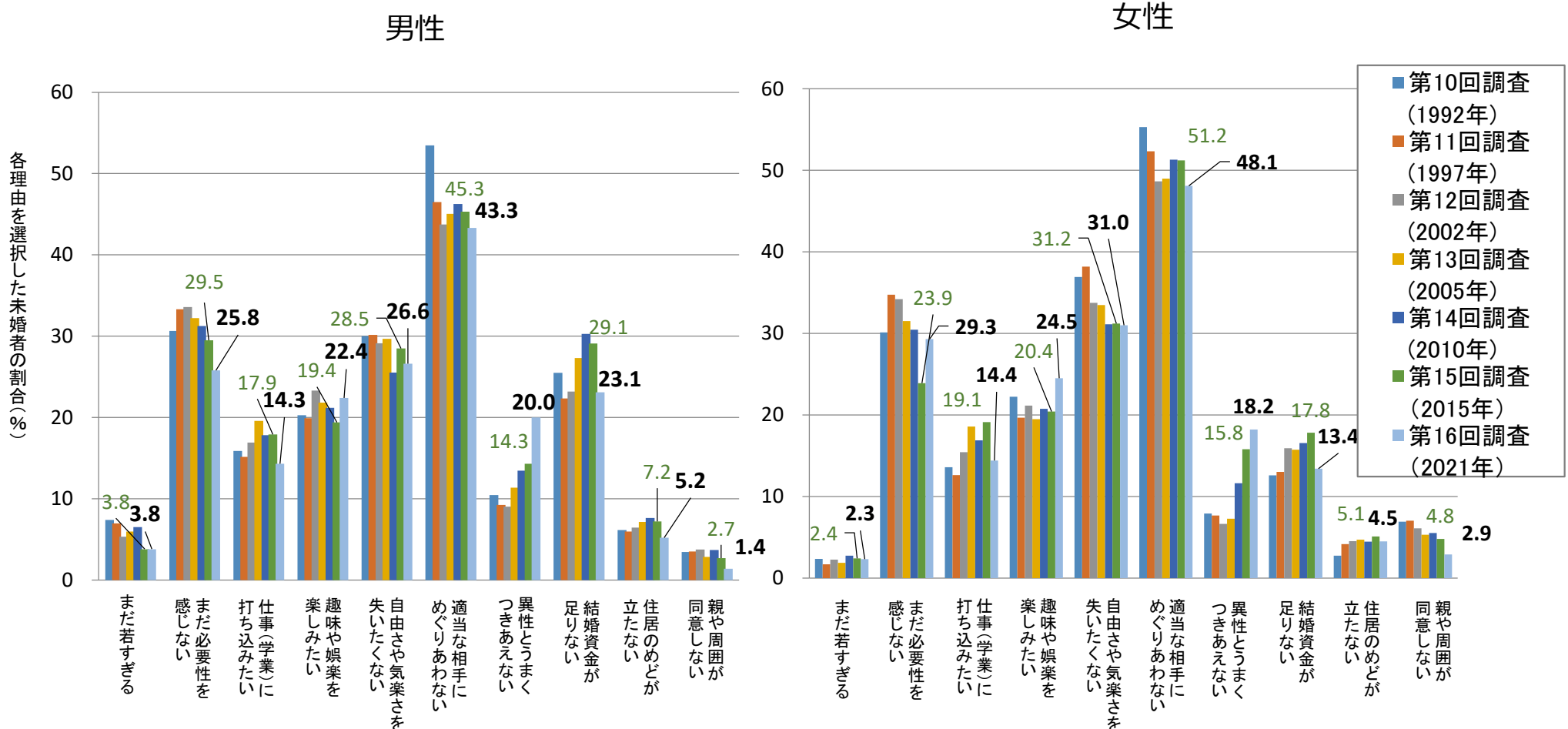
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2022」より作成。

※ 総務省統計局『国勢調査報告』により算出。45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。

※ * 配偶関係不詳補完結果に基づく。

若者が結婚しない理由

- ◆ 25～34歳の未婚者に独身でいる理由を尋ねると、男女ともに「適切な相手にめぐりあわない」が最も多い（男性43.3%、女性48.1%）。次いで「自由さや気楽さを失いたくない」「まだ必要性を感じない」が多い。
- ◆ 「異性とうまくつき合えないから」の選択率は、2005年（第13回）調査以降、上昇している。その他、最新の調査では「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」が男女ともに増加した。



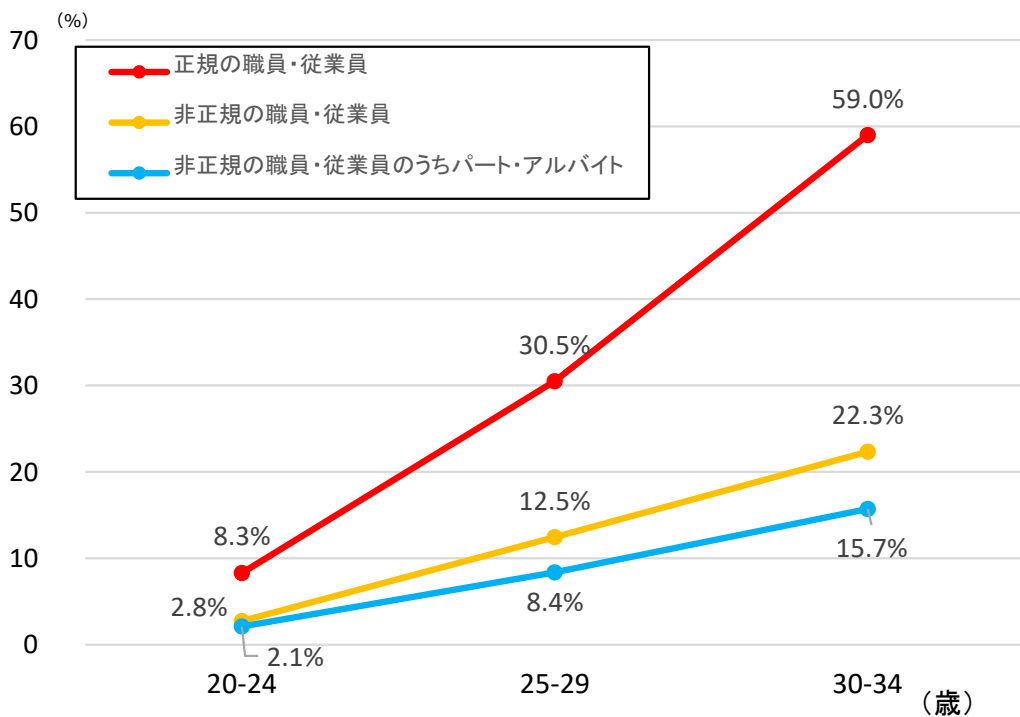
出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（独身者調査）

※対象は、25～34歳の未婚者。未婚者のうち何%の人が各項目を独身にとどまっている理由（3つまで選択可）としてあげているかを示す。グラフ上の数値は第16回調査の結果。

有配偶率（男性の従業上の地位・雇用形態別、年収別）

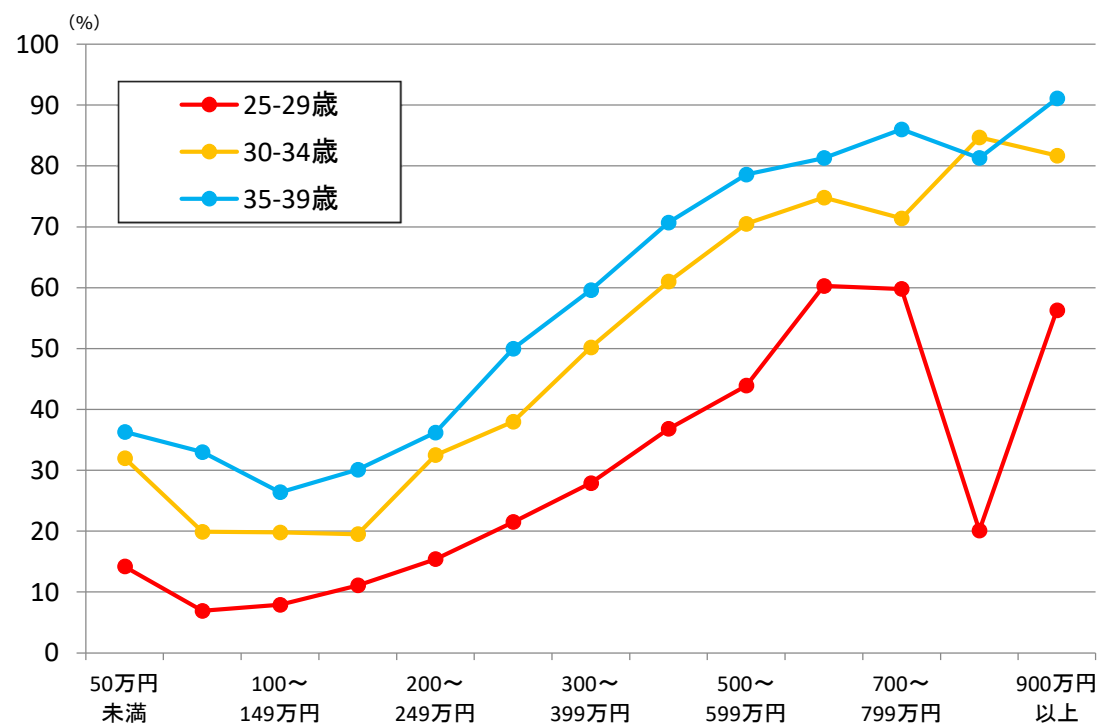
- ◆ 男性の若い世代の有配偶率についてみると、正規雇用に比べて、非正規雇用の男性が顕著に低い。
- ◆ 男性の年収別にみると、いずれの年齢層でも一定水準までは、年収が高い人ほど、配偶者のいる割合が高い傾向。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率



資料: 総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。
注: 数値は、未婚でない者の割合。

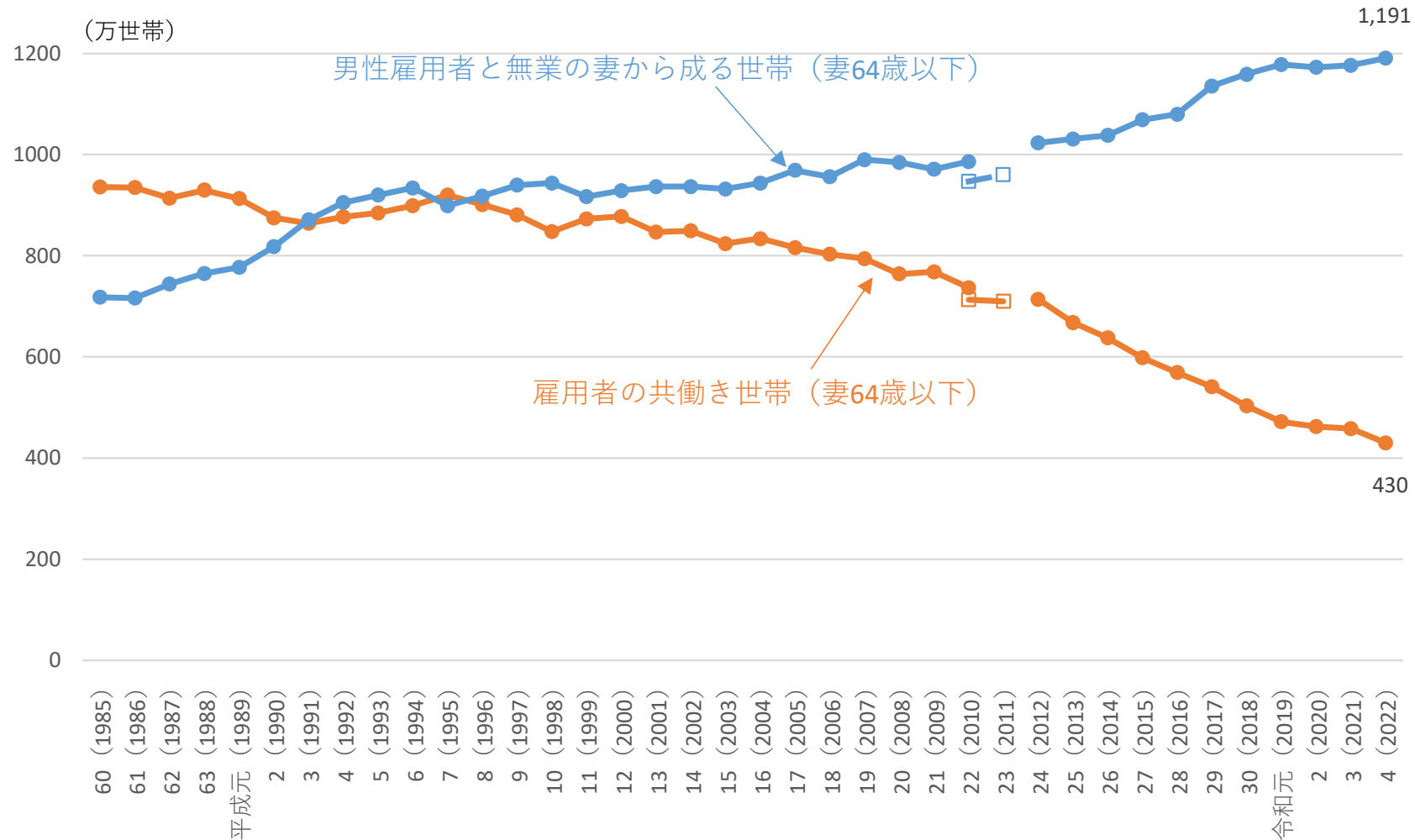
男性の年収別有配偶率



資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)
注: 本資料は、労働政策研究・研修機構が独自に「就業構造基本調査」を二次集計・分析したもの。2017年時点。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

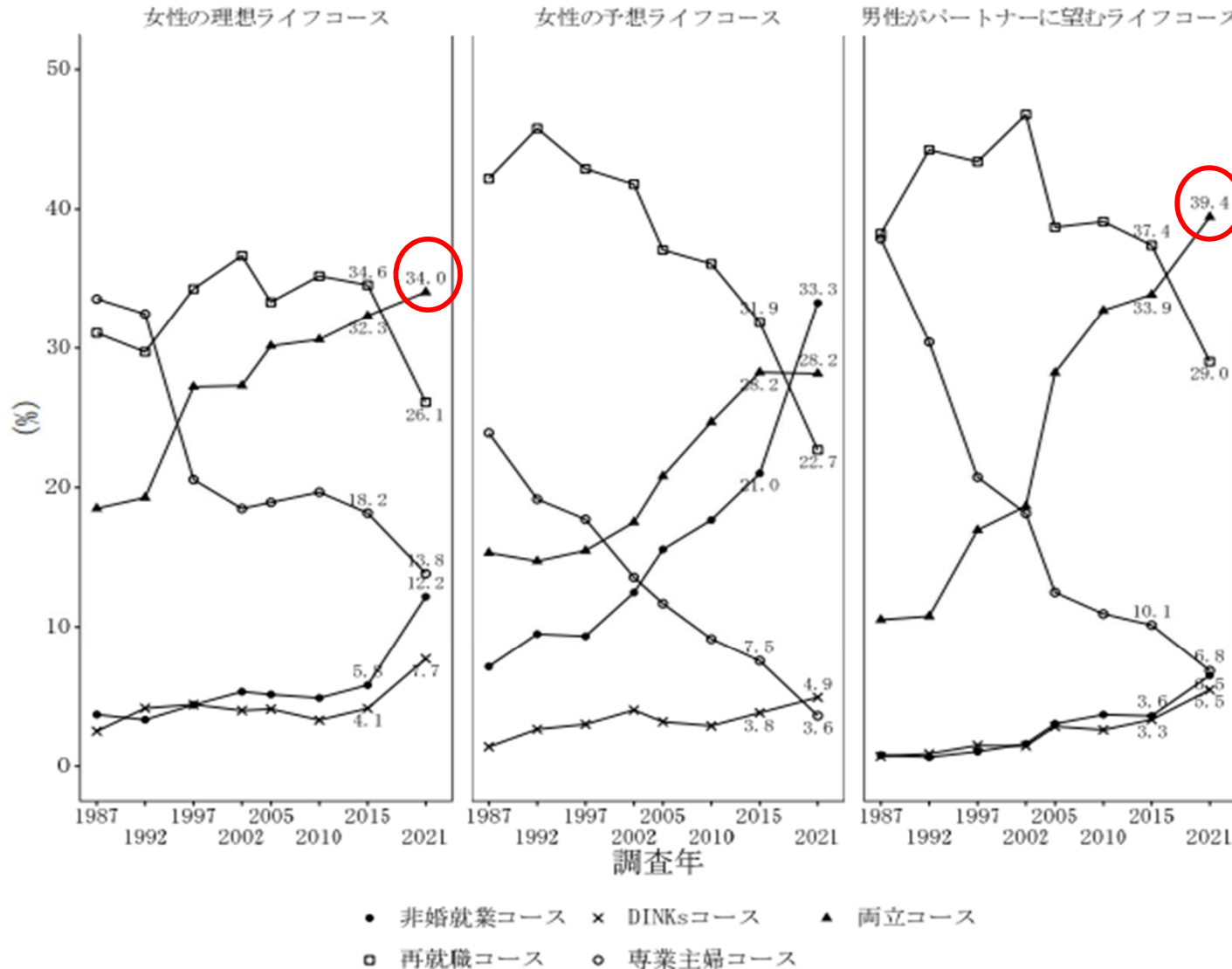
◆ 全世界帯の3分の2が「共働き」。



- (備考)
1. 昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 5. 労働力調査では、令和4年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。

未婚者の理想のライフコース

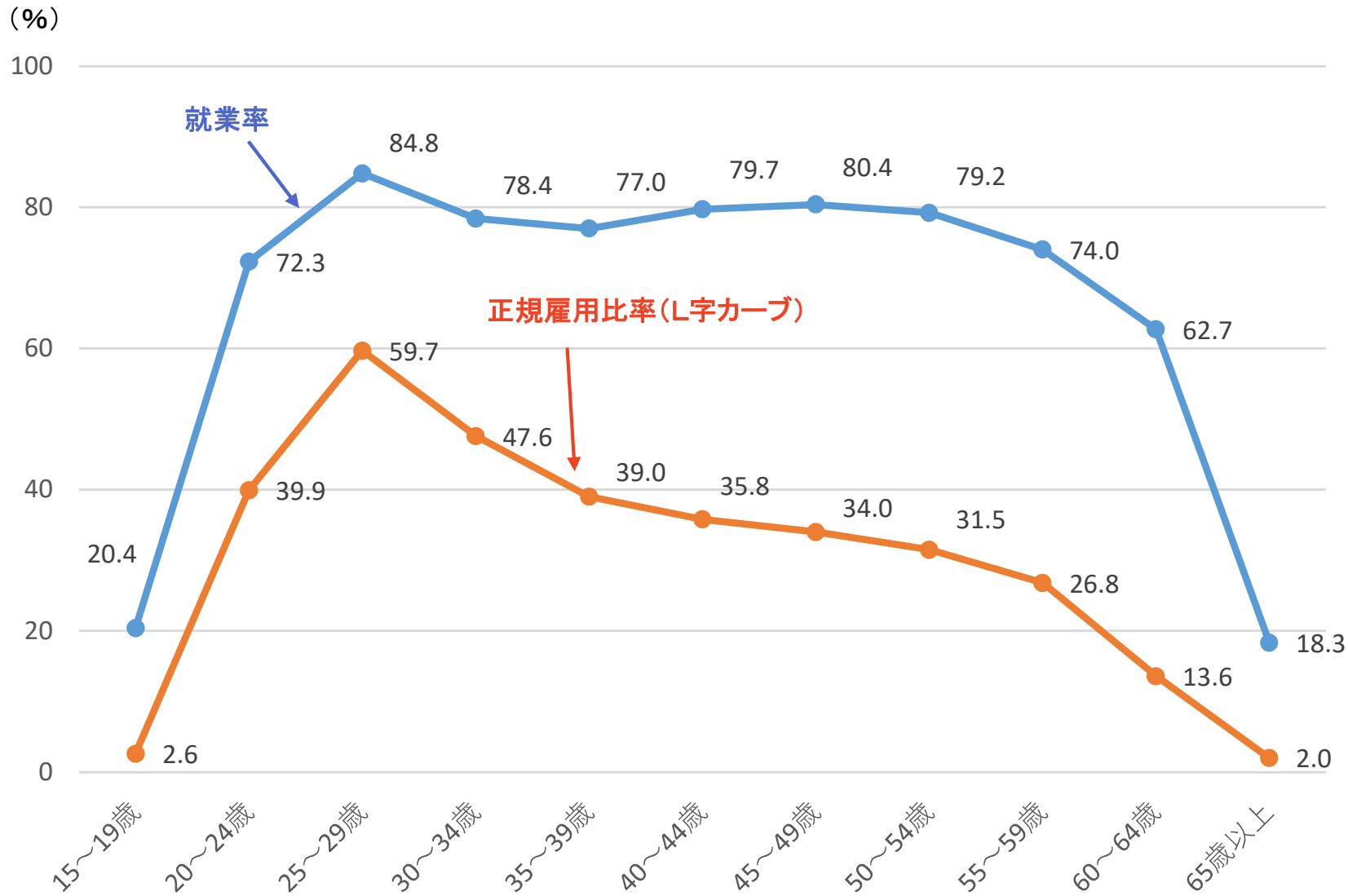
- ◆ 未婚女性が考える「理想ライフコース」は、出産後も仕事を続ける「両立コース」が最多に。
- ◆ 男性がパートナーとなる女性に望むライフコースも、「両立コース」が最多に。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)
※対象は18~34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

女性の年齢階級別正規雇用比率（L字カーブ）（2022年）

◆ 女性の年齢階級別正規雇用比率は25～29歳の59.7%をピークに低下（L字カーブ）。



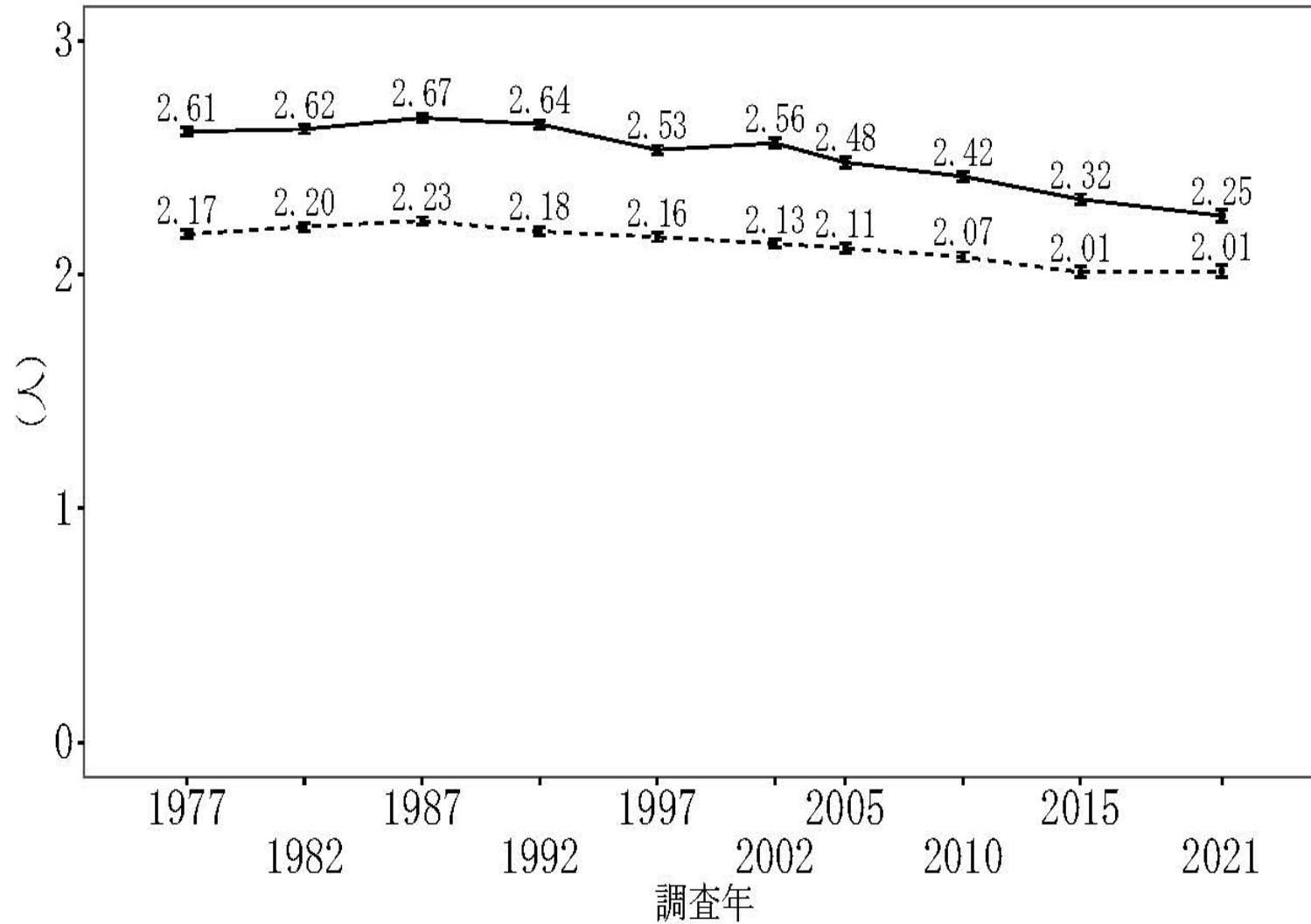
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 就業率は、「就業者」/「15歳以上人口」×100。

3. 正規雇用比率は、「正規の職員・従業員」/「15歳以上人口」×100。

夫婦の平均理想子ども数・平均予定子ども数

◆ 夫婦の平均理想子ども数は、2000年代以降、ゆるやかに低下。



— 平均理想子ども数 -- 平均予定子ども数

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)

※対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和。理想・予定子ども数不詳を除き、8人以上を8人として平均値を算出。

理想のこども数を持たない理由(理想・予定子ども数の組み合わせ別)

- ◆ 夫婦の理想のこども数を持たない理由は様々。
- ◆ 第1子を持たない理由は、「ほしいけれどもできない」が最多。
- ◆ 第2子・第3子以上を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多。育児負担や夫の家事・育児協力が得られないことも、第2子以降を持たない障壁。

(複数回答)

理想子ども数 下回る組み合わせ	予定子ども数 下回る夫婦の内訳 (客体数)	理想の子ども数を持たない理由											
		経済的理由			年齢・身体的理由			育児負担	夫に関する理由			その他	
		お金がかかりすぎるから	家が狭いから	に(勤めや家事)の支えから	い高年齢で生むのは	健康上の理由から	でほしくないけれども	耐肉これ以上、育児の心理的、	協力の家事・育児への	夫が望まないから	成人してほしいから	末子が夫の定年退職までに	環境ではないから
理想1人以上 予定0人	4.7% (39)	17.9	2.6	12.8	23.1	12.8	61.5	7.7	5.1	17.9	5.1	2.6	12.8
理想2人以上 予定1人	37.0% (316)	46.2	6.0	9.2	40.5	18.7	32.0	23.7	10.4	7.0	4.7	3.5	8.5
理想3人以上 予定2人以上	58.4% (499)	59.3	12.0	20.2	41.7	17.0	15.8	23.6	12.6	9.4	8.0	6.2	7.6
総数	100.0% (854)	52.6	9.4	15.8	40.4	17.4	23.9	23.0	11.5	8.9	6.7	5.0	8.2

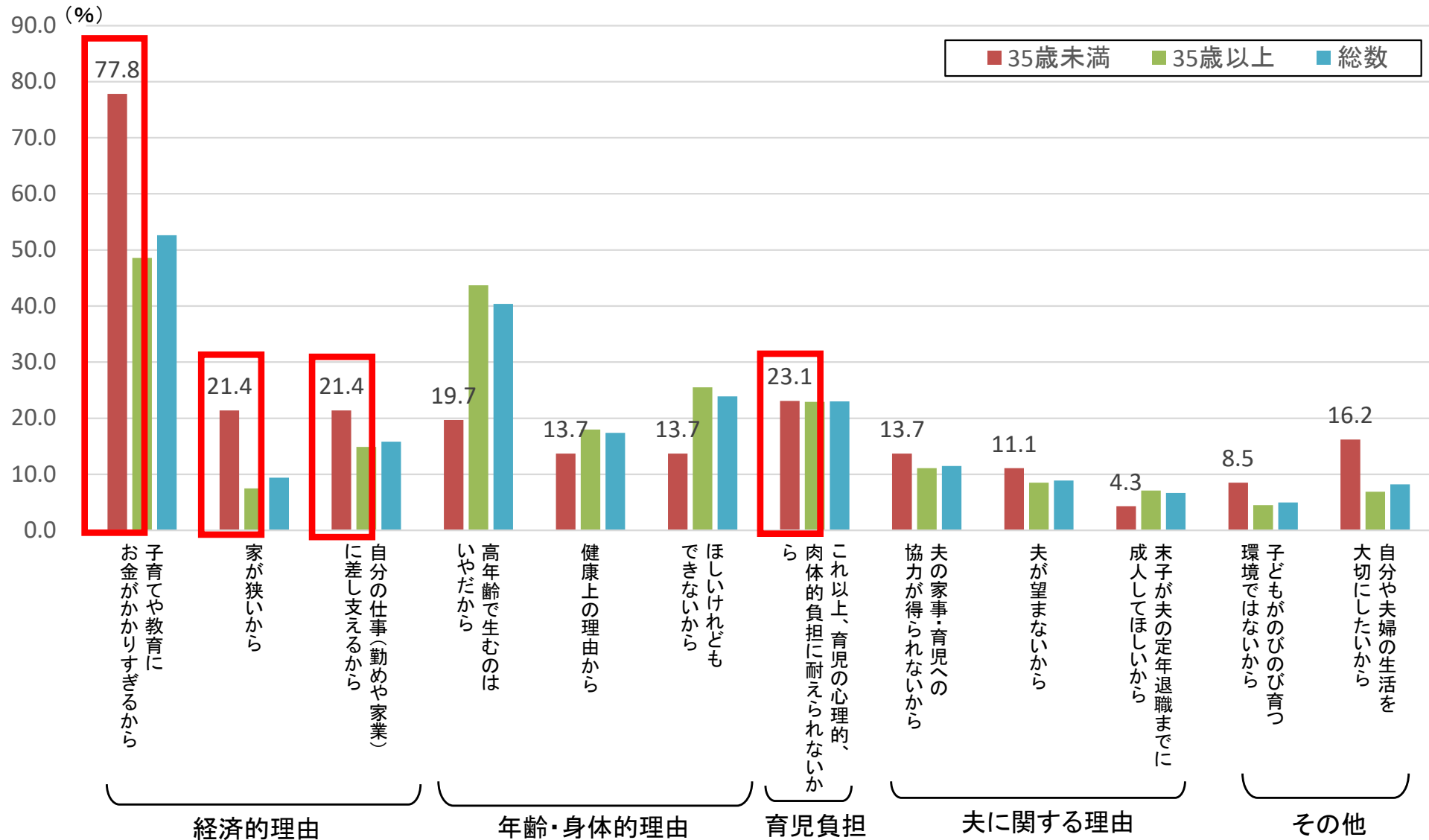
(%)

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」(2021年)を基に作成。

※対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

理想のこども数を持たない理由（妻の年齢別）

- ◆ 35歳未満の妻についてみると、8割近くの方が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」。
- ◆ 続いて、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」、「自分の仕事に差し支えるから」、「家が狭いから」が2割以上。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年)を基に作成。

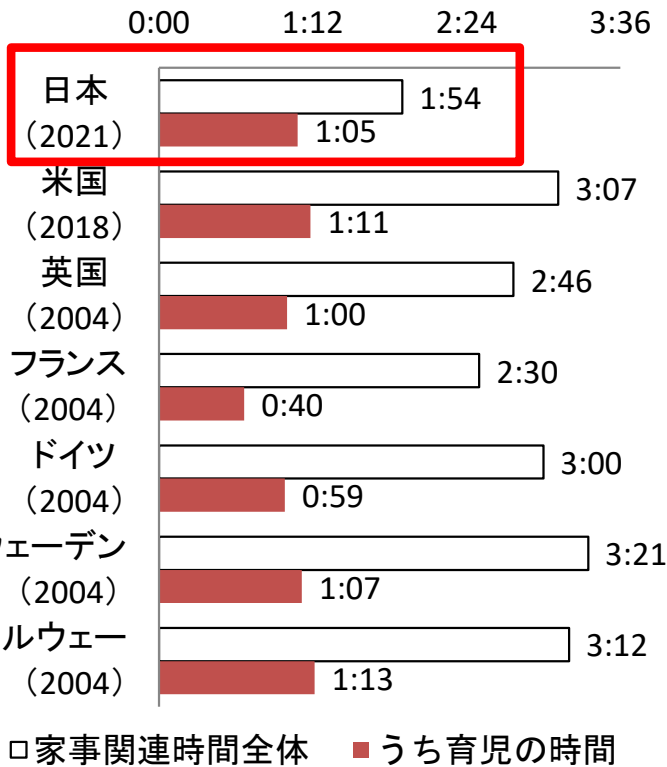
※ 対象は予定こども数が理想こども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。複数回答のため合計値は100%を超える。

男性の家事・育児

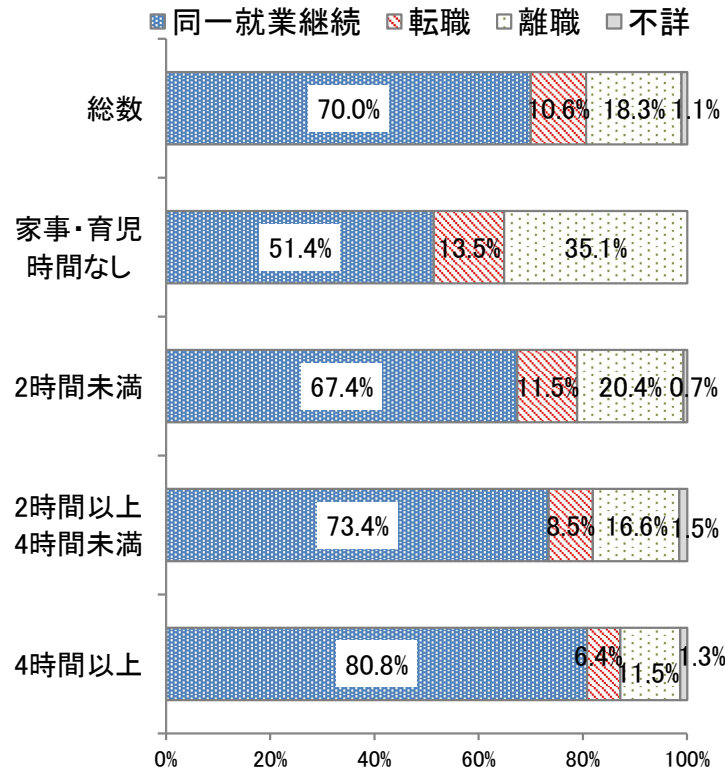
- ◆ 日本の夫（6歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は、2時間程度と国際的にみて低水準。
- ◆ 夫の家事・育児時間が長いほど、妻の継続就業割合が高く、また、第2子以降の出生割合も高い傾向。

【6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間(1日当たり)】

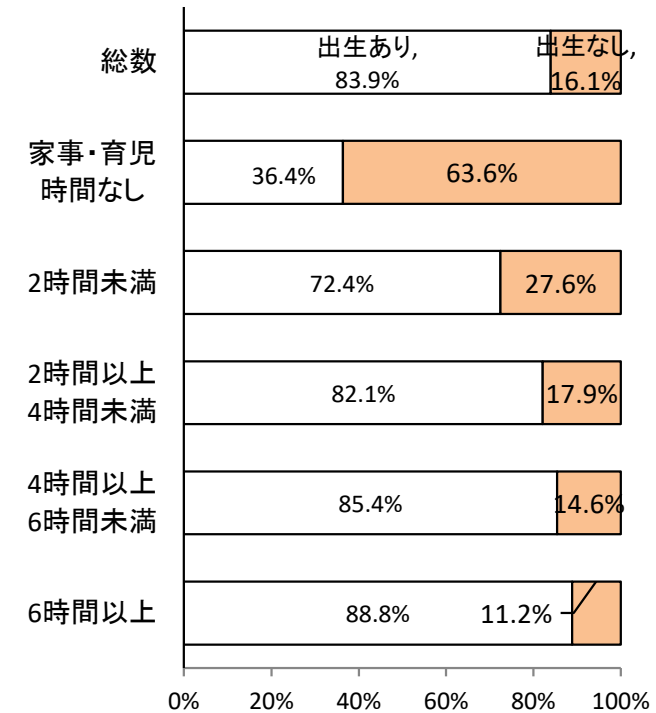
(時間)



【夫の平日の家事・育児時間別にみた妻の出産前後の継続就業割合】



【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2018) 及び総務省「社会生活基本調査」(令和3年)より作成。
2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の時間である。

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成

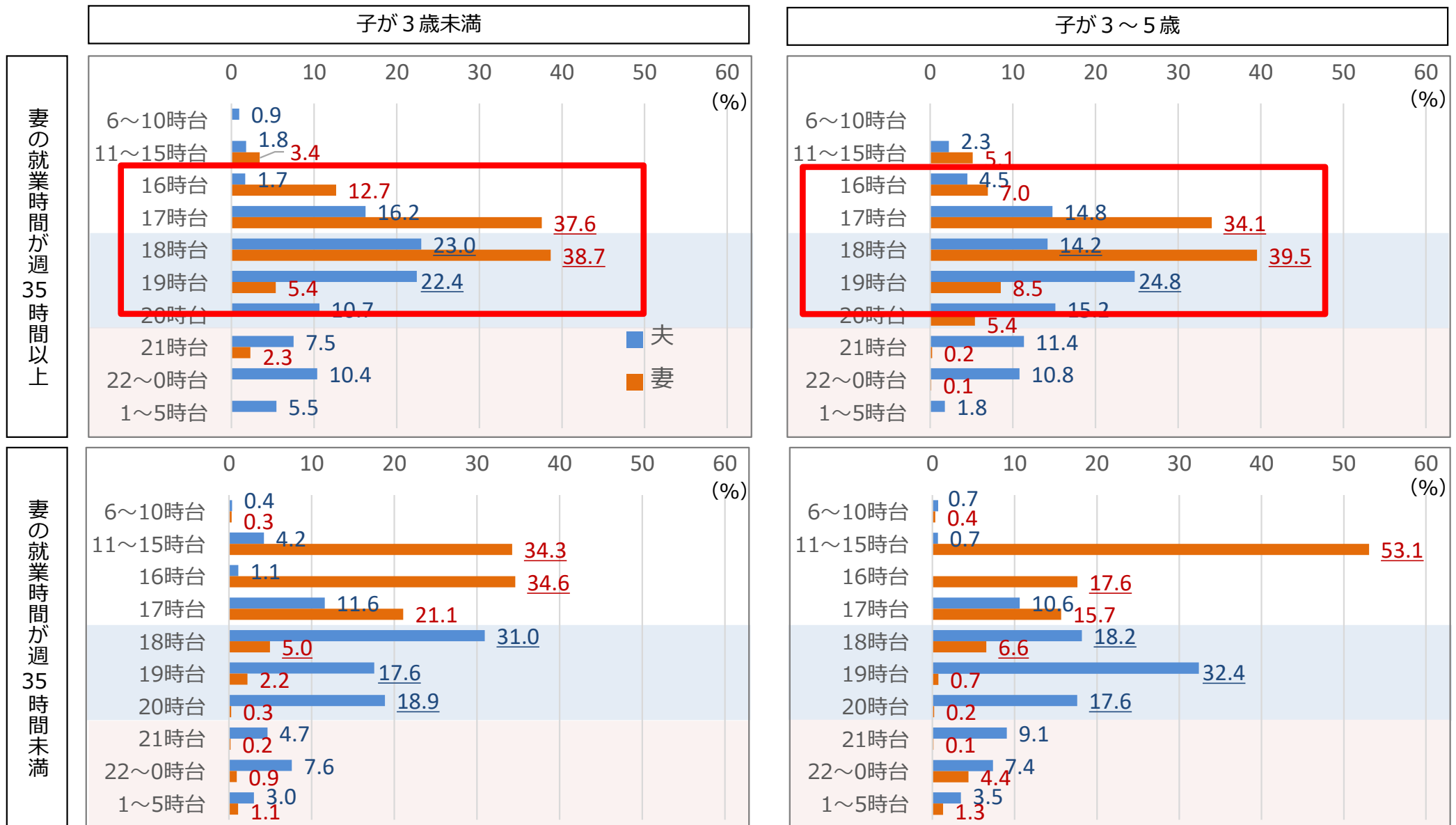
注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。
①第1回から第10回まで双方が回答した夫婦
②第1回に独身で第9回までの間に結婚し、結婚後第10回まで双方が回答した夫婦
③妻が出産前に仕事ありで、かつ、「女性票」の対象者で、この13年間に子どもが生まれた夫婦
2) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

資料出所：厚生労働省「第10回21世紀成年者縦断調査（2012年成年者）」（調査年月：2021年11月）より作成

注：
1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。
①第1回調査から第10回調査まで双方が回答した夫婦
②第1回調査時に独身で第9回調査までの間に結婚し、結婚後第10回調査まで双方が回答した夫婦
③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦
2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第9回調査時の状況である。
3) 9年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
4) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

共働き夫婦の仕事のある平日の帰宅時間

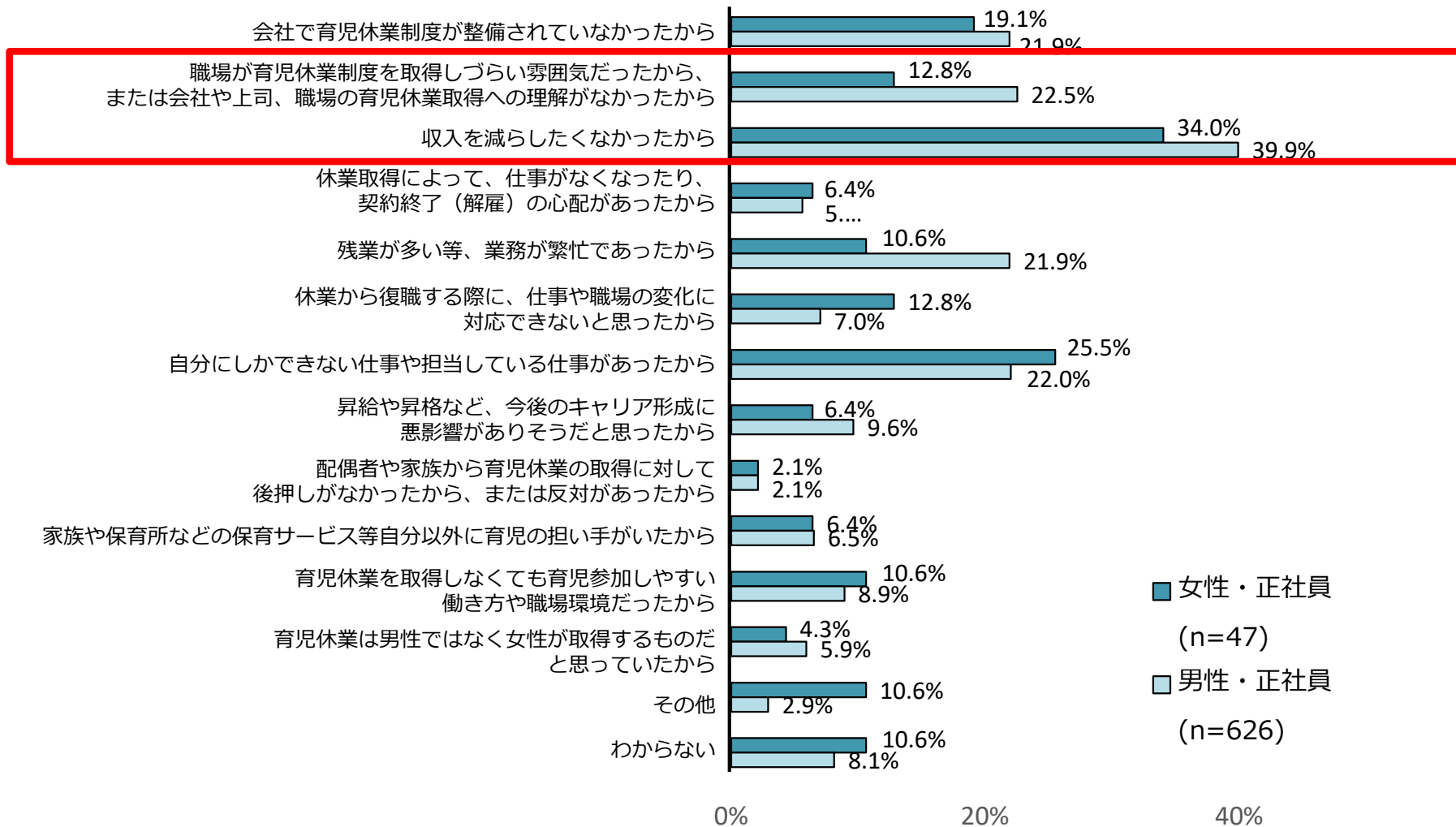
- ◆ 子がいる共働きの夫婦について、仕事のある日（平日）の帰宅時間は、女性よりも男性の方が遅い傾向。
- ◆ 保育所への迎え、夕食、入浴、寝かしつけなどの育児が女性に集中する「ワンオペ」がみとれる。



【出典】総務省「令和3年社会生活基本調査」よりこども家庭庁作成

育児休業制度を利用しなかった理由

- ◆ 「男性・正社員」では、「収入を減らしたくなかったから」、「職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったから」、「自分にしかできない仕事や担当している仕事があったから」が多くなっている。



【出典】日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」(労働者調査)(令和4年度厚生労働省委託事業)

※小学校4年生未満の子の育児を行いながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

※就労形態は末子妊娠判明時のもの。

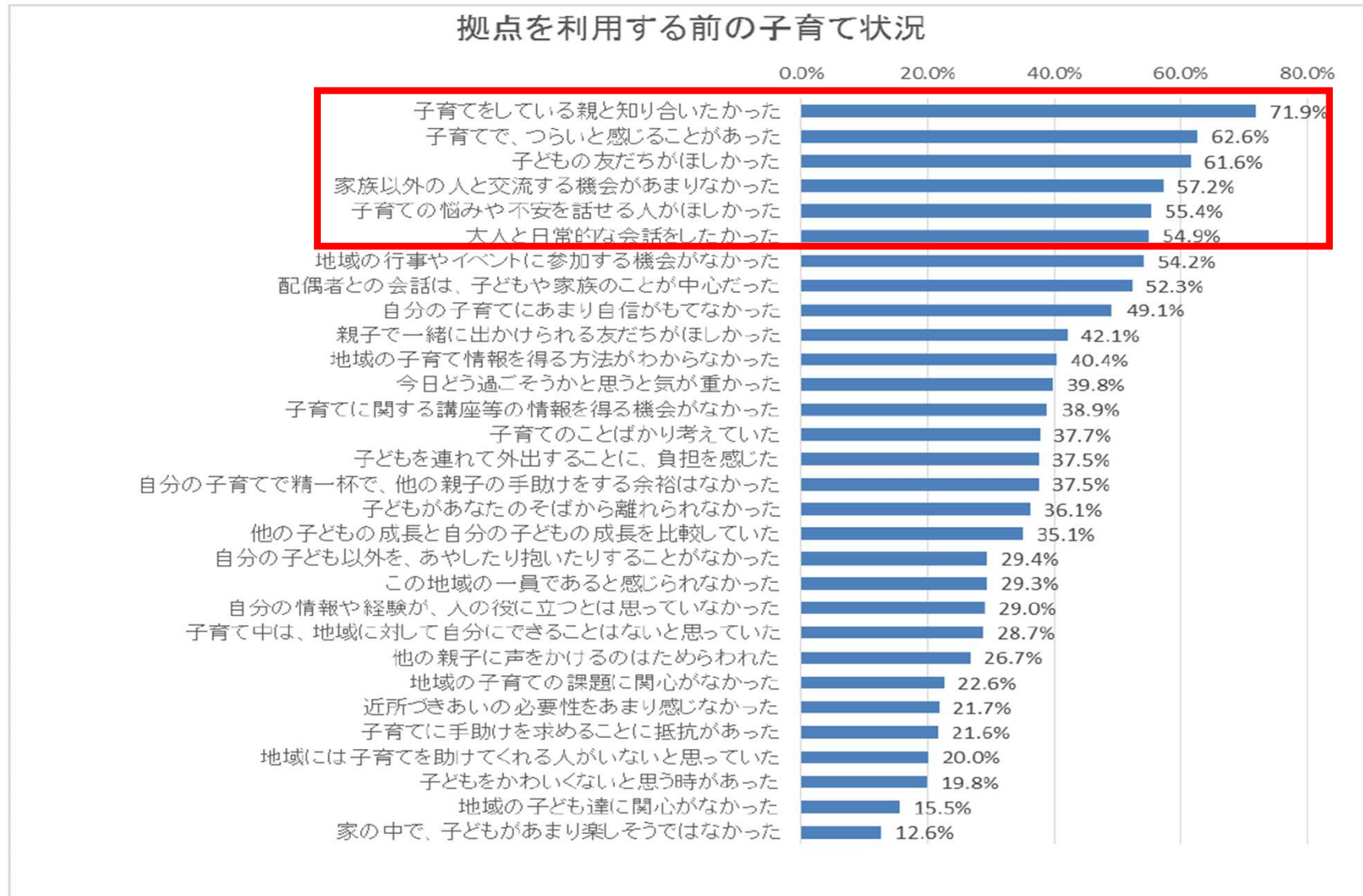
※末子の育児のための休暇・休業制度のうち育児休業において、「利用したことはないが、利用したかった(利用したい)」、「利用したことはなく、利用希望もない」の

いずれかを選択した回答者を集計対象とする。

※複数回答

地域子育て支援拠点を利用する前の子育て家庭の状況

- ◆ 「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」など、孤立した育児の実態がみられる。



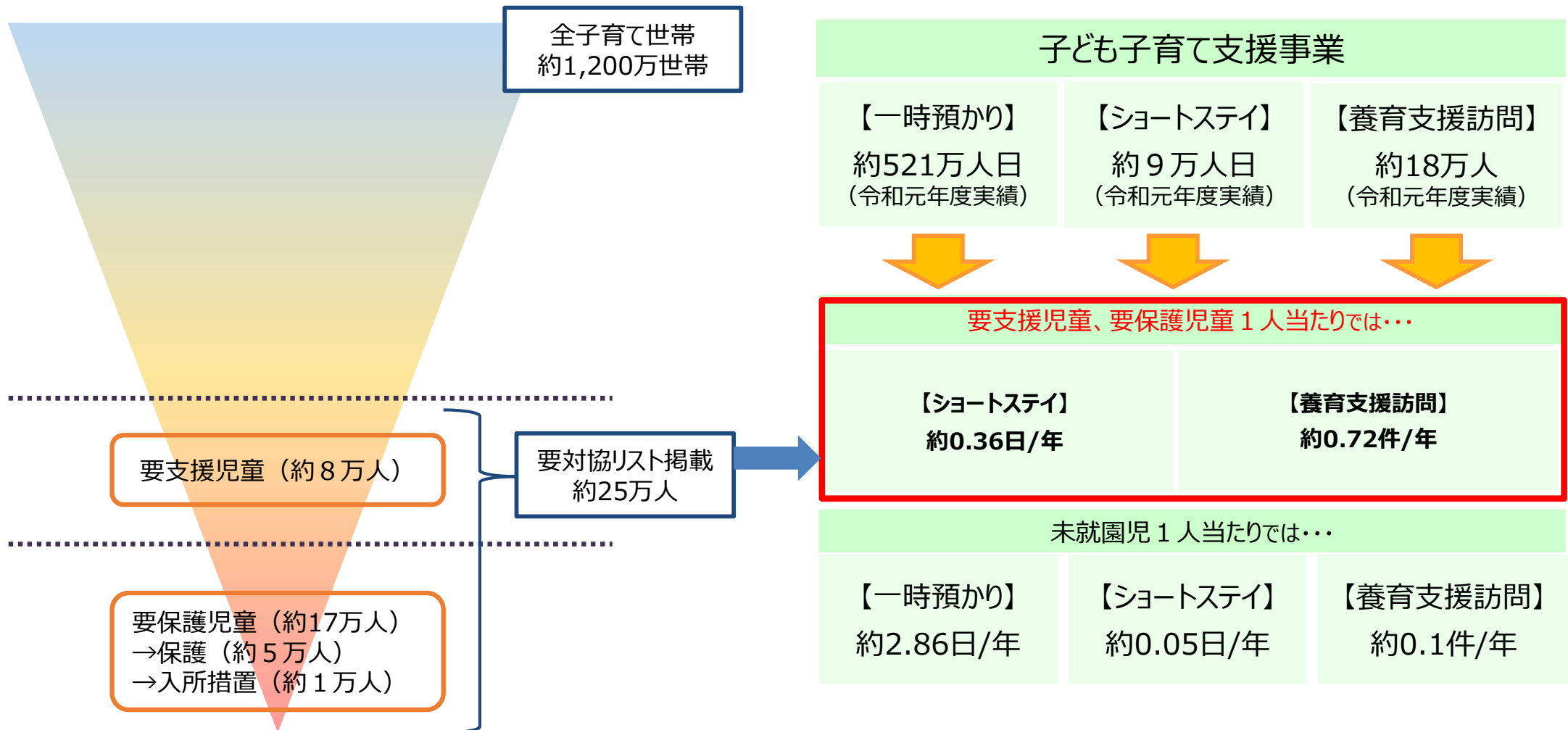
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

資料：令和4年9月28日全世代型社会保障構築会議資料より。

在宅の子育て家庭を対象とする支援の現状

◆ 現在の供給量は、必要とされている水準と比べて整備が遅れている。

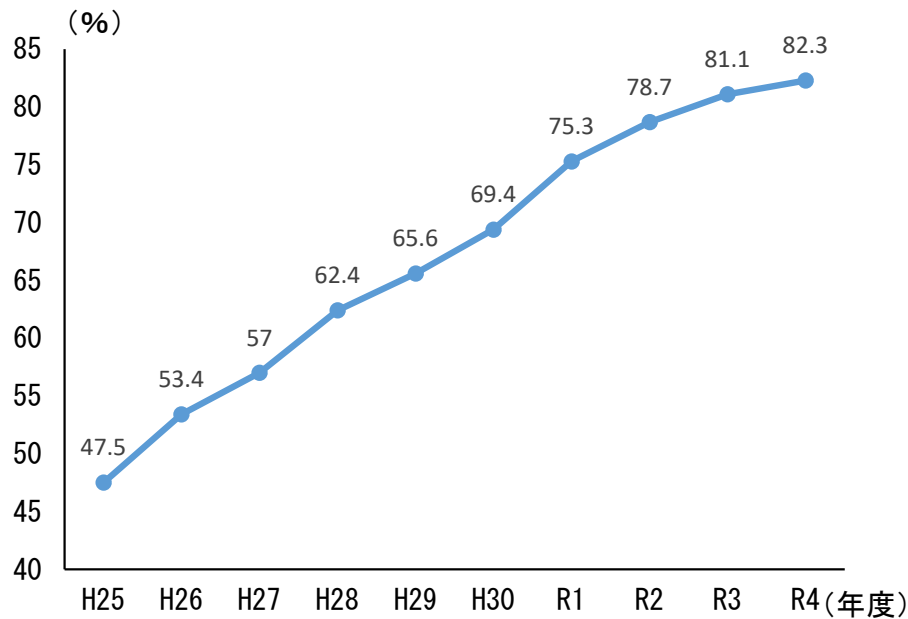
- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
- 要支援児童・要保護児童1人あたりでは、ショートステイは約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年の利用にとどまっている。
- ※ 未就園児（182万人）1人あたりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年



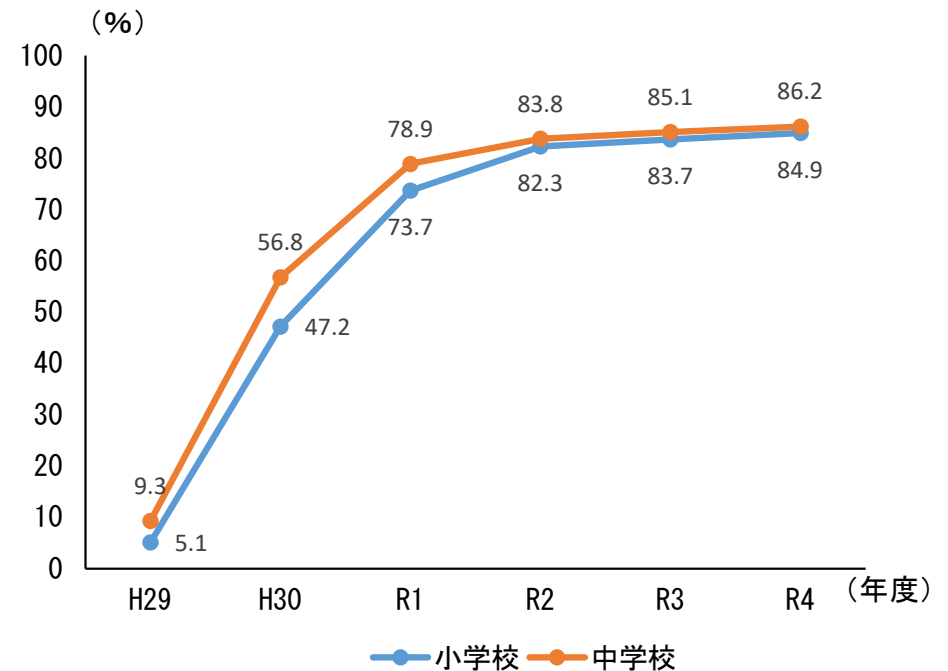
就学援助に関する指標

◆ 就学援助制度に関する周知状況及び新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施状況は、年々改善している。

就学援助制度に関する周知状況



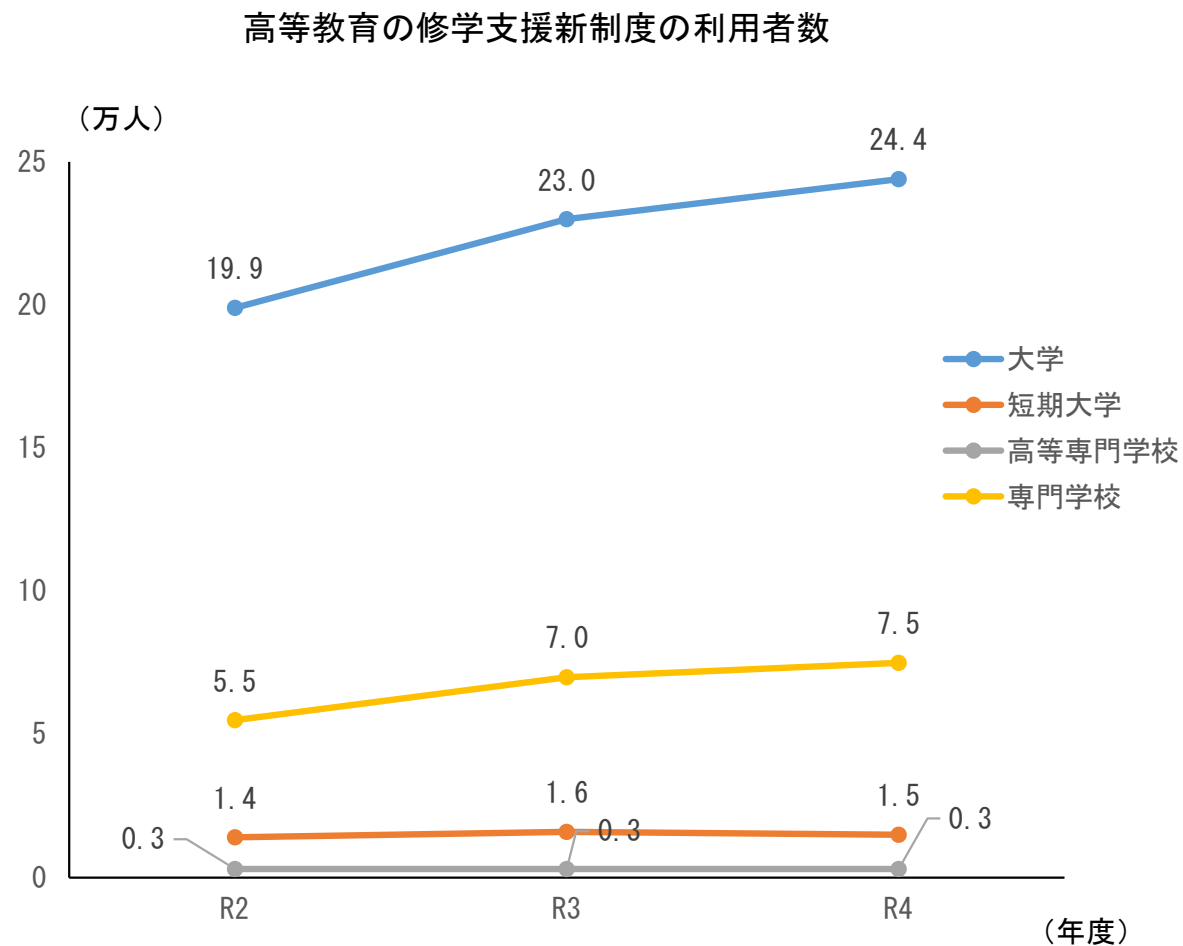
新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施状況



※「文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課調べ」をもとに作成。

高等教育の修学支援に関する指標

- ◆ 令和2年度に創設された高等教育の修学支援新制度の利用者数は、令和3年度、令和4年度ともに大学を中心に増加している。



※「独立行政法人日本学生支援機構及び文部科学省調べ」をもとに作成。

結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていているか

- ◆ 「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」。

日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると考えるか

(%)

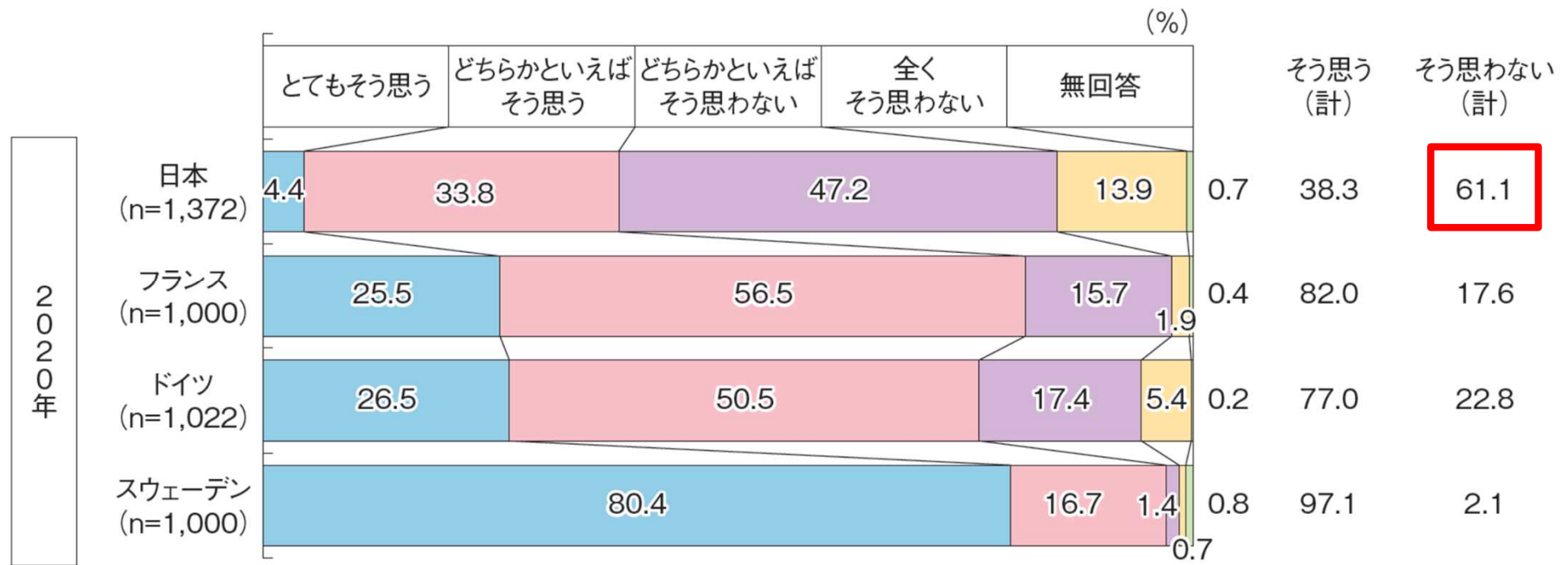
		そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
TOTAL (n=11889)		2.3	27.4	44.1	26.2
合計 (n=5914)		2.7	28.5	42.4	26.4
男性	20-29歳 (n=1146)	4.6	31.5	38.8	25.0
	30-39歳 (n=1425)	2.9	27.6	41.2	28.4
	40-49歳 (n=1807)	2.2	26.9	44.7	26.2
	50-59歳 (n=1536)	1.8	29.1	43.4	25.8
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0
女性	20-29歳 (n=1143)	2.1	27.6	44.9	25.4
	30-39歳 (n=1417)	2.0	23.4	44.2	30.4
	40-49歳 (n=1850)	1.8	23.0	49.0	26.3
	50-59歳 (n=1565)	2.1	31.6	44.2	22.1
	合計 (n=5975)	2.0	26.2	45.8	26.0

資料：内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」（2019（平成31）年3月）

※本調査は、20～59歳の未婚及び既婚の男女11,889人を対象として実施。

自国はこどもを生き育てやすい国だと思うか

- ◆ 「自国はこどもを生き育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」。



資料：内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（2021（令和3）年3月）

※百分率は、小数点第2位を四捨五入して、小数点第1位までを表示。このため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。